

第4次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画
(答申案)

令和7年2月

目次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の性格	4
5 策定のプロセス	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題	7
1 国のながれ（主な制度改正等）	7
2 地域福祉を取り巻く木津川市の状況	9
3 暮らしの中の主な施設	22
4 市民アンケート結果の概要	28
5 地域福祉関連団体の意識調査結果の概要	34
6 第3次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画に関する現状と課題	37
7 第4次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画のめざす方向	44
第3章 地域福祉推進の基本的な考え方	45
1 地域福祉に係るまちの将来像（基本理念）	45
2 将来像の実現に向けた基本目標	46
3 施策体系	47
第4章 施策の展開	49
基本目標1 交流し支え合い助け合う地域づくり	49
基本目標2 安心・安全な暮らしづくり	58
基本目標3 包括的な相談・支援体制づくり	73
基本目標4 地域福祉の基盤づくり	81
第5章 計画の推進に向けて	93
1 推進体制	93
2 進行管理	94

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

我が国では、少子・高齢化、これに伴う人口減少が継続しており、価値観や生活習慣の多様化も加速しています。さらに、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症*の影響により、地域住民同士のつながりや助け合いの活動が希薄化し、地域の支え合いの力のさらなる低下が懸念されています。

こうした中、国では令和2（2020）年に社会福祉法の一部が改正され、制度の狭間で福祉サービスに結びつかないケースや、育児と介護の両立など複合的な課題を抱えている世帯等、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することで、「地域共生社会*」の実現に向けた地域福祉の一層の推進を図ることとしています。

木津川市及び木津川市社会福祉協議会（以下、「社協」と記載します。）では、「思いやりあふれる笑顔 ひろがる輪 ～みんなで地域共生社会をめざそう～」を基本理念とした『第3次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画』を令和2（2020）年に策定し、「地域共生社会」の実現に向けた様々な取組・活動を推進してきました。

この間、本市では関西文化学術研究都市地域等における優良な住宅地開発などにより、他の自治体と比較して高齢化率が低いものの、今後、市全体が超高齢社会を迎えることや、気候変動や南海トラフ地震のリスクの高まりによる大規模災害の発生等が懸念されています。また、地域のつながりの希薄化など多様な課題への対応に加えて、複雑化・複合化する地域福祉の課題に対して包括的な支援を強化・充実させ、すべての人が共に支え合いながら安心して住み慣れた地域で共に暮らし続けることができる社会の構築をめざした取組が求められています。

今般、令和6（2024）年度に計画期間満了の時期を迎えることから、本市の福祉をさらに向上させるため、また、本市の福祉の上位計画として、新たに令和7（2025）年度から5年間を計画期間とする『第4次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画』を策定したものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

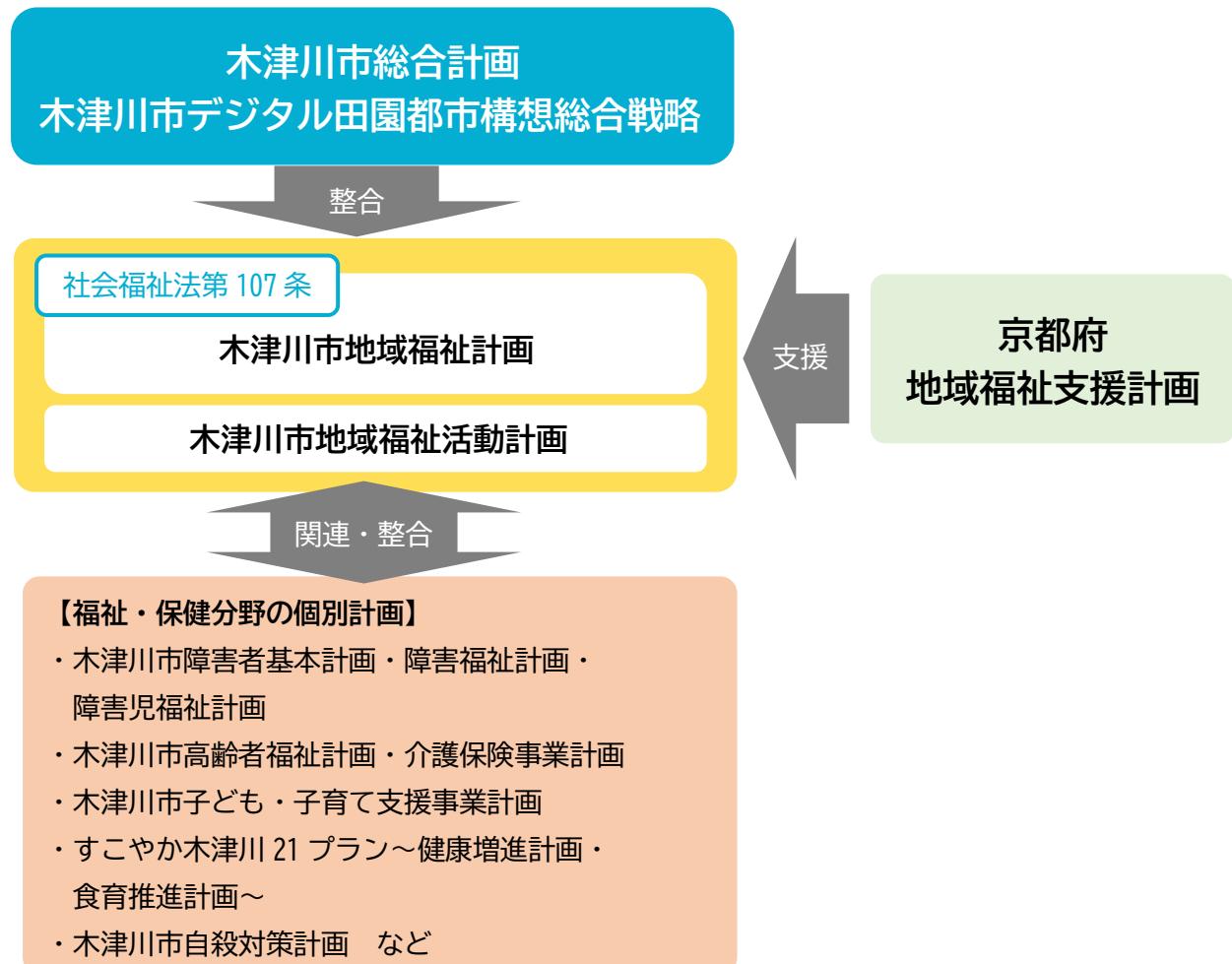
本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市町村が策定する「地域福祉計画」で、同条に規定されている5つの事項を示す本市の福祉の上位計画です。また、本計画の推進を通じて、同法第106条の3に規定される包括的な支援体制の整備を促進します。

【社会福祉法第107条に規定される5つの事項】

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、同法第109条に規定されている市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、相互に補完・補強し合い、市と社協の共通目標である地域共生社会の実現に向けて、地域福祉に関する実効性を高める計画とします。

本計画は、行政と民間を結び、福祉に関わる各分野をつなぐ「横糸」となる計画であり、福祉から地域活性化を展望する「福祉のまちづくり計画」です。



(2) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

平成 27(2015)年9月、国連では「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会が一体となって「SDGs*(持続可能な開発目標)」の達成に向けた取組を進めています。国では、平成 28(2016)年に政府内に推進本部が設置され、同年 12 月に実施方針が決定されており、地方公共団体においても、SDGs達成に向けた取組の推進が求められています。

本市では、令和3(2021)年5月に「SDGs日本モデル宣言」に賛同し、SDGsに取り組む姿勢を表明しています。本計画においても、SDGsの理念を反映させ「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現をめざします。

【SDGsが定める17のゴールのうち、本計画に特に関連する 11 のゴール】

 1 貧困をなくそう	【目標 1】 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
 2 飲食をゼロに	【目標 2】 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
 3 すべての人に健康と福祉を	【目標 3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 4 質の高い教育をみんなに	【目標 4】 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	【目標 5】 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
 8 働きがいも経済成長も	【目標 8】 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する
 10 人や国の不平等をなくそう	【目標 10】 国内および国家間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	【目標 11】 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
 13 気候変動に具体的な対策を	【目標 13】 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 16 平和と公正をすべての人に	【目標 16】 公平、平和かつ包摂的な社会を推進する
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	【目標 17】 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会動向の変化や計画の推進状況に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の性格

地域を構成するみんなの計画です。本市の福祉資源や、これまでの事業・活動の実績を基にして、みんなが参加・活躍しやすくするための、一人ひとりを主役とする行動計画であり、市と社協を中心に、みんなで進行を見守っていきます。

主 体	<p>市民・地域・福祉事業者・関係団体・社協・行政など、本市を構成するあらゆる主体を等しく主役とし、様々な立場の人々や機関が、それぞれの機能・役割を発揮し、互いに協力しながら実施していくための計画です。</p> <p>それぞれの主体は、支援される側と支援する側にわかれるものではなく、すべての人や機関は、様々な場面において支え、支えられる関係にあります。</p> <p>各組織は、そこに属する人々によって成り立っています。本計画は、地域、組織を構成する一人ひとりの「人」のためのものであり、一人ひとりを主役とします。</p>
-----	--

5 策定のプロセス

本計画の策定にあたっては、市と社協が連携・協力するとともに、市民・事業者・関係団体等の参加・参画の場を設けました。

（1）市民アンケート調査の実施

市内在住の 18 歳以上の人から 2,000 名を無作為に抽出し、郵送による配付、郵送・Web による回収により、市民アンケート調査を実施しました。

（2）地域福祉関連団体の意識調査の実施

市内で地域福祉に関連する活動を行っている 444 団体を対象に、社協の窓口にて配付・回収することにより、地域福祉関連団体の意識調査を実施しました。

（3）地域懇談会の実施

社協において、各圏域で地域懇談会を実施し、市民や各種団体の意見聴取を行いました。

（4）策定作業部会の実施

社協において、地域福祉活動計画策定に係る作業部会を設け、地域福祉のさらなる発展に向けて協議しました。

（5）木津川市地域福祉計画策定委員会の開催

計画を策定するにあたり、市民や各種団体の代表者等で構成する木津川市地域福祉計画策定委員会を設置し、検討しました。

（6）パブリックコメントによる意見徴収

広く市民の意見を聴取するため、令和6年12月16日（月）～令和7年1月14日（火）までパブリックコメント*を実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

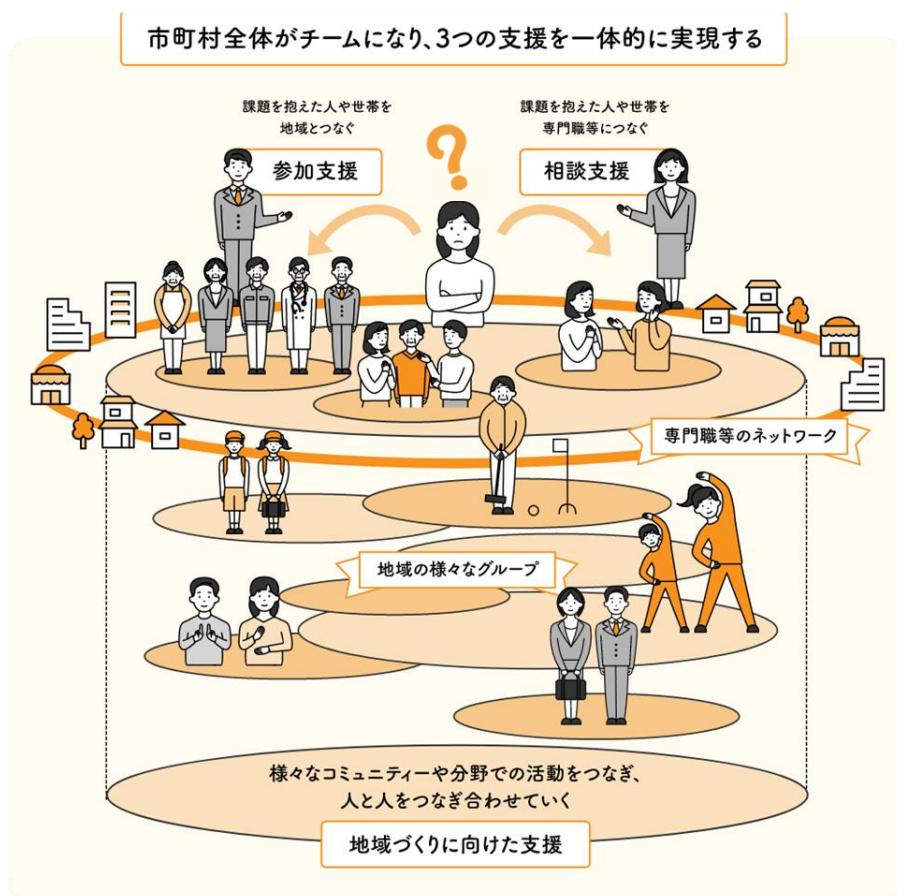
1 国のながれ（主な制度改正等）

（1）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

（令和3（2021）年4月施行）

少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に直面するとともに、単身世帯の増加など家族のあり方や地域のつながりの希薄化など地域社会も変化する中で、いわゆる8050問題*やダブルケア*など個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対応する市町村の包括的な支援体制となる「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、従来型の支援と新たなニーズとのギャップを埋めることをめざしています。

～重層的支援体制イメージ図～



※地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）を加工して作成

（2）第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）年3月閣議決定）

第二期計画では、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」をめざし、権利擁護支援の一環として成年後見制度^{*}の利用促進を推進することとしています。これを踏まえた今後の施策の目標として、ノーマライゼーション^{*}の理念を十分考慮し成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこと、また、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討を行うこと、さらに、権利擁護支援策を総合的に充実するための検討を行うことを掲げています。また、成年後見制度の運用改善等や、地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組むこととしています。

（3）第二次再犯防止推進計画（令和5（2023）年3月閣議決定）

第一次計画に基づく各種施策の取組により、一定の成果がみられる中、第二次計画では、①個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現、②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点の構築、③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携強化の3つを基本的な方向性として、さらなる取組の推進を図ることとしています。

（4）こども基本法（令和5（2023）年4月施行）

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

2 地域福祉を取り巻く木津川市の状況

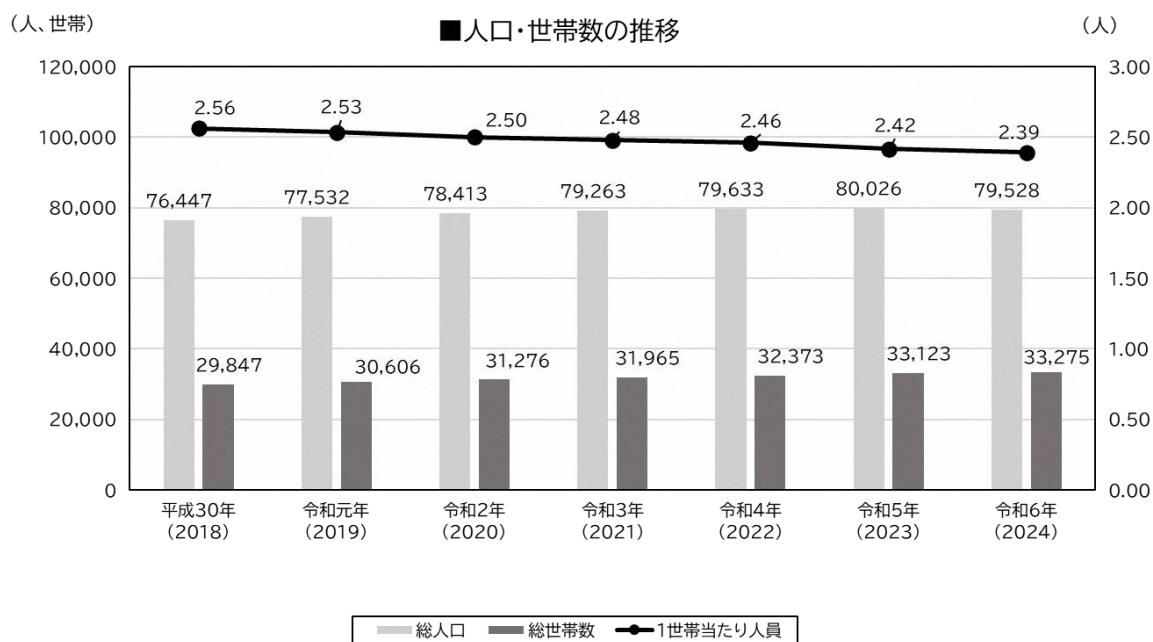
(1) 人口・世帯等の状況

① 人口の状況

人口は平成30(2018)年の76,447人から令和5(2023)年80,026人まで増加していましたが、令和6(2024)年3月末現在では79,528人となり、前年より減少しています。

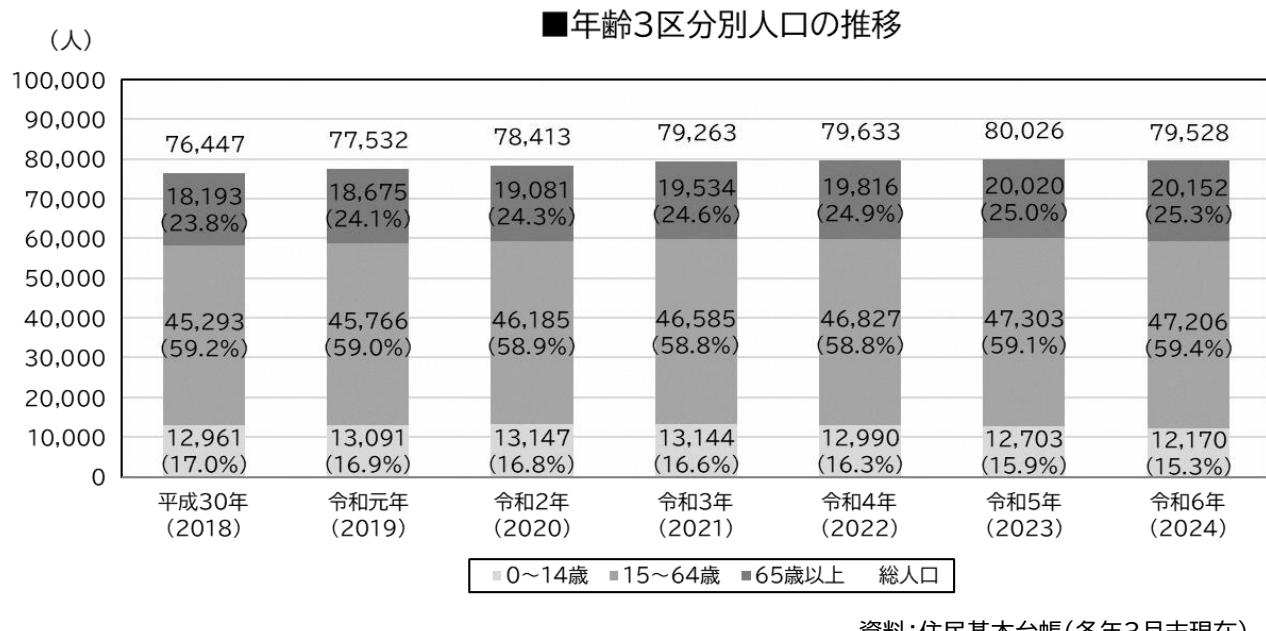
世帯数は増加を続け、同年同月現在では33,275世帯となっています。

1世帯当たり人員は、平成30(2018)年の2.56人が、令和6(2024)年には2.39人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。



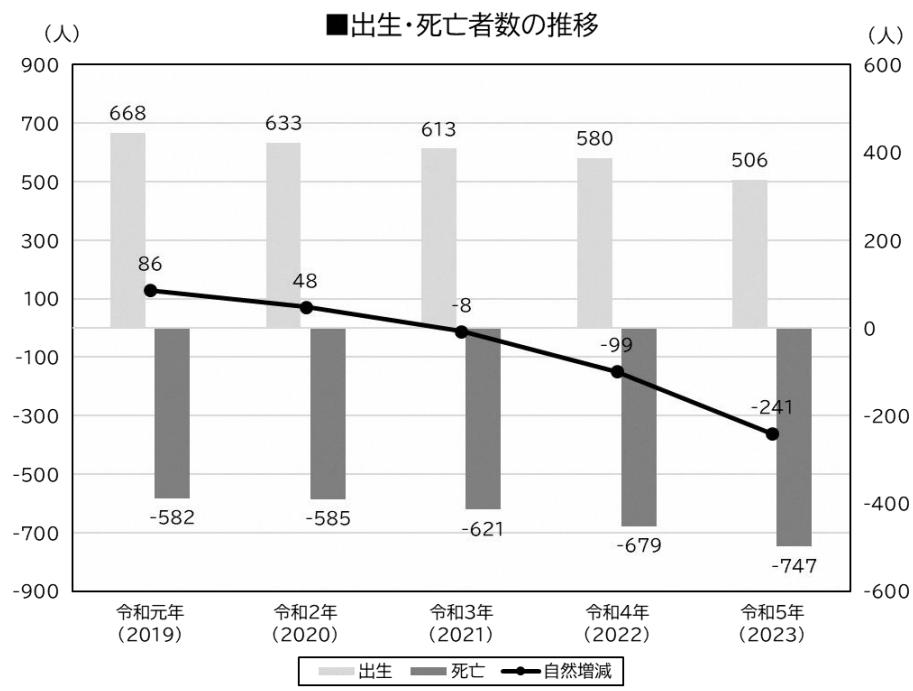
資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

0~14 歳の年少人口は令和2(2020)年をピークに減少傾向、15~64 歳の生産年齢人口はほぼ横ばいで推移しています。65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和6(2024)年3月末現在の高齢化率は 25.3% となっています。



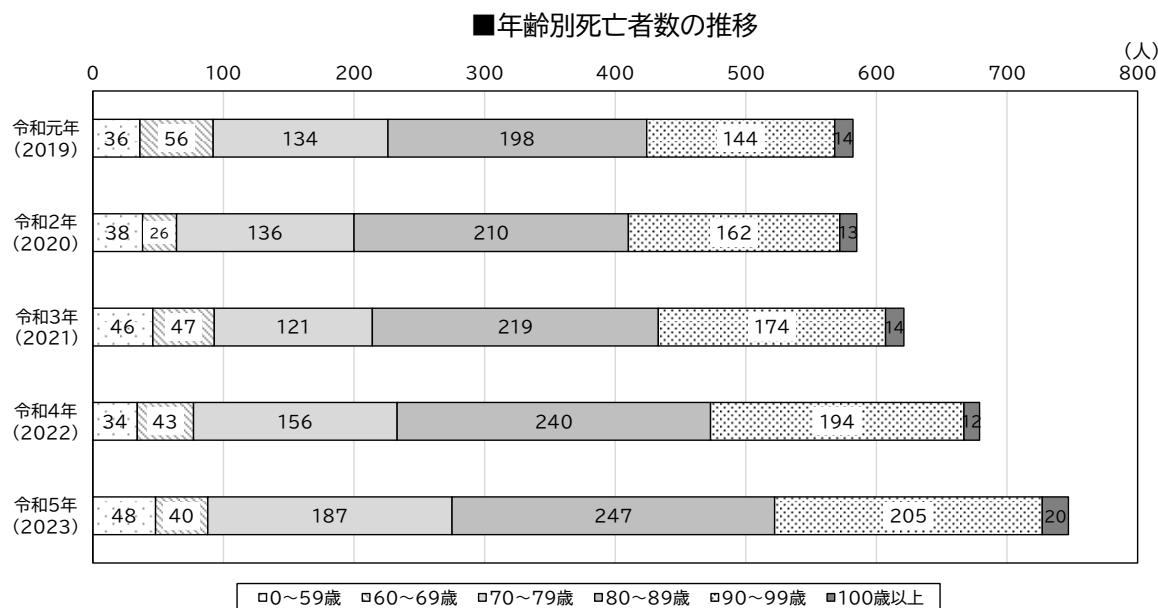
資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

木津川市の出生数は令和元(2019)年から減少傾向にあります。また、死亡数は令和3(2021)年以降増加傾向で推移し、令和5(2023)年には 747 人になっています。このため、令和3(2021)年以降は自然減に転じ、令和5年では-241 人の自然減となっています。



資料:人口動態統計

なお、年齢別死者数の推移をみると、60代以下の死者数に大きな変化はみられず、70代以降で増加していることから、近年の死者数の増加は、高齢化の進行の影響によるものと推測されます。



資料:人口動態統計

② 世帯の状況

国勢調査における木津川市の世帯数を平成27(2015)年と令和2(2020)年で比較すると、三世代世帯以外の世帯数が増加しています。

また、構成比について比較すると、単身世帯のみ平成27(2015)年の19.8%から令和2(2020)年には22.8%と、3.0ポイント増加しており、夫婦のみ世帯は横ばい、それ以外の世帯は減少しています。

■一般世帯数・構成比

		単身	夫婦のみ	二世代	三世代	その他	合計	参考 一般世帯人員(人)
平成27年 (2015)	世帯数(世帯)	5,262	6,355	12,777	1,434	796	26,624	72,098
	構成比(%)	19.8	23.9	48.0	5.4	3.0	100.0	(2.71人/世帯)
令和2年 (2020)	世帯数(世帯)	6,789	7,126	13,896	1,114	837	29,762	77,056
	構成比(%)	22.8	23.9	46.7	3.7	2.8	100.0	(2.59人/世帯)

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

※その他世帯には、“夫婦と両親から成る世帯”“夫婦とひとり親から成る世帯”“兄弟姉妹からのみなる世帯”“世帯の家族類型(不詳)”等を含む

国勢調査から木津川市のひとり親世帯の推移をみると、平成 27(2015)年の 553 世帯が、令和2(2020)年には 614 世帯となり、1.1 倍増加しています。

ひとり親世帯のうち母子世帯は、89.3%と多くの割合を占めています。

父子世帯は母子世帯と比較すると少ないものの、平成 27(2015)年の 47 世帯が、令和2(2020)年には 66 世帯となり、1.4 倍に増加しています。

■母子・父子世帯

		母子	父子	合 計
平成27年 (2015)	世帯数(世帯)	506	47	553
	構成比(%)	91.5	8.5	100.0
	総世帯に占める割合(%)	1.90	0.18	2.08
令和2年 (2020)	世帯数(世帯)	548	66	614
	構成比(%)	89.3	10.7	100.0
	総世帯に占める割合(%)	1.84	0.22	2.06

資料:国勢調査(各年 10 月1日現在)

国勢調査から木津川市の高齢者世帯の推移をみると、平成 27(2015)年の 10,546 世帯が、令和2(2020)年には 11,975 世帯となり、1.1 倍となっています。特に、単身世帯は 1.3 倍と増加が顕著です。

■高齢者世帯

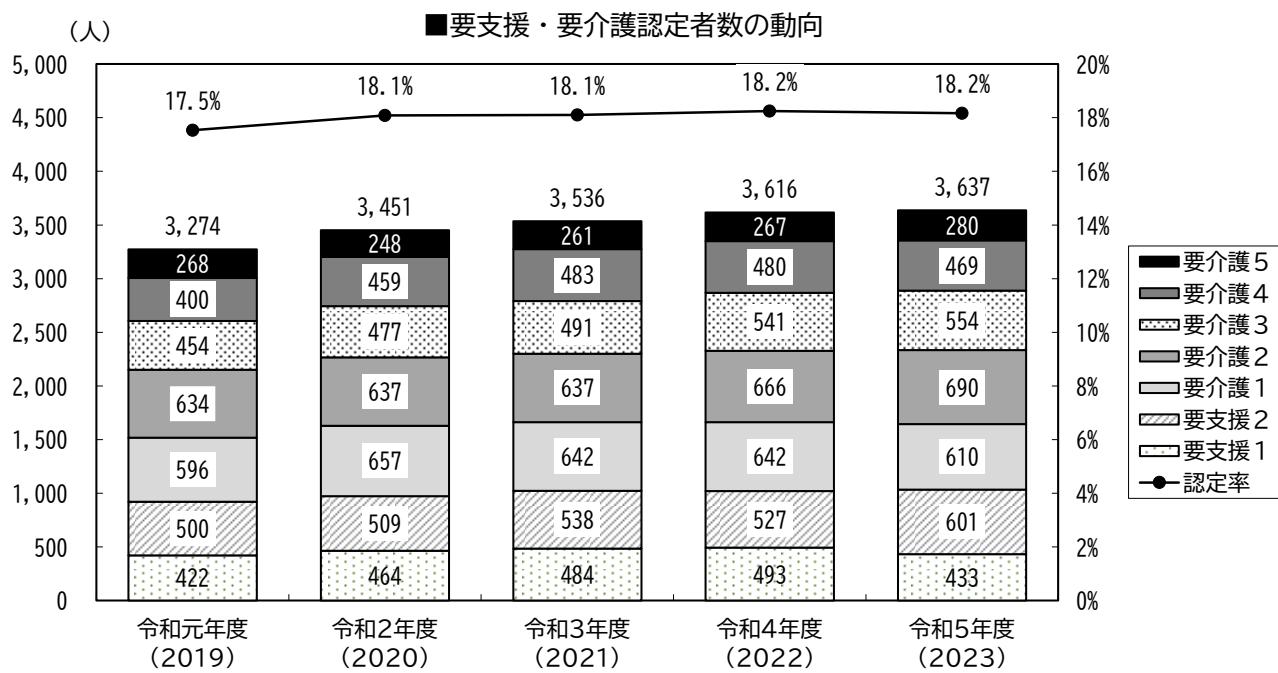
		単身	夫婦のみ	その他	合 計
平成27年 (2015)	世帯数(世帯)	2,132	3,964	4,450	10,546
	構成比(%)	20.2	37.6	42.2	100.0
令和2年 (2020)	世帯数(世帯)	2,744	4,683	4,548	11,975
	構成比(%)	22.9	39.1	38.0	100.0

資料:国勢調査(各年 10 月1日現在)

(2) 高齢者の状況

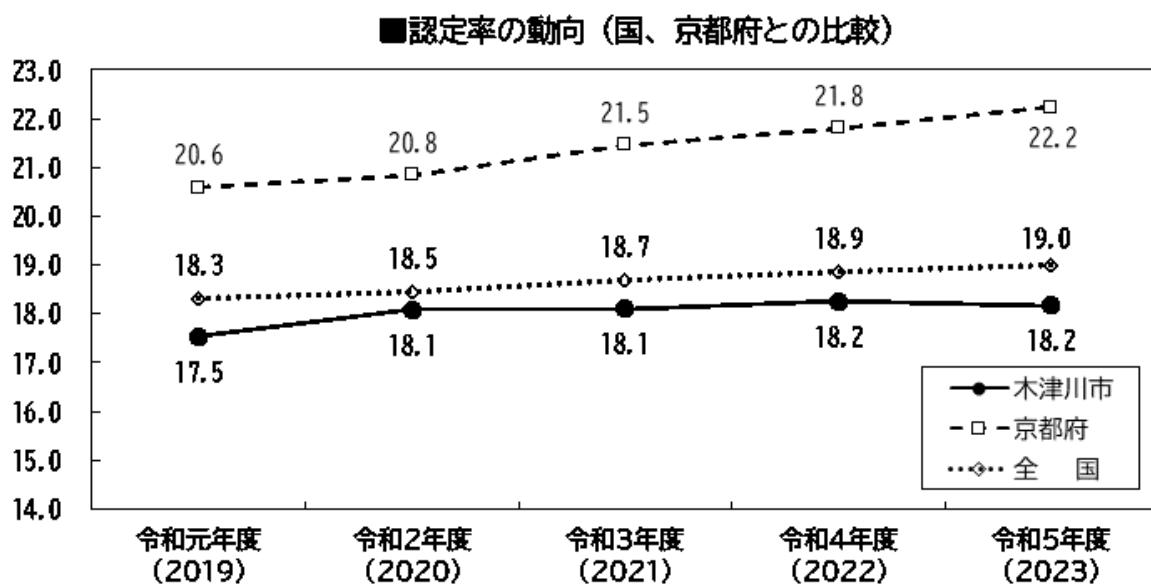
要支援・要介護認定者の総数は、令和元(2019)年度の3,274人から、令和5(2023)年度には3,637人に増加しています。

一方、認定率は令和元(2019)年度の17.5%から令和2(2020)年度に18.1%に増加した以降、ほぼ横ばいの推移となっており、総人口に占める割合も微増となっています。認定率については、国や府に比べて一貫して低い水準で推移している状況です。



※認定率は第1号被保険者に対する第1号認定者総数の割合

資料:高齢介護課(各年度末現在)



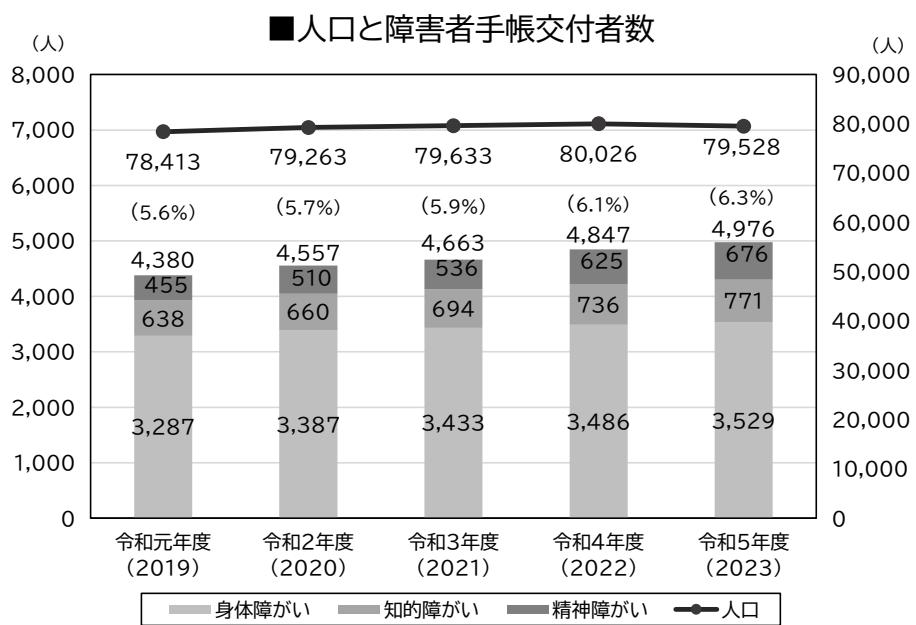
資料:高齢介護課(各年度末現在)
介護保険事業状況報告(各年度末現在)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
木津川市	認定率(%)	17.5	18.1	18.1	18.2	18.2
	総人口に占める割合(%)	4.2	4.4	4.4	4.5	4.6
京都府	認定率(%)	20.6	20.8	21.5	21.8	22.2
	総人口に占める割合(%)	6.0	6.3	6.4	6.5	-
全国	認定率(%)	18.3	18.5	18.7	18.9	19.0
	総人口に占める割合(%)	5.3	5.4	5.5	5.6	-

(3) 障がい者の状況

障がい種別ごとの手帳交付者数は、身体障がいが最も多く、次いで知的障がい、精神障がいとなっています。

すべての障がい種別で交付者が増加しており、手帳交付者数は令和元(2019)年度の4,380人から、令和5(2023)年度4,976人に増加しています。総人口に占める割合については、国と同水準、府に比べると低い水準で推移しているものの、令和元(2019)年度の5.6%から令和5(2023)年度は6.1%に増加しています。



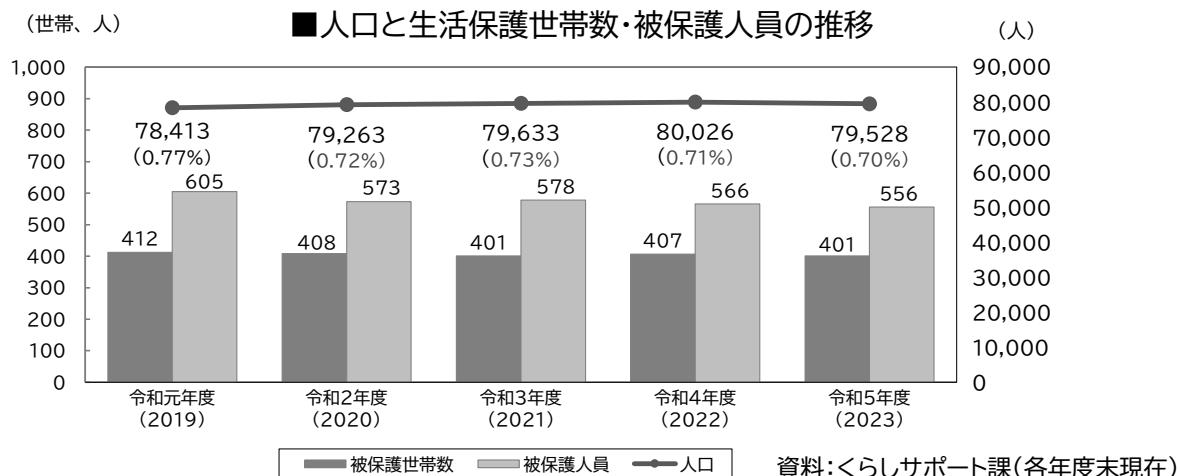
資料:木津川市統計書(年度末現在)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
木津川市	総人口に占める割合(%)	5.6	5.7	5.9	6.1	6.3
京都府	総人口に占める割合(%)	7.5	7.7	7.7	7.8	-
全国	総人口に占める割合(%)	5.8	5.9	5.9	6.0	-

(4) 生活困窮の方の状況

① 生活保護世帯の状況

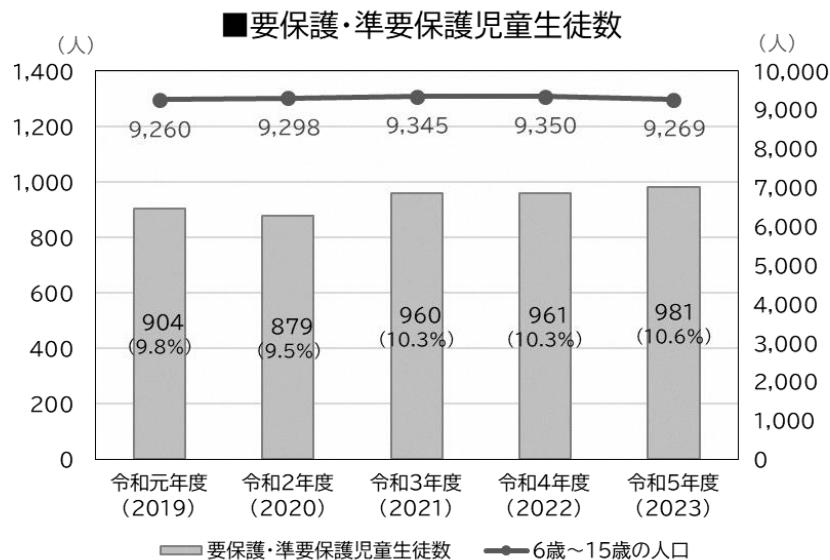
生活保護の被保護世帯及び被保護人員は、多少の増減をしながらほぼ横ばいで推移しています。総人口に占める割合については、国や府に比べて一貫して低い水準となっており、減少傾向で推移しています。



		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
木津川市	総人口に占める割合(%)	0.77	0.72	0.73	0.71	0.70
京都府	総人口に占める割合(%)	2.19	2.16	2.14	2.11	-
全国	総人口に占める割合(%)	1.64	1.63	1.62	1.62	-

② 要保護・準要保護児童生徒の状況

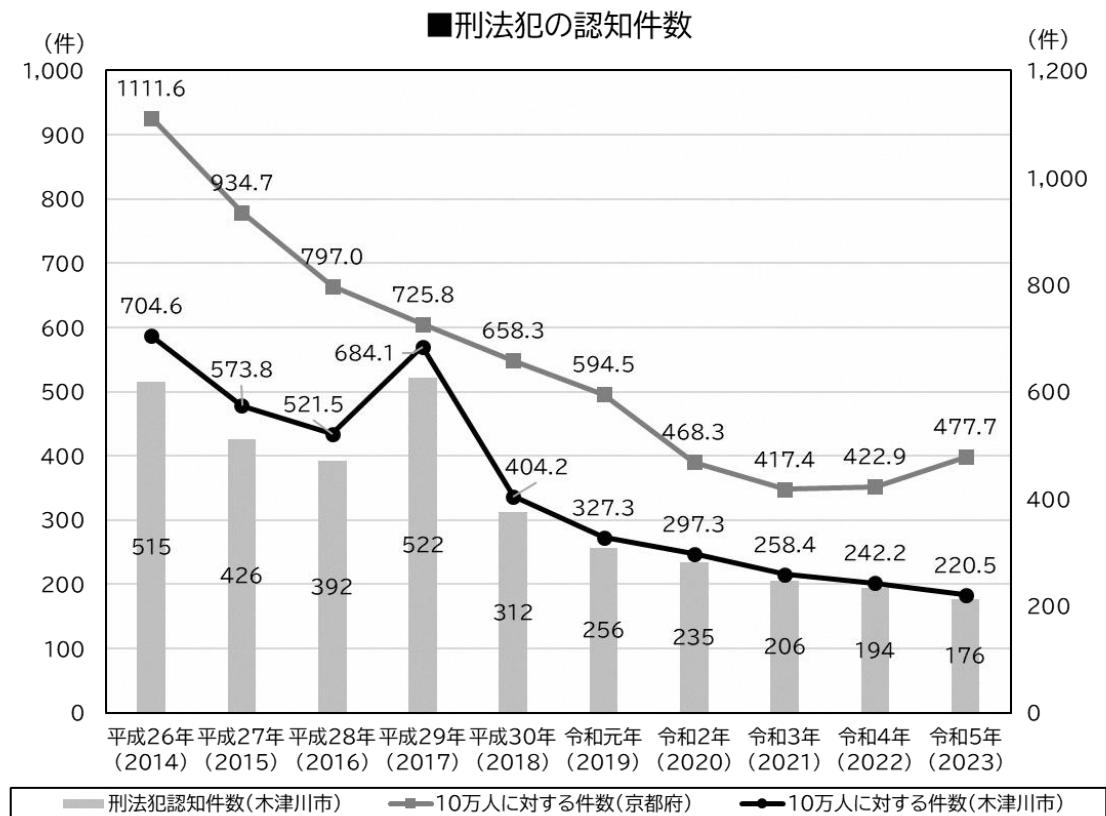
要保護・準要保護児童生徒数は、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて減少しているものの、その後は増加しており、令和5(2023)年度は981人となっています。6~15歳の人口に占める割合についても、令和2(2020)年度以降やや増加傾向で推移しています。



(5) 刑法犯の状況

刑法犯の認知件数は、10 年間で減少し、令和5(2023)年は平成 26(2014)年の約 3割となる 176 件となっています。

10 万人に対しての認知件数は府と比べて低い水準で推移しており、令和5(2023)年は府の 477.7 件に対し、本市は 220.5 件とおよそ半数となっています。



資料:木津川市統計書

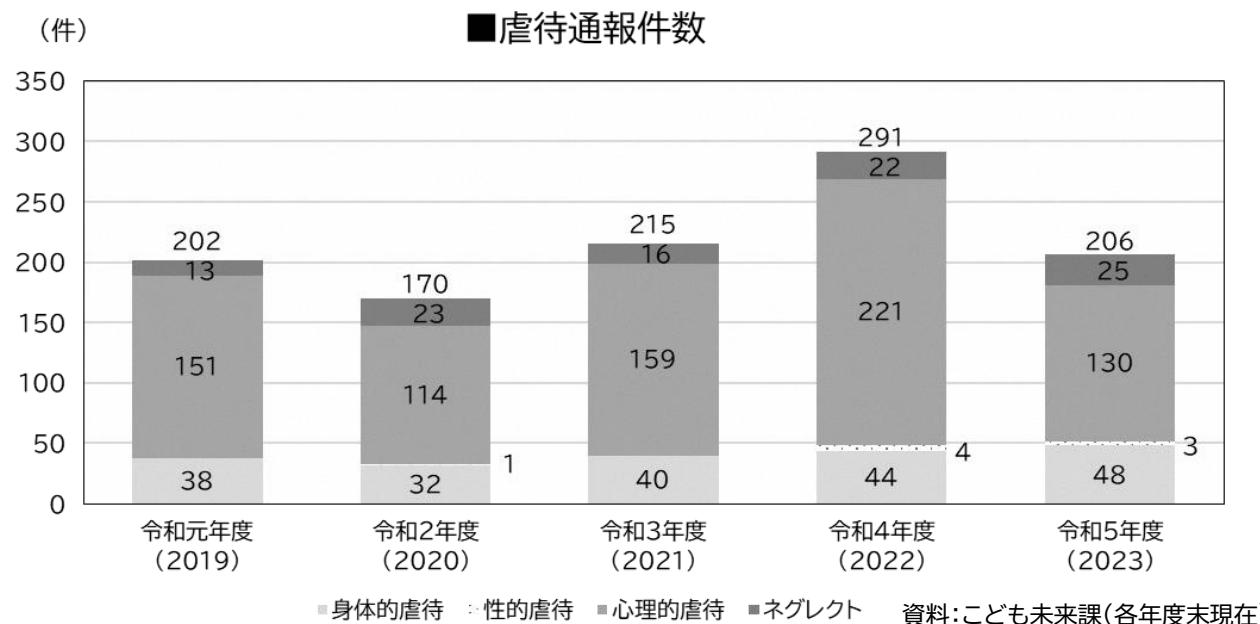
京都府警察犯罪統計書

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(6) 虐待防止と権利擁護の状況

虐待の通報件数は年度により異なっており、令和4(2022)年度は件数の大きな増加がみられました。

通報のあった虐待の種類をみると、全体の約 70%が心理的虐待で最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクト*、性的虐待となっています。



日常生活自立支援事業利用者数に大きな変化はなく、毎年度 50 人前後で推移しています。

■日常生活自立支援事業利用者数 単位:人

令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
53	47	54	54	50

資料:木津川市社会福祉協議会(各年度末現在)

成年後見制度利用者数は、令和元(2019)年の62人から令和5(2023)年度には74人に増加しています。

■成年後見制度利用者数 単位:人

	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
成年後見制度利用者数(人)	62	64	66	77	74

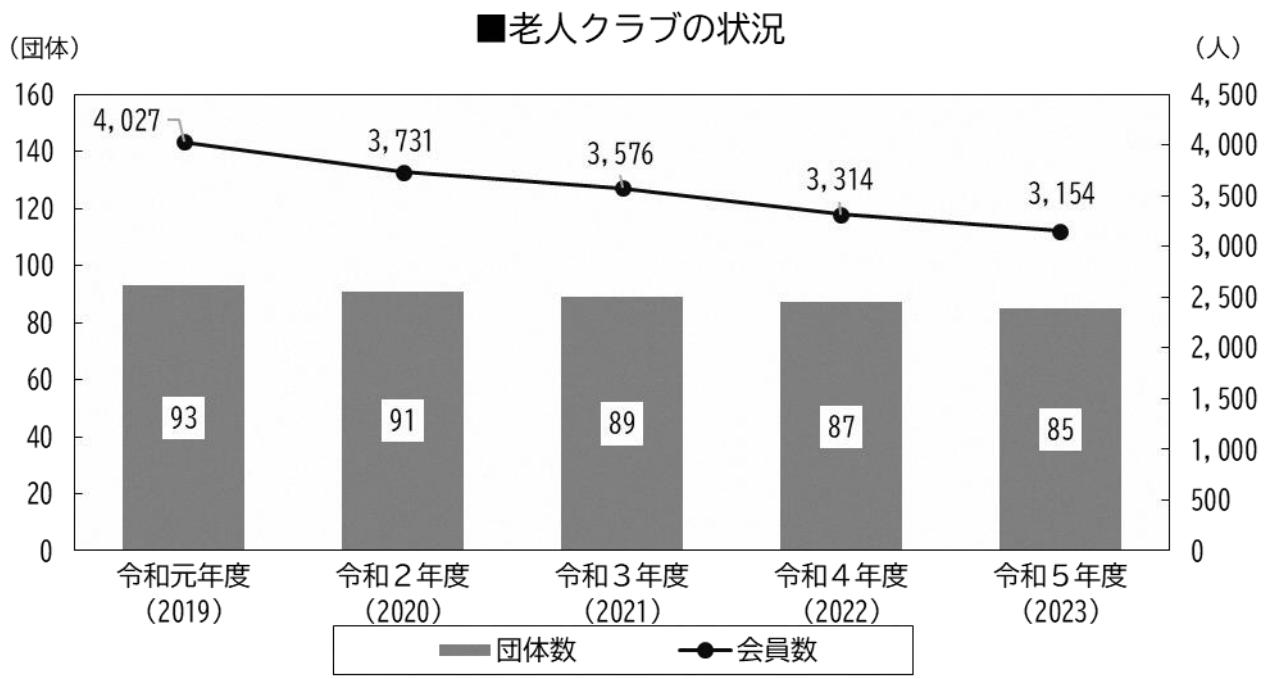
資料:京都家庭裁判所

※令和3年までは 12.31 現在(暦年)、令和 4 年より調査期間変更により 3.31 現在(年度)

(7) 福祉活動等の状況

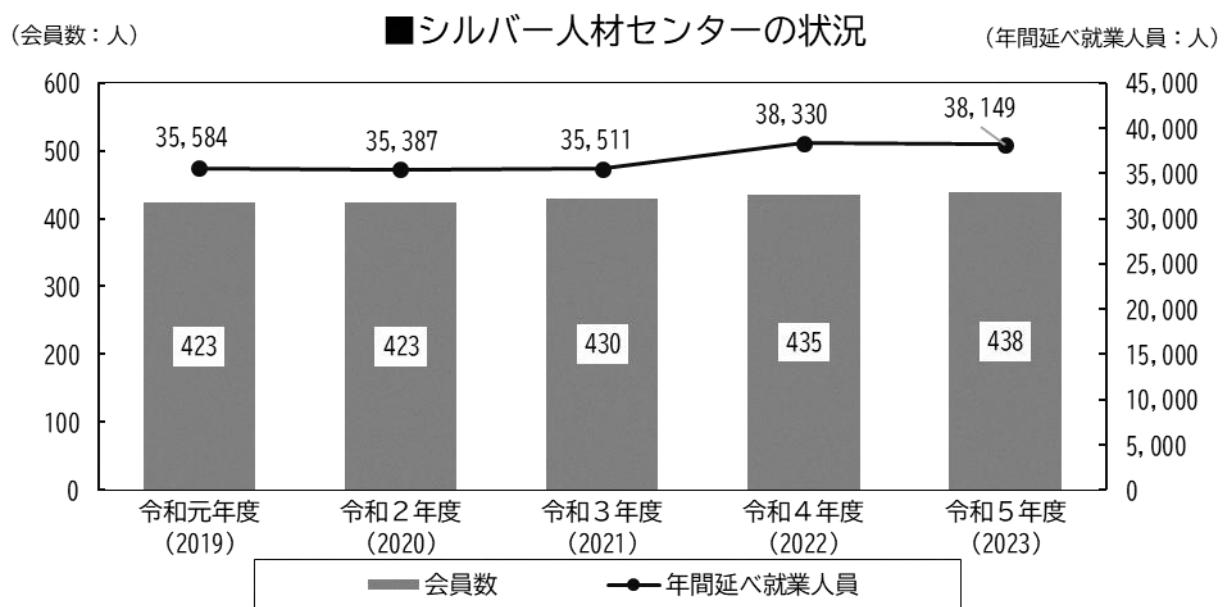
老人クラブ団体数、会員数共に減少が続き、令和5(2023)年度はそれぞれ 85 団体、3,154 人となっています。

令和5(2023)年度の会員数は令和元(2019)年度の 80%程度に減少しています。



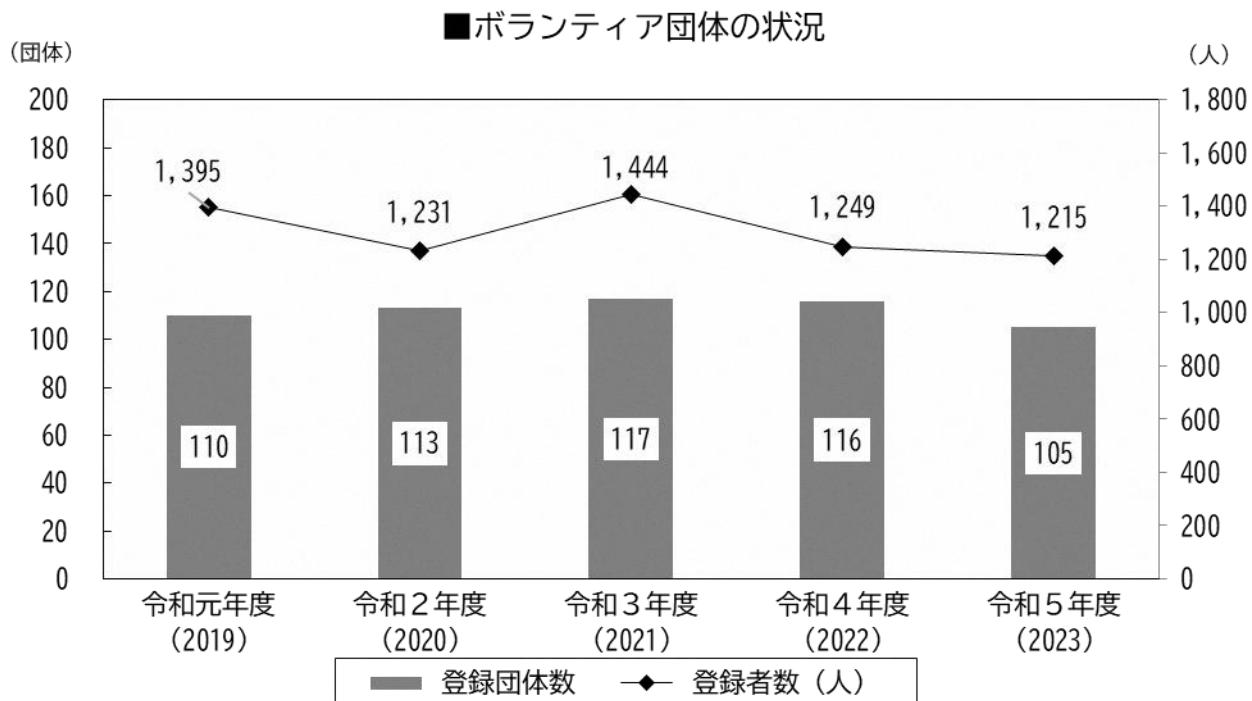
シルバー人材センターの会員数は増加を続け、令和5(2023)年度には 438 人となって います。

また、年間延べ就業人員は、おおむね増加傾向にあり、令和5(2023)年度は 38,149 人となっています。



ボランティア登録団体は、令和3(2021)年度をピークに減少し、令和5(2023)年度には105団体となっています。

また、登録者数も令和3(2021)年度をピークに減少し、令和5(2023)年度には1,215人となっています。



資料:木津川市社会福祉協議会(各年度末現在)

令和5(2023)年度の民生委員・児童委員は定数の142人となっています。男性が41人、女性が101人で、女性が71.1%を占めています。

令和2(2020)年度の延べ活動日数は新型コロナウイルス感染症の影響による減少がみられますが、令和3(2021)年度以降徐々に増加し、コロナ禍以前に近づきつつあります。同じく減少していた訪問回数は、コロナ禍以前を上回っています。

■民生委員・児童委員の状況

	委員数(人)			延べ活動日数(日)	訪問回数(回)	活動内容(件)		
	総数	男	女			総数	相談・指導	その他
令和元年度(2019)	142	41	101	16,771	15,055	15,668	1,661	14,007
令和2年度(2020)	140	41	99	12,698	15,996	10,139	1,113	9,026
令和3年度(2021)	141	41	100	13,091	14,714	10,492	1,186	9,306
令和4年度(2022)	142	41	101	14,637	14,722	12,525	1,443	11,082
令和5年度(2023)	142	41	101	15,864	20,478	14,112	1,321	12,791

資料:社会福祉課(委員数:各年度12月1日現在、その他:各年度末現在)

社会参加、健康づくり等を目的に住民が地域で自主的に取り組む登録サロンに対して支援を行っています。登録サロン数は令和元(2019)年度から令和3(2021)年度にかけて減少、その後は増加し、令和5(2023)年度には179団体となっています。

■登録サロン数					単位:団体
令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
154	165	152	162	179	

資料:木津川市社会福祉協議会(各年度末現在)

犯罪のない明るい社会をみんなでめざして行っている、社会を明るくする運動の令和5(2023)年度の参加者数は41人です。令和元(2019)年度と比較して70%程度に減少しています。(令和2(2020)、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)

■社会を明るくする運動参加者数					単位:人
令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
57	-	-	39	41	

資料:社会福祉課(各年度末現在)

在宅の高齢者等の自立と健康の増進を図るため実施している配食サービスの、令和5(2023)年度利用者は410人です。令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて、51人増加しましたが、その後は400人前後で推移しています。

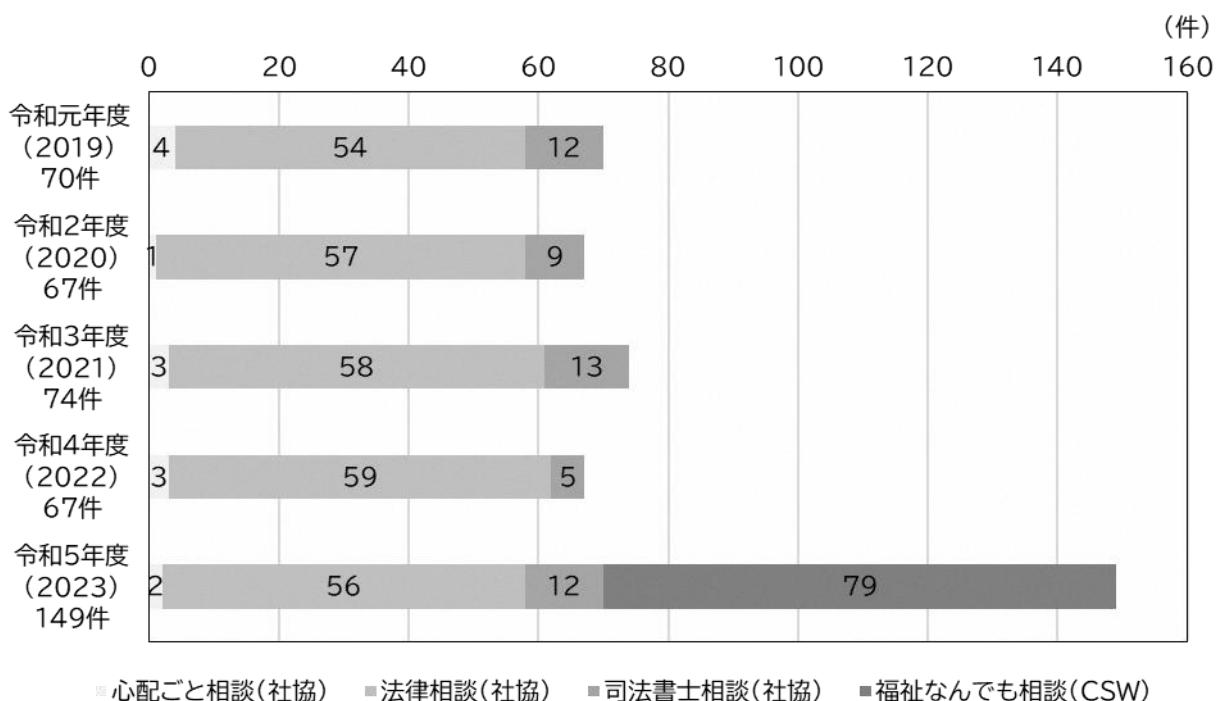
■配食サービス利用者数					単位:人
令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
366	417	407	392	410	

資料:木津川市社会福祉協議会(各年度末現在)

福祉に関する相談件数をみると、令和5(2023)年度から社協が福祉なんでも相談を開始したため、令和5(2023)年度の相談件数が令和元(2019)年度の70件の2.1倍の149件に増加しています。

令和5(2023)年度以前から実施している相談件数は多い方からおおよそ、法律相談60件弱、司法書士相談10件前後、心配ごと相談5件未満で推移しています。

■福祉に関する相談件数



資料:木津川市社会福祉協議会(各年度末現在)

3 暮らしの中の主な施設

市では市民に身近な圏域として木津東、木津西、加茂、山城の4つの圏域を設定しています。圏域ごとの、主な施設は次ページからのとおりです。(※令和6(2024)年10月末現在)



＜木津川市にある施設（箇所）＞

種別	施設数
健康福祉総合	22
健康増進	2
こども・子育て	39

種別	施設数
障がい	12
(入)施設入所支援	1
(共)共同生活援助	11
高齢・介護	20
地域防災等	4

(1) 木津東圏域



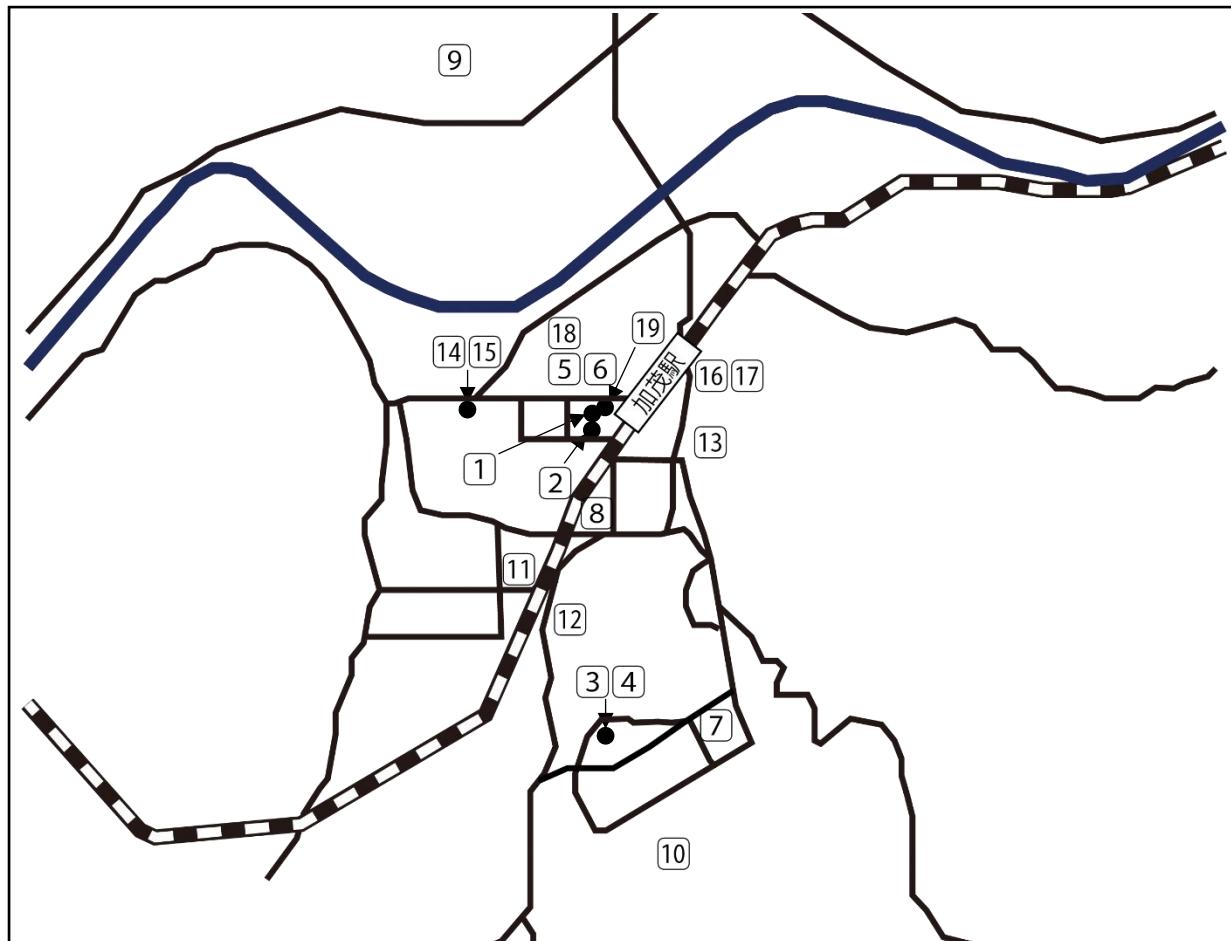
●健康福祉総合		●障がい	
1	木津川市役所	27	グループホーム相朋舎「めぶき」(共)
2	木津保健センター	28	グループホーム 百代の木(共)
3	木津川市社会福祉協議会 本所・木津支所	29	チャリッシュスマイル木津(共)
4	地域包括支援センター 木津東	30	シャンティハウス(共)
5	木津老人福祉センター	●高齢・介護	
6	木津子育て支援センター	31	介護老人保健施設やましろ
7	木津東部子育て支援センター	32	特別養護老人ホーム 木津芳梅園
8	ボランティアセンター	33	特別養護老人ホーム きはだの郷
●健康増進		34	グループホーム フレンド平城山・山城
9	京都山城総合医療センター	35	グループホーム エバホーム
10	京都府山城南保健所(総合庁舎内)	36	有料老人ホーム アムール城山台
●こども・子育て		37	有料老人ホーム サンシティ木津
11	木津保育園	38	住宅型有料老人ホーム福丸
12	清水保育園	39	住宅型有料老人ホーム福太郎
13	木津保育園分園	40	有料老人ホーム ケアポート梅美台
14	愛光こども園	●地域防災等	
15	愛光みのりこども園	41	相楽中部消防署
16	認定こども園州見台さくら		
17	梅美台こども園		
18	なごみこども園		
19	木津幼稚園		
20	みかのはら幼稚園		
21	病児・病後児保育室おひさま		
22	木津小学校		
23	梅美台小学校		
24	州見台小学校		
25	城山台小学校		
26	木津南中学校		

(2) 木津西圏域



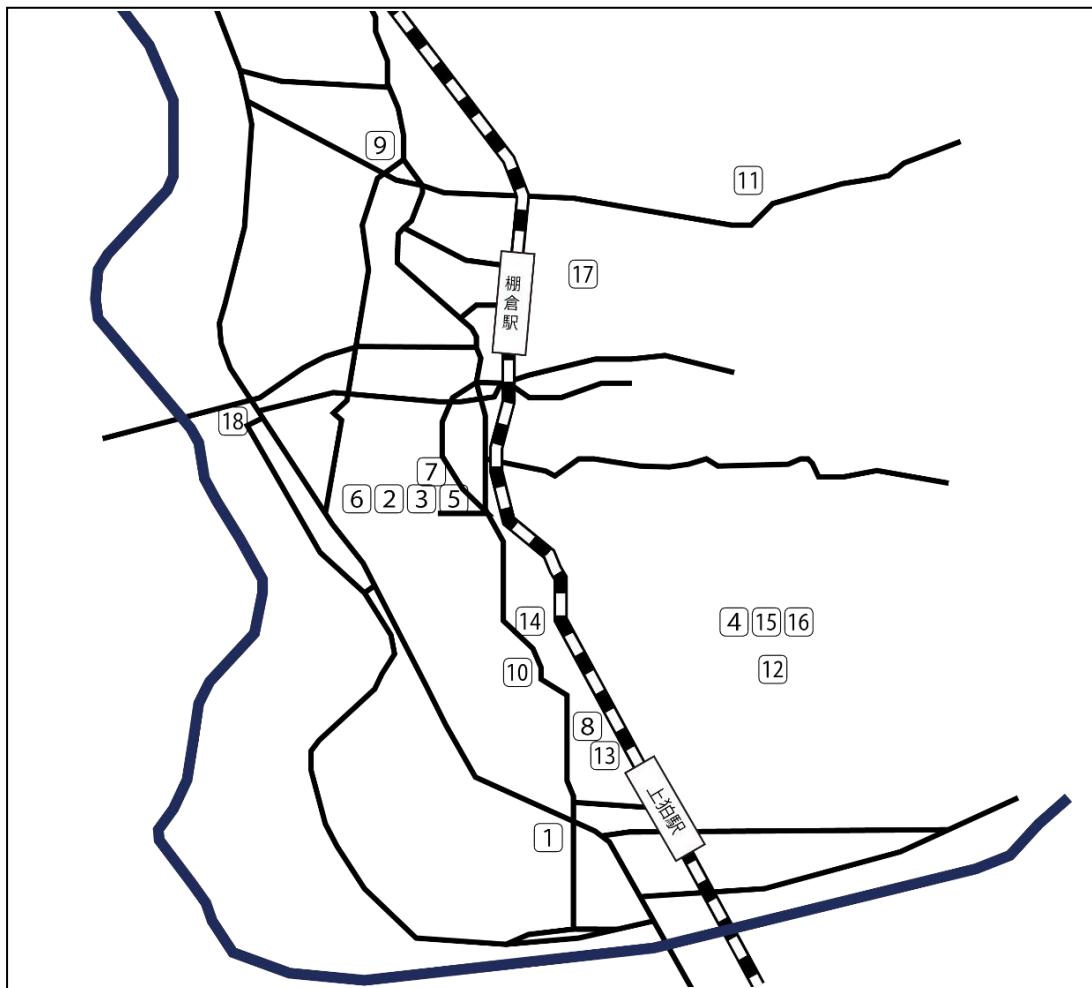
●健康福祉総合		14	木津川台小学校
1	木津川市 西部出張所	15	木津中学校
2	相楽老人福祉センター	16	木津第二中学校
3	地域包括支援センター 木津西	●高齢・介護	
●こども・子育て		17	特別養護老人ホーム ゆりのき
4	相楽保育園	18	グループホーム 西木津ぬくもりの里
5	相楽台保育園	19	有料老人ホーム ローズライフ高の原
6	認定こども園木津川台	20	有料老人ホーム サンシャインコート京都木津川
7	認定こども園藍咲学園	●地域防災等	
8	認定こども園木津さくらの森	21	相楽中部消防署 木津西出張所
9	愛光兜台こども園		
10	相楽幼稚園		
11	相楽小学校		
12	高の原小学校		
13	相楽台小学校		

(3) 加茂圏域



●健康福祉総合		●障がい	
1	木津川市 加茂支所	12	第一いづみ荘(共)
2	加茂保健センター	13	第二いづみ荘(共)
3	木津川市社会福祉協議会 加茂支所	14	加茂タウンⅠ号館(共)
4	地域包括支援センター 加茂	15	加茂タウンⅡ号館(共)
5	加茂子育て支援センター	●高齢・介護	
●こども・子育て		16	特別養護老人ホーム 加茂の里
6	いづみこども園	17	ケアハウスあじさい
7	南加茂台保育園	18	グループホーム 加茂ぬくもりの里
8	加茂小学校	●地域防災等	
9	恭仁小学校	19	相楽中部消防署 加茂出張所
10	南加茂台小学校		
11	泉川中学校		

(4) 山城圏域



●健康福祉総合		●障がい
1	木津川市 山城支所	11 横手通り43番地「庵」(入)
2	山城保健センター	12 グループホーム相朋舎(共)
3	木津川市社会福祉協議会 山城支所	13 ケアステーション山城(共)
4	地域包括支援センター 山城	14 ソーシャルインクルーホーム木津川山城町(共)
5	山城老人福祉センター	●高齢・介護
6	山城子育て支援センター	15 特別養護老人ホーム・グループホーム山城ぬくもりの里
●こども・子育て		16 ケアハウスなでしこ
7	やましろこども園	17 グループホーム 涌出ぬくもりの里
8	上狹小学校	●地域防災等
9	棚倉小学校	18 相楽中部消防署 山城出張所
10	山城中学校	

4 市民アンケート結果の概要

(1) 調査の目的と実施概要

今後の地域福祉のあり方の検討や関連する取組のさらなる推進に向け、市民の皆様のご意見等をうかがい、本計画の基礎資料として活用することを目的に市民アンケート調査を実施しました。

【実施概要】

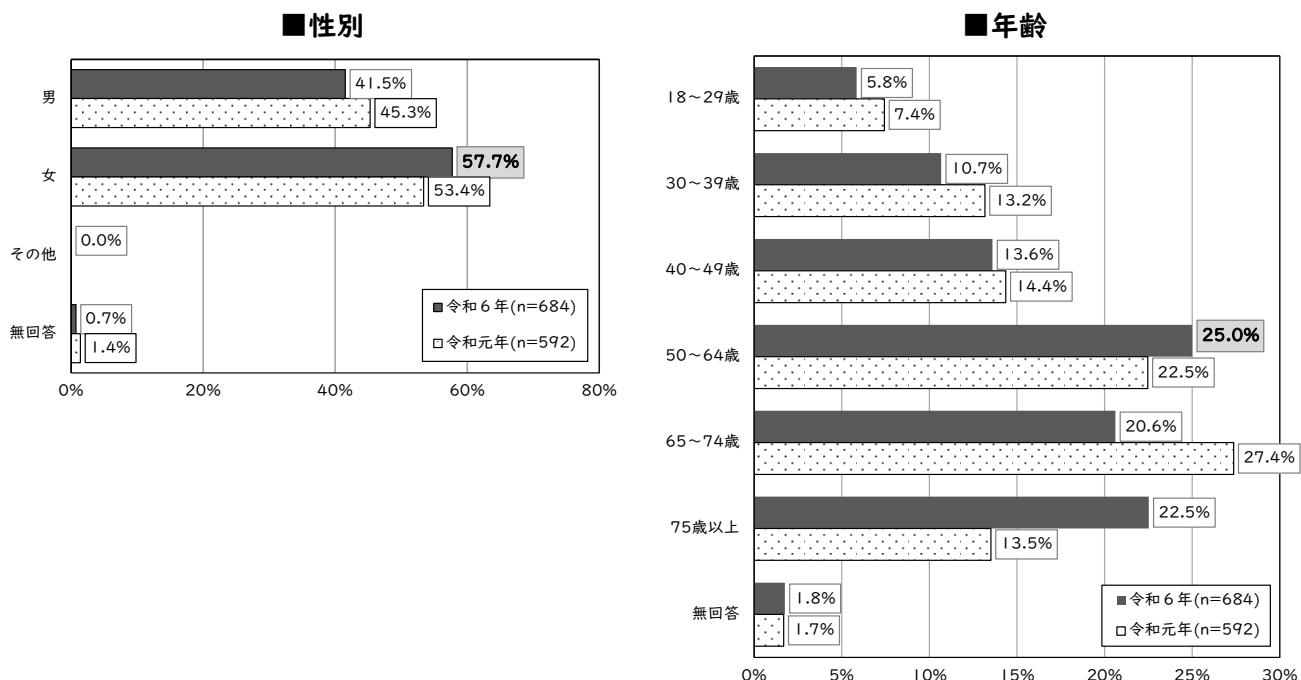
調査対象	調査実施時期	配付・回収方式
市内在住 18 歳以上の市民	令和6(2024)年1月～ 2月7日	郵送配付・回収 (Web回答併用)

【配付・回収状況】

配付数	回収数	回収率
2,000 票	684 票 (郵送 498 票、Web 186 票)	34.2%

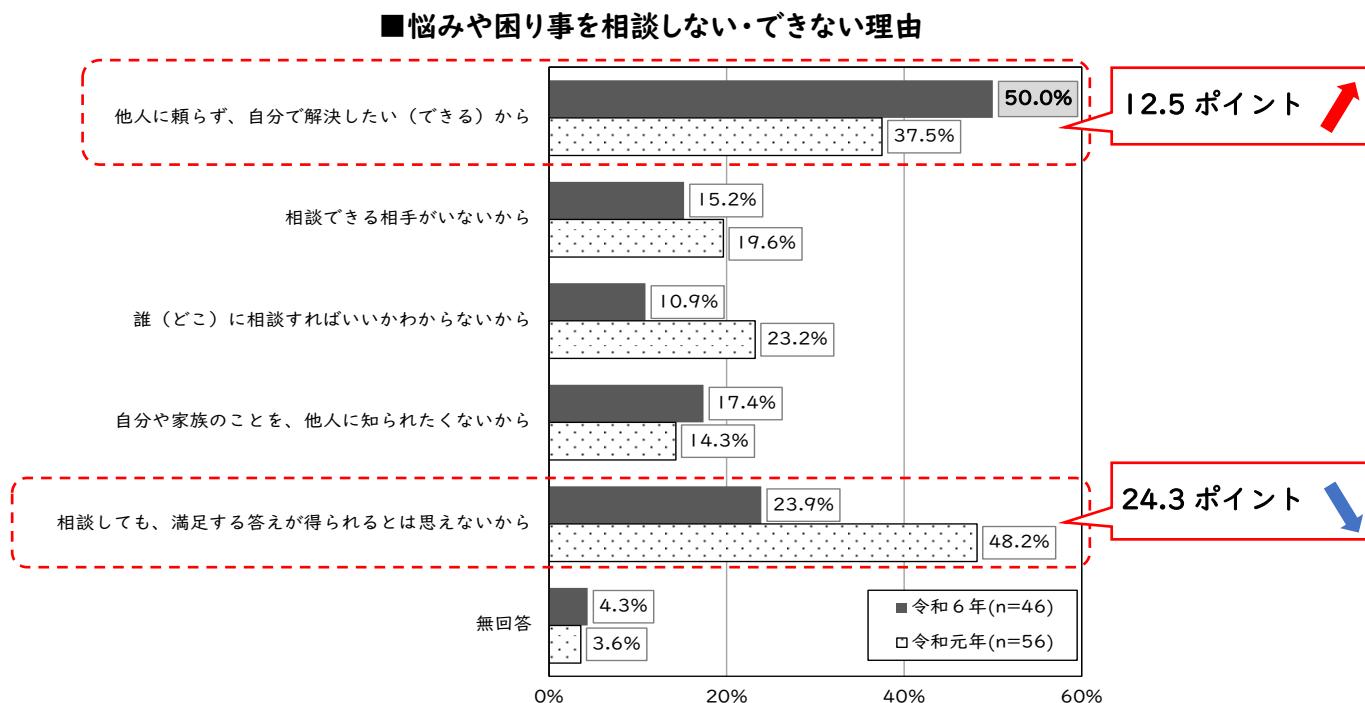
(2) 調査結果の概要

① 回答者の属性



② 困り事や福祉との関わりについて

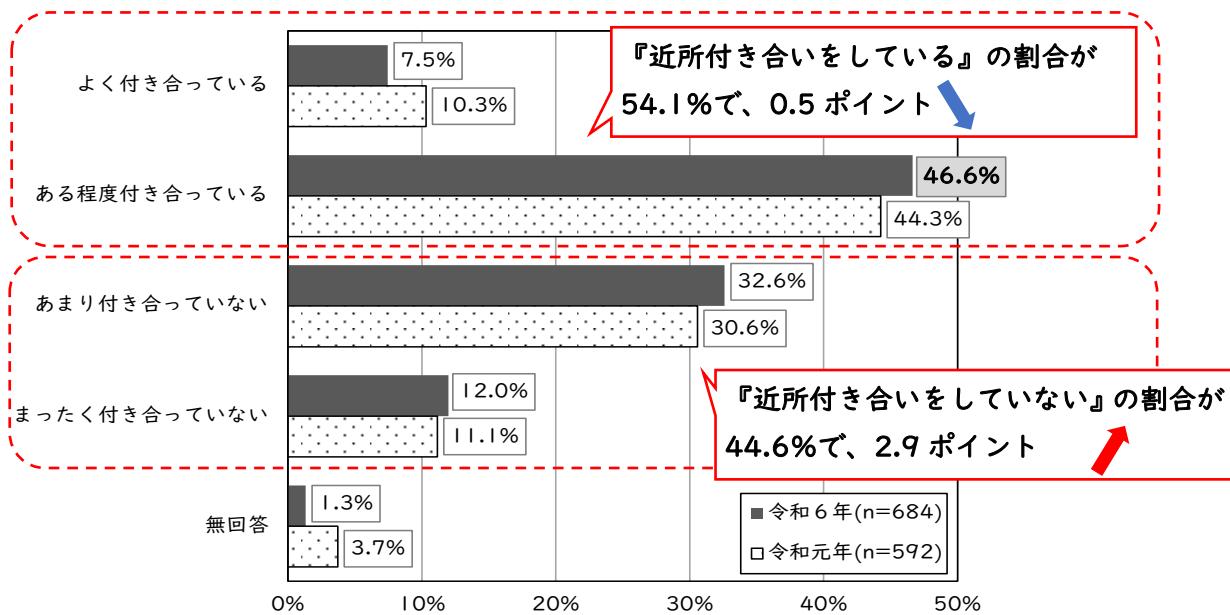
- 悩みや困り事の主な相談先で「市役所」は 24.4%と、前回調査から 12.4 ポイント増加。「相談しない」「相談できない」は、前回調査から減少しているものの合わせて 6.7%。
- 相談しない、相談できない理由は、「他人に頼らず、自分で解決したい(できる)から」が 50.0%で前回に比べ 12.5 ポイント増加している一方で、「相談しても、満足する答えが得られるとは思えないから」は 24.3 ポイント減少。



③ 地域のつながりについて

- 新型コロナウイルス感染症に伴う生活の変化で“地域の人との関係・交流”が「悪化した」の割合が 22.5%。
- 近所付き合いの程度で「よく付き合っている」「ある程度付き合っている」を合わせた『近所付き合いをしている』の割合が 54.1%で、前回調査から 0.5 ポイント減少。

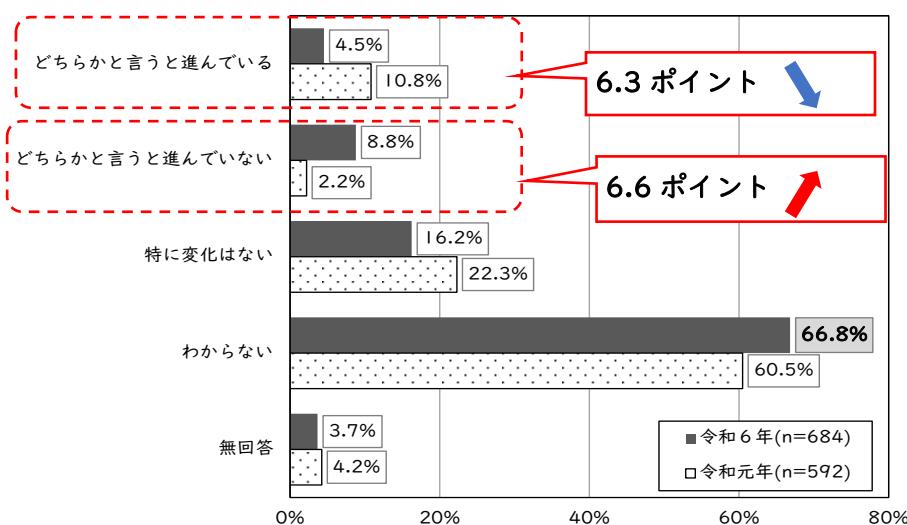
■ 近所付き合いの程度



④ 地域福祉活動について

- 参加している地域活動・社会貢献活動で「特に参加している活動はない」が 61.4%と最も割合が高く、前回調査から 8.9 ポイント増加。
- 地域福祉活動の取組が進んでいるかは、「どちらかと言うと進んでいる」が 4.5%と、前回調査から 6.3 ポイント減少している一方で、「どちらかと言うと進んでいない」が 8.8%と、前回調査から 6.6 ポイント増加。
- 高齢者も含めた地域活動の継続に向けて、特に力を入れるべき取組は、「健康づくり・介護予防につながるような、地域福祉活動の実施の検討」の割合が 26.6%と最も高い。

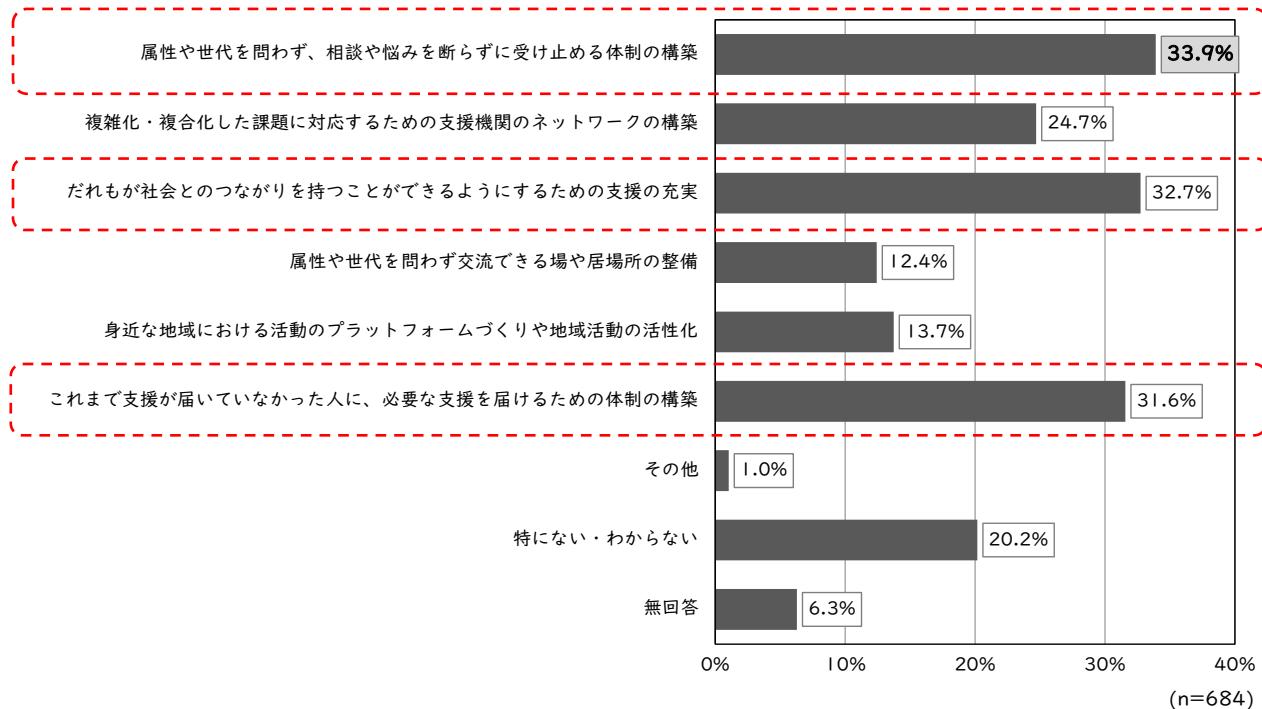
■ 地域福祉活動の取組が進んでいるか



⑤ 重層的支援体制整備について

○重層的支援体制整備にあたり、特に力を入れるべき取組は、「属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制の構築」が33.9%で最も割合が高く、次いで「だれもが社会とのつながりを持つことができるようにするための支援の充実」が32.7%、「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制の構築」が31.6%。

■重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべき取組



⑥ 情報発信について

○健康や福祉に関してほしい情報について、「特にほしい情報はない」が18.7%と、前回調査から5.2ポイント増加。

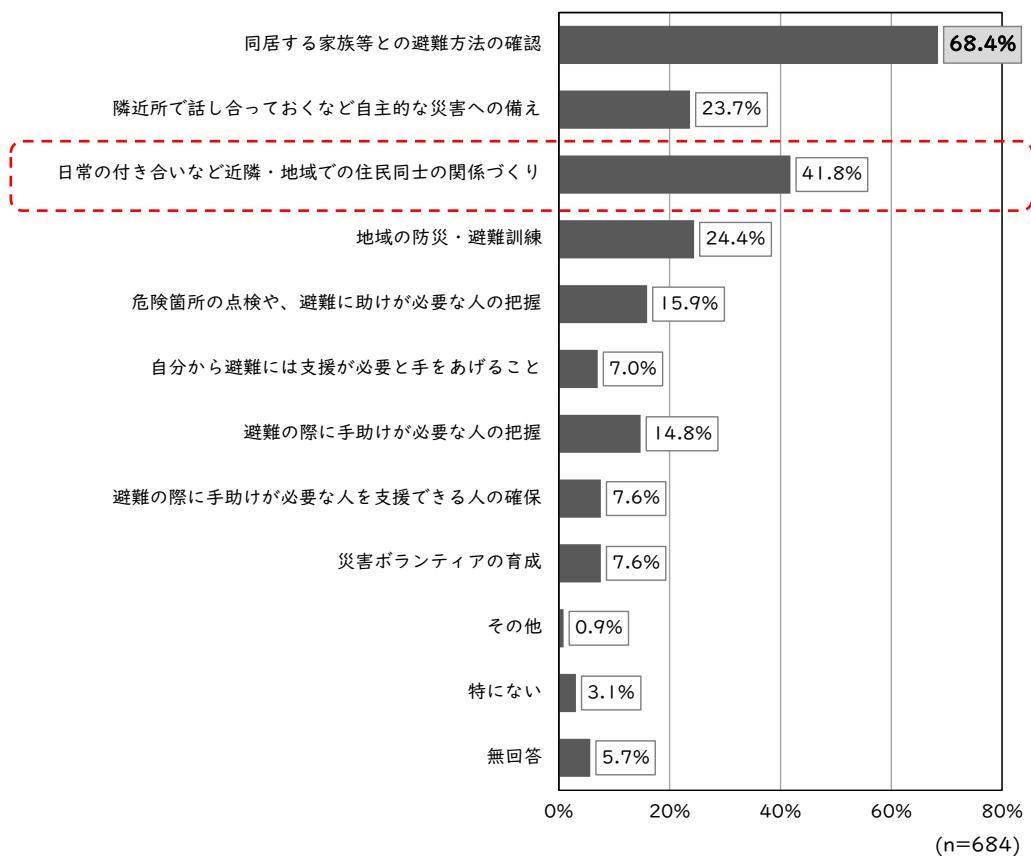
○地域福祉活動を広げるために、特に大切なことは、「自分に合う活動や参加の方法を探せる「活動情報」の発信」が35.4%と最も割合が高い。

⑦ 防災について

○災害時に頼りにする人について、「頼りにする人がいない」が1.5%。

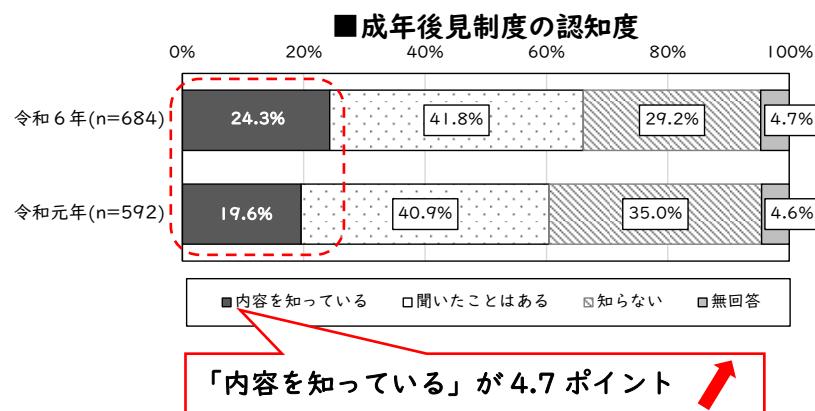
○災害時に地域で助け合うために重要なことで、「日常の付き合いなど近隣・地域での住民同士の関係づくり」が41.8%。

■災害時に地域で助け合うために重要なこと



⑧ 権利擁護について

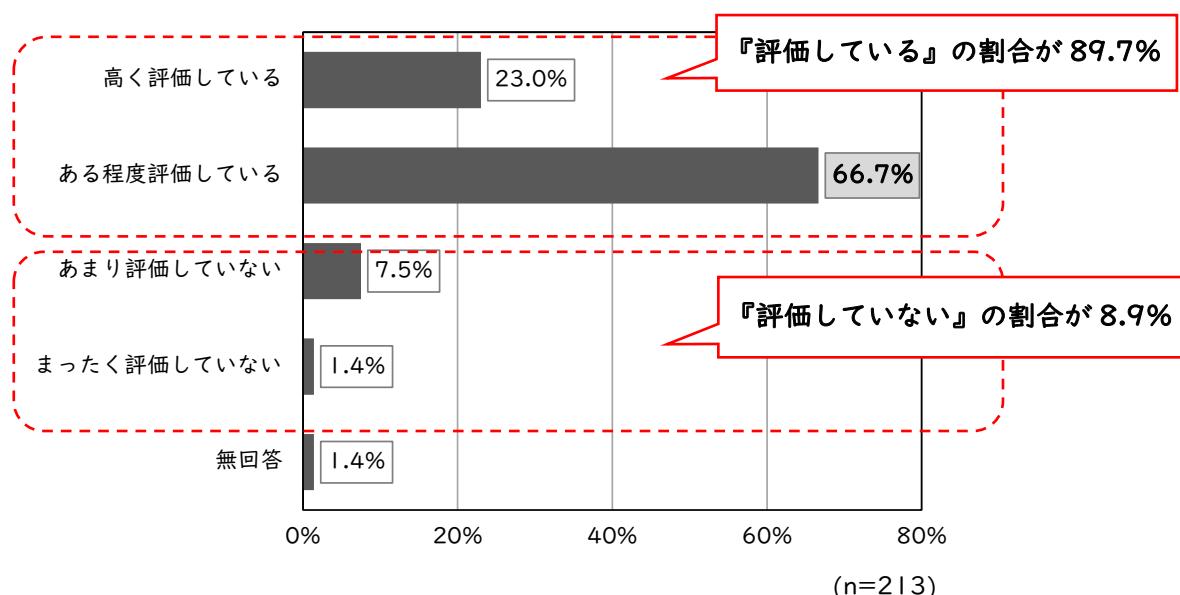
○権利擁護に関する事業・制度の認知状況で、“①日常生活自立支援事業”は「知らない」が 49.4%、“②成年後見制度”は「内容を知っている」が 24.3%（前回調査から 4.7 ポイント増加）。



⑨ 社会福祉協議会について

- 木津川市社会福祉協議会の認知状況で、「取組を知っている」が 31.1%と前回調査から 6.9 ポイント増加。
- 木津川市社会福祉協議会の取組の評価で、「高く評価している」「ある程度評価している」を合わせた『評価している』の割合が 89.7%。
- 木津川市社会福祉協議会に特に期待する活動で、「必要な時に福祉や介護のサービスが利用できるように支援してほしい」が 52.9%と最も割合が高い。

■木津川市社会福祉協議会の取組の評価



5 地域福祉関連団体の意識調査結果の概要

(1) 調査の目的と実施概要

各団体の活動状況を踏まえた木津川市の「地域福祉」に関するご意見等をおうかがいし、本計画に反映することを目的に地域福祉関係団体の意識調査を実施しました。

【実施概要】

調査対象	調査実施時期	配付・回収方式
市内で地域福祉に関連する活動を行っている団体	令和6(2024)年1月～2月7日	社協の窓口における配付・回収 (Web回答併用)

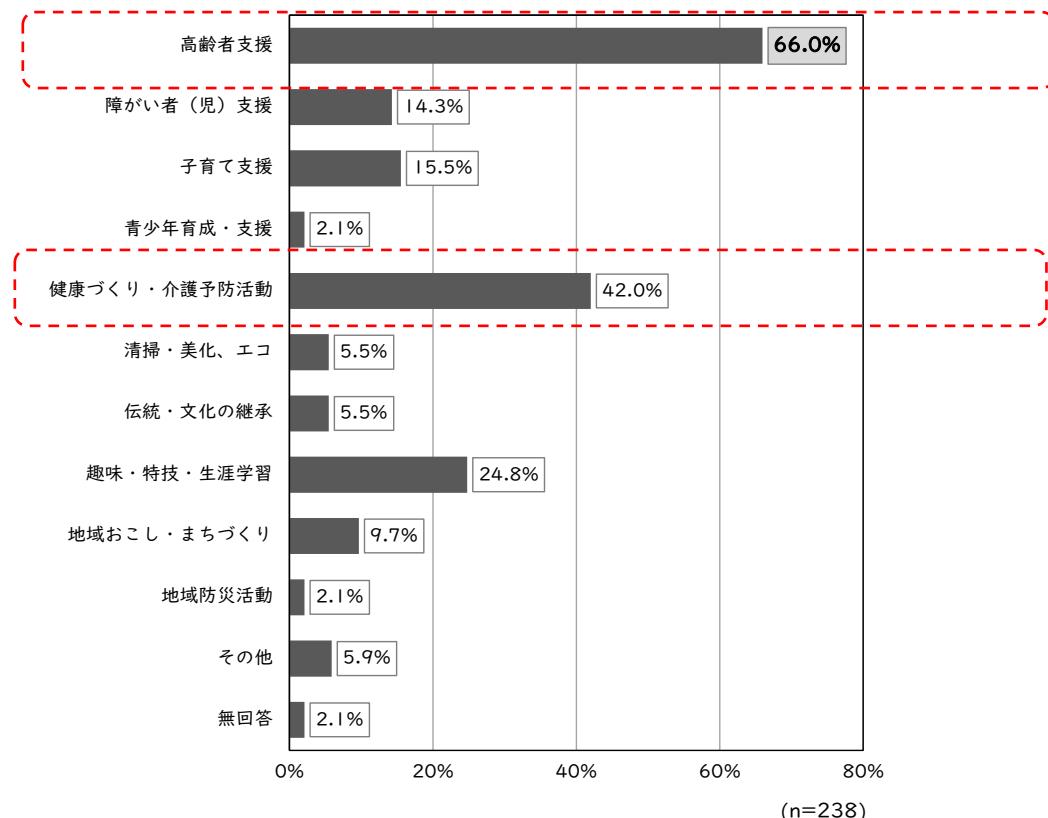
【配付・回収状況】

配付数	回収数	回収率
444 票	238 票 (郵送 170 票、Web68 票)	53.6%

(2) 調査結果の概要

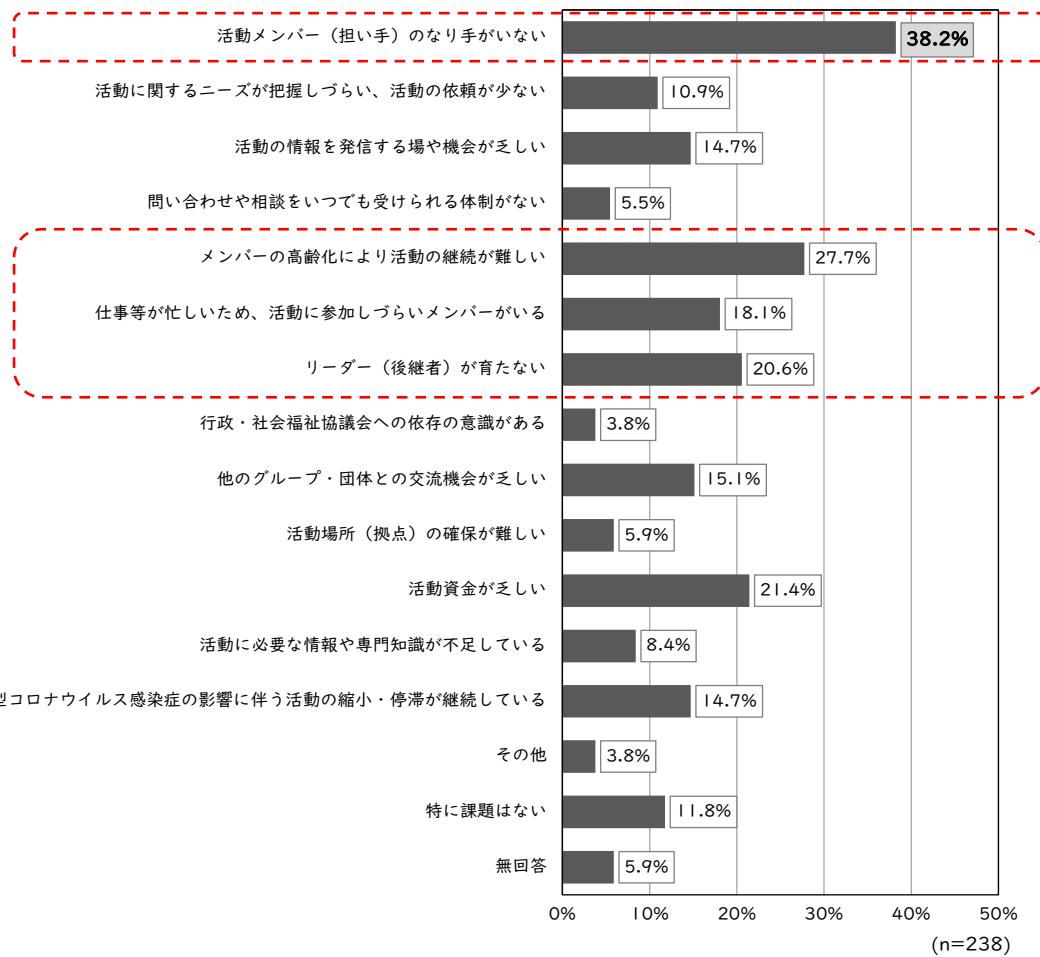
① 団体として取り組んでいる地域活動の分野

○「高齢者支援」と「健康づくり・介護予防活動」の割合が全般的に高い。



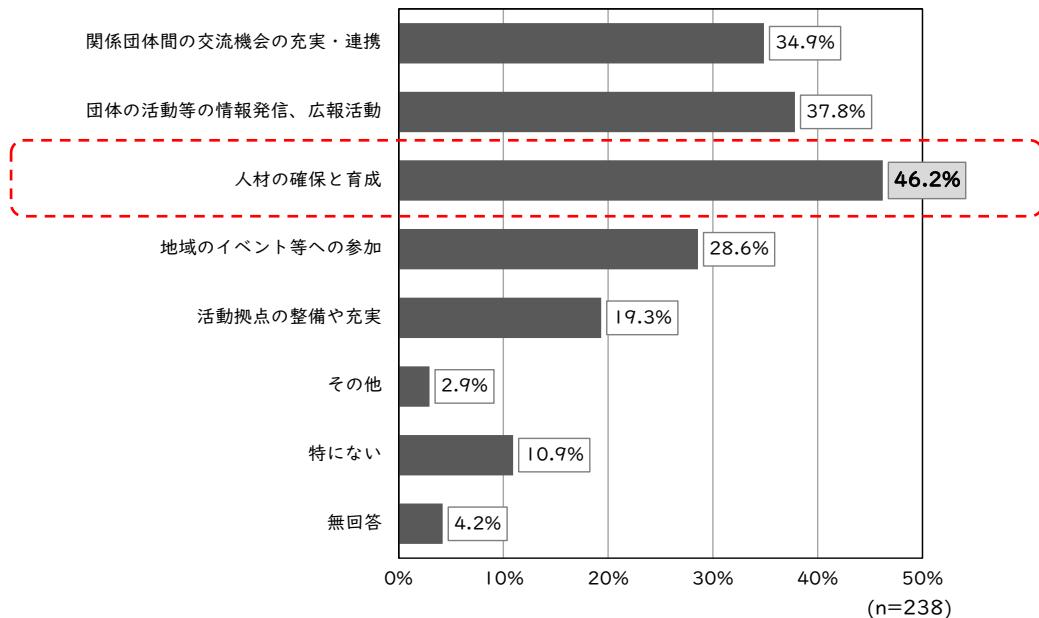
② 団体が地域活動を行う上で課題

- 「活動メンバー（担い手）のなり手がない」が38.2%で最も高く、次いで「メンバーの高齢化により活動の継続が難しい」が27.7%となっており、活動の「担い手」「人材」に関する課題の割合が全般的に高い。



③ 今後、力を入れて取り組んでいきたいこと

- 活動上の課題に対応する形で「人材の確保と育成」の割合が最も高い。

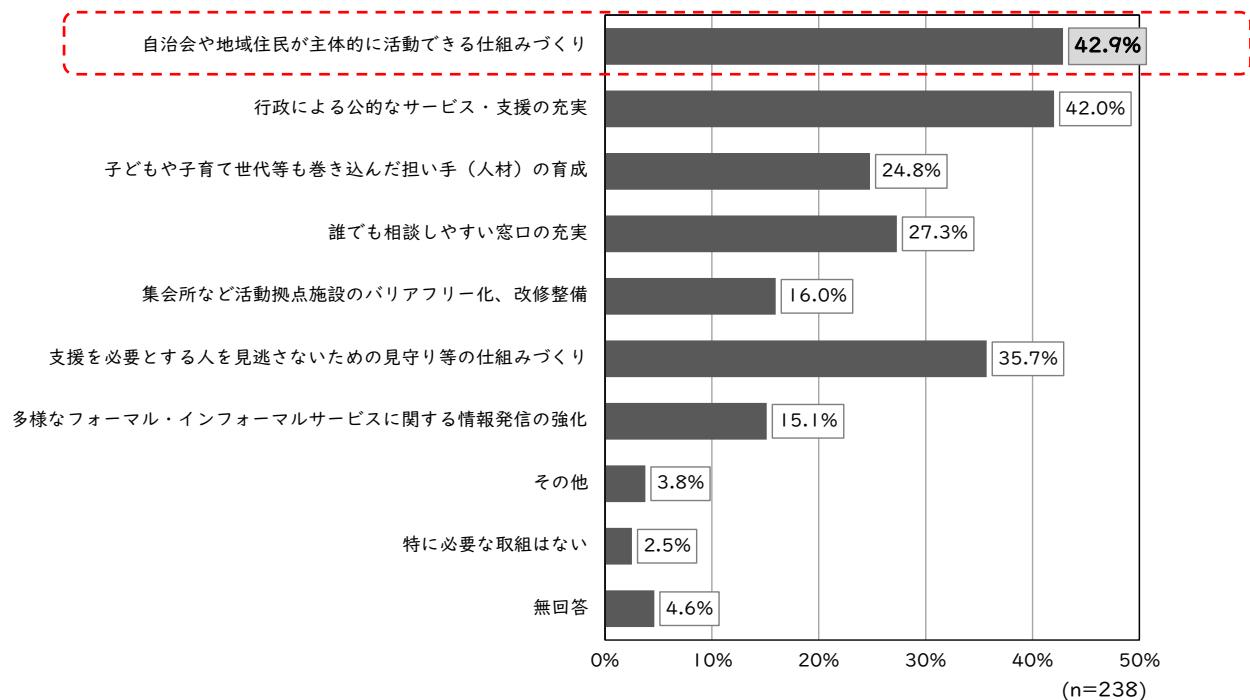


④ 活動の活性化に向けて、市や社会福祉協議会からあると良い支援

○「活動のための助成金の充実」が41.2%で最も高い。

⑤ 地域福祉を推進していくために木津川市全体として必要な取組

○活動上の課題や力を入れて取り組みたいことに対応する形で「自治会や地域住民が主体的に活動できる仕組みづくり」の割合が最も高い。



6 第3次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画に関する現状と課題

(1) 基本目標1 交流する地域づくり

① 地域のきずなづくり

- | | |
|----|--|
| 市民 | ○ボランティア活動や自治会に参加している人には、つながりが生まれている。
○近所付き合いが少ない地域がある。
○自治会及び自治会加入者が減っている。自治会役員の高齢化が進んでいる。 |
| 社協 | ○支部のない地域もあり、立ち上げに関わる人材が不足している。
○転入者に社協の案内パンフレットを市の配布物と一緒に配付しているものの、社協活動に対する理解が十分進んでおらず、会員増加につながっていない。
○社協会員が減少している。特に若い世代の関心が薄い。
○コロナ禍の影響により、交流事業が停滞している地域がある。 |
| 市 | ○自治会コミュニティ活動への交付金や、集会所の改修経費等の補助により自治会活動を支援しているが、集会所の老朽化が進んでいることから、改修経費等が今後の自治会運営の大きな負担になることが懸念される。
○市内33地域の全地域長を対象に地域長会議を年2回開催し、連絡・協議を行っているほか、毎年各地域からの要望を傾聴する機会を設け、地域の連携強化に努めている。 |

② 様々な交流の促進

- | | |
|----|--|
| 市民 | ○地域福祉に関する活動に参加することで、生きがいや居場所づくりにつながっている。
○活動の周知や資金が十分ではない。サポートする側の担い手が不足している。
○障がい児・者と地域の交流が、十分ではない。 |
| 社協 | ○コロナ禍の影響もあり、小地域活動に地域差がある。若い世代の参加が少なく、高齢者は移動手段を確保できず、参加をあきらめている人もいる。
○福祉フェスティバルでは、様々な分野の団体の参加があり、来場者も含めて交流がでできている一方、小地域の中でのイベントの呼びかけ、交流が進んでいないところもある。
○地域の活動者が高齢化している。次の世代へ引き継ぎたいが、人材確保が難しい。 |
| 市 | ○小地域活動に関する情報提供の充実を図るため、サロンマップの配布や民生児童委員への協力依頼を行っている。
○こども達とのスポーツや昔遊びなどの文化活動、地域住民との交流活動（京のまなび教室）等を実施している。今後は、コーディネーターの育成とボランティアの確保が必要。
○イベント等開催時は、要約筆記や手話通訳を配置するなど、誰もが参加しやすいものとなるよう配慮しているが、要約筆記者等の高齢化、減少が今後の課題となっている。 |

【課題】

近所付き合いを促進するような地域への働きかけや、地域活動に主体的に関わる人材の確保・育成、イベント等を通じた多様な人々の交流の機会の促進が課題となっている。

(2) 基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

① 地域での支え合い活動の促進

市民

- 地域では、高齢者や障がいのある方のちょっとした困り事への支援を行うボランティア団体「お助け隊*」による地域での助け合い活動が行われている一方で、メンバーの高齢化は否めず、継続に不安がある。
- 世代間の交流が少ない。
- 登下校時の見守りや、外出しにくい高齢者に地域活動への参加を促す声かけ等が実施できている一方、外出が少ない住民等の把握、見守りが難しい。
- 誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて個人や企業等が見守りを行う「見守り隊*」の新たな参加者が少ない。

社協

- 4つの日常生活圏域ごとに地域担当の職員（生活支援コーディネーター*・CSW*）を配置し、住民と共に地域活動を展開している。
- 助け合い活動の推進に向けて、地域支え合い会議（協議体）*2層圏域を年5回、1層圏域を年3回開催し、ニーズ把握（アンケート、懇談会）や必要な活動の検討を実施している。
- 見守り隊研修会や他地域の見守り隊員との情報交換等により交流を促進しているが、新しい活動者の参加が増えないことが課題となっている。

市

- ボランティア活動を促進するPR活動やボランティアセンター*の機能強化の支援が十分にできていない。
- 民生児童委員による見守り活動、在宅高齢者への配食サービス事業等により、見守り活動を推進しているほか、認知症高齢者等SOSネットワーク事業*で警察をはじめ関係機関との連携による見守りも行っている。
- 子どもの見守りについて、「木津川市 子供の移動経路／通学路等の安全推進会議」において国・府・警察等関係機関と連携し安全対策に関する協議や意見交換を行った。

② 健やかで生きがいのある暮らしづくりの支援

市民

- 子育て関係団体の活動に参加することで、子育て中の親が外に出るきっかけとなった人がいる一方で、これらの活動が相談や支援につながらなかった人もいる。
- 農園サロン、中学生吹奏楽など、こども、保護者、高齢者が一緒に参加できる取組や、こども食堂を実施しているが、こどもと地域の関わりの場がまだ少ない。

社協

- 子育てネットワーク連絡会を年1回開催し、関係団体間の顔の見える関係づくりを支援している。
- こどもから大人まで、一人で食事する人を少しでも減らし、食を通じて地域の様々な世代の人が触れ合える地域密着型の居場所として「地域食堂」を開催している。
- 生活困窮への支援として、生活福祉資金等の貸付やフードパンtries^{*}を実施している。
- 4つの日常生活圏域への地域担当の職員の配置や生活困窮相談日を設ける等相談

市

- 市民の健康づくりの推進に向けて、食育事業や健康相談・健康教育のほか、乳幼児への健康相談や指導、子育てに関連する健康情報の提供を行っている。
- コロナ禍以降、生活に困窮する方からの相談増加に対応するため、相談支援員を1名増員し相談体制の充実を図った。
- シルバー人材センターの運営支援を行い、高齢者への就業機会の提供や活躍の場の創出に寄与した。

③ 福祉サービスの有効な利用(提供)の推進

市民

- 障がい児・者への意思決定支援が難しい。
- 福祉施設・事業者によっては、地域住民との交流ができていない。

社協

- 権利擁護事業の出前講座及び市の成年後見支援センターと連携した制度や事業の周知活動を実施している。
- 懇談会等を開催し各団体の顔の見える関係づくりを進めているが、分野を超えた地域課題の共有、解決に資する検討を行う場の創出には至っていない。

市

- 福祉制度や福祉サービスの適切かつ有効な利用について、広報紙、ホームページ等を活用して市民に情報提供しているが、情報が十分行き渡っていない可能性がある。
- 地域包括支援センター^{*}が高齢・地域・医療関係者で構成する地域ケア会議で地域課題の分析を行い、地域支え合い会議(協議体)にて地域課題の共有と解決方法の検討を行っている。
- 相談対応等において、当事者の意思が反映された生活を送るために必要な障害者総合支援法に基づく支援や成年後見制度等の支援の推進を行っている。
- 複合的な課題に対する相談体制の構築に向けて、健康福祉部において断らない相談窓口を推進している。

④ 安心・安全な地域づくり

市民

- 避難訓練への参加やマイタイムライン*の作成ができている方もいるが、避難場所への不安がある方やマイタイムラインを活かしきれていないといった意見もある。
- 公共交通機関の運行本数の減少により、移動手段に不安を感じる人がいる。

社協

- 災害時に備え、災害ボランティアセンター*での年1回の運営訓練や市民向けの研修を行っている。
- 各支部を中心に小地域での見守り活動を展開しているが、ひきこもりや地域との関わりを望まない方への展開が課題となっている。
- 心のバリアフリー*化を進めるため、認知症や障がいについて周知する機会を作っている。
- 認知症高齢者等見守り声かけ訓練を市・包括・社協の共催で行い、認知症当事者の心情に勘案した声かけのあり方を考える機会を設けている。
- 住民参加型助け合いサービス*等により、移動手段の確保を図っている。
- 地域支え合い会議（協議体）での移動手段の課題から、福祉施設がサロン参加の送迎を行っているところもある。
- 地域の課題としてあがっていた高齢者の買い物を支援するため、加茂地域において「お買い物ツアー」を実施している。

市

- 災害が発生した際に支援が必要な要支援・要介護者、高齢者、障がい者など要配慮者及び要配慮者のうち優先度の高い避難行動要支援者*について、個別避難計画*の作成に取り組み、災害時要支援者等への支援体制の整備を促進する必要がある。
- 自主防災組織*連絡会議、防災士研修、自主防災組織等のリーダー研修会を開催し、自主防災組織活動の活性化、防災士及び地域防災リーダーとの連携強化を支援している。自主防災組織未設立地域に対する設立の支援が必要である。
- 防犯カメラの設置・運営、市防災情報メールによる防犯情報メールの配信、交通安全啓発活動など警察や地域と連携した安全確保に努めている。また、高齢者に対しては、特殊詐欺防止機能付き電話の購入補助を行っている。
- 市民の外出を支援するため、木津川市地域公共交通総合連携協議会を開催し、公共交通網の維持及びコミュニティバスの運行により、地域の交通利便性の確保に努めている。
- 高齢者の健康増進と身近な日常生活における移動を支援するための新たな移動サービスを検討している。

【課題】

既存の制度の狭間にある課題に対して、分野を超えて解決に取り組むための体制整備のほか、外出や地域活動等への参加の機会を拡大するため、移動支援の取組の充実が課題となっている。

(3) 基本目標3 課題を解決する活動づくり

① 話し合いの場づくり

市民

- 地域懇談会への一般市民の参加が少ない。
- 城山台全体に自治会が立ち上がった一方で、自治会役員の担い手の確保が難しい。

社協

- 4つの日常生活圏域ごとに地域懇談会を開催している。また、各種団体の懇談会も開催し、取組状況や課題の共有、今後の展望などについて話し合っている。
- 地域支え合い会議（協議体）2層圏域を年5回、1層圏域を年3回開催し、ニーズ把握（アンケート、懇談会）や必要な活動を検討している。

市

- 社協が開催している地域懇談会に市職員も参加し、住民の声を直接聞いている。参加者の増加を図るため、事業のPRや開催方法について検討する。
- 地域支え合い会議（協議体）において、地域の身近な課題を見つけ、地域住民の方々が中心となり課題解決に向け取り組んでいる。各圏域の課題については見えてきたが、市全体としての課題のとりまとめまでに至っていない。

② 相談と課題把握の体制づくり

市民

- 市民アンケートによると、「相談しない（できない）」理由として、「他人に頼らず、自分で解決したい（できる）から」、「相談して、満足する答えが得られるとは思えないから」「自分や家族のことを、他人に知られたくないから」が多くなっている。
- 障がい児・者では、親の高齢化や複合化した課題の増加への対応が必要とされている。

社協

- 相談体制の充実に向けて、法律相談、心配ごと相談、司法書士法律相談に加え、新たに福祉なんでも相談、生活困窮相談を令和5（2023）年度から開始した。

市

- 社会福祉課及び基幹相談支援センター*窓口にて相談を受け付けている。相談がしやすいよう、相談窓口や相談方法について工夫することや、より多くの市民へ相談窓口の周知をする必要がある。
- 複雑化・複合化する地域福祉に関する相談・対応にあたり、専門的知識・経験を有する職員の人材育成に努める必要がある。
- 相談者の多様な課題のニーズに対応する機関の増強や他機関とのネットワーク構築を行う必要がある。

【課題】

相談窓口の認知度向上、担当職員のスキルアップ、自ら相談ができない人へのアウトリーチ*型活動による課題の把握、複雑化・複合化する課題に対応するための関係機関のネットワーク構築等が課題となっている。

(4) 基本目標4 地域福祉の基盤づくり

① 様々な人材・団体・活動の育成・支援

-  ○市民アンケートによると、地域活動・社会貢献活動に参加していない人は前回調査から8.9ポイント増加しており、理由としては、「仕事を持っているので時間がない」、「興味の持てる活動がない」、「人間関係がわづらわしい」が多くなっている。
-  ○様々な方にボランティアへの興味を持つてもらえるよう、令和5(2023)年度からボランティア体験会を開始したが、平日開催であることや認知度が低いことから参加者は少ない。
-  ○福祉団体に助成金を交付するなど、その活動を支援している。
○公民館まつりや講座・サークル発表会を開催し、公民館や関係諸団体の生涯学習の活動の成果発表等を行い、交流機会や体験の場を提供している。
○学校教育では、社会科・家庭科・道徳科で福祉についての学習や車椅子バスケットボール等の体験学習等を通して、各発達段階に応じた理解教育を推進している。

② 地域福祉の推進体制の充実

-  ○市民アンケートによると、権利擁護に関する事業・制度や木津川市成年後見支援センターを「知らない」割合は、年齢が低いほど高い傾向となっている。
○子育て、障がい等それぞれの分野内でのつながりはあるが、連携やネットワークが十分ではない。
-  ○生活支援コーディネーターやCSW等を中心に各地域で他機関との連携づくりを行っている。
○成年後見支援センターや市内の一次相談窓口と連携を密にし、福祉サービス利用援助事業*の啓発や利用促進に努めている。
○令和5(2023)年度から法人後見事業を開始したが、利用実績はない。
○運営基盤を強化するため、会員増強運動、歳末法人募金・街頭募金運動に取り組んでいる。
-  ○必要に応じ、関係機関によるケース会議を行い、府内連携を強化している。
○各小・中学校において人権教育推進計画に基づき、児童・生徒への指導の充実に努めている。
○**人権センター**を中心として、人権の認識を深めるため、様々な人との交流事業として講座を開講している。
○**人権啓発協議会**では、人権文化のつどい、**人権啓発講演会**をはじめ、**人権の保護・尊重**に向けた取組を実施している。
○令和4(2022)年度から成年後見支援センターを設置し、一次相談窓口にて相談対応を実施している。
○近年の複雑化・複合化した課題に適切に対応できるよう、包括的な相談支援体制の整備を推進している。

③ 情報の整備と発信

市民

- 市民アンケートによると、健康や福祉に関する情報の入手先として多いのは、「市役所（市の広報紙）」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」「インターネット上の情報」となっている。また、情報を「特に入手していない」方が 5.8%おり、年齢が低いほど情報を入手していない割合が高い傾向となっている。

社協

- 広報紙きずなを令和5（2023）年度からカラー刷りにすることで見やすくなるよう工夫を行った。
- SNS*で新しい情報を発信している。SNS を使用する人が限定されていることやフォロワー数が少ないといった課題があるが、市の公式 LINE に情報掲載をしてもらうことで補完している。
- 広報紙や SNS を活用した PR を実施しているが、SNS については、より多くの人の目に留まるような内容の検討が課題となっている。

市

- 情報のバリアフリー化を進めるため、市ホームページはウェブアクセシビリティガイドラインに沿って掲載している。しかし、すべての情報についてバリアフリー化ができていない。
- 広報、ホームページ、LINE 等を活用し情報の周知に努めている。紙媒体ではすべての情報が掲載できない。ホームページには多くの情報が掲載できるが、高齢者等にとって閲覧しにくい場合があり、より多くの市民に伝わるよう情報発信の手法や掲載内容等を検討する必要がある。

【課題】

地域活動の新たな担い手を確保するため、地域福祉に関する意識の醸成や若い世代が参加しやすい活動や取組の検討が課題となっている。

また、福祉サービスの利用や地域活動への参加に必要となる情報を、わかりやすく、また、容易に入手できる環境・体制整備も今後の課題である。

7 第4次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画のめざす方向

(1) 地域での支え合い、地域活動への参加の促進

市民アンケート結果からは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による近所付き合いの希薄化の進行がうかがえるほか、地域福祉関連団体の意識調査や市・社協による第3次計画の評価結果からは、メンバーの高齢化や地域活動を行う人材不足が課題として多くあげられています。地域でのつながり・支え合いの創出や地域活動の活性化には、地域福祉に対する意識の啓発や、担い手の確保・育成に向けた取組の強化が必要です。

(2) 複雑化・複合化した課題を抱える世帯・市民への対応

市民アンケートの回答者や回答者の家族、隣近所の住民の困り事の該当状況をみると、本市においても、深刻な内容も含めた既存の制度の狭間になる課題を抱える方がいることがうかがえます。市民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、組織全体でくみ取り、市民や地域との協働*によって支援する体制の整備を進めることが必要です。

(3) 権利擁護の周知啓発と利用促進

本市においても高齢化が進行する中、今後は認知症高齢者の増加や障がいのある方の親や家族の高齢化に伴ういわゆる「親亡き後*の問題」を背景に、権利擁護に関するニーズはこれまで以上に高まることが予測されます。その一方で、市民アンケート結果をみると、権利擁護に関する事業・制度の認知度は十分とはいはず、令和4(2022)年に設置された成年後見支援センターの認知度も低い状況です。今後、制度のさらなる利用促進に向けて周知・啓発に取り組むことが必要です。

(4) 災害時への対応強化

市民アンケート結果では、災害時に頼りにする人がいない方が一定数みられるほか、災害時に気になる人が地域にいるかわからない人の割合が約4割と多くなっています。全国的な災害の頻発化・激甚化を受け、総合的な防災・減災対策が急務となる中、避難行動要支援者について個別避難計画書の作成等を通し、地域福祉の視点から、災害時に地域で助け合うことができる体制づくりが必要です。

第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

1 地域福祉に係るまちの将来像（基本理念）

少子高齢化や家族形態の多様化や新型コロナウイルス感染症の長引く影響などにより、地域を取り巻く環境は転換期にあります。

加えて、地域活動の担い手不足や近所付き合いの希薄化が進み、これまで家庭や地域で解決してきた様々な地域生活上の課題が顕在化してきています。

また、複雑化・複合化する地域福祉の課題や制度の狭間などの問題を解決するためには、支援の対象者を高齢者・障がい者・こども・性別などの属性でとらえるのではなく、市、社協、地域の活動主体が連携し、包括的な支援体制を強化することが必要です。

本市では、第1次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画より基本理念として「思いやり あふれる笑顔 ひろがる輪」を掲げて、すべての人が互いを認め合い、思いやる気持ちを持ち、支え合い、助け合うことで、誰一人孤立することなく、人と人・人と地域のきずなのある地域力を育み、笑顔があふれる福祉のまちづくりに取り組んできました。

本計画においても、第3次計画の基本理念及び取組を継承しつつ、一人ひとりの人権の尊厳が確保され、共に生きることのできる、安心・安全に暮らすことができる“地域共生社会”的実現をめざして計画の展開を図ります。

思いやり あふれる笑顔 ひろがる輪

～きずなを広げ共に生きる地域社会の実現をめざそう～



2 将来像の実現に向けた基本目標

将来像の実現に向け、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1 交流し支え合う地域づくり

地域のきずなを生み、いざという時に助け合うことができる関係をつくるためには、日頃の近所付き合いや日頃から様々な人と交流を持つことが大切です。また、地域の課題について住民同士が話し合いの機会を持つことや、“助け合い”“見守り”活動を促進することで、住民同士が共に支え合い助け合うことができる地域づくりをめざします。

基本目標2 安心・安全な暮らしづくり

人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすためには、誰もが自分らしく活躍できる場があることや、安心して暮らすことのできる環境を確保することが大切です。そのために、こどもから高齢者まで、すべての人の人権が尊重され、健やかで安定した生活を送ることができるように支援します。また、防災・防犯対策や道路・交通環境の整備等を地域福祉の視点からさらに推進することで、誰もが生涯にわたり安心・安全に暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

基本目標3 包括的な相談・支援体制づくり

少子高齢化の進行とともに核家族化や地域との関係の希薄化が進む中、高齢者・障がい者・こども・配偶者への虐待事案、子どもの貧困対策や生きる上での困難や生きづらさを抱えながら既存の制度の対象となりにくいケースや8050問題やダブルケア、ヤングケアラー¹及びひきこもり等のなかなか表面化しない問題など、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えるケースの増加がみられます。このような複雑化・複合化した支援ニーズに適切に対応するために、相談者の属性・世代・相談内容によらない包括的な支援体制を整備し、これまでの制度の狭間にいる人にも支援の手を届けることができるよう取組を推進していきます。また、成年後見制度の利用促進など、高齢者や障がい者の権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう権利擁護に取り組みます。

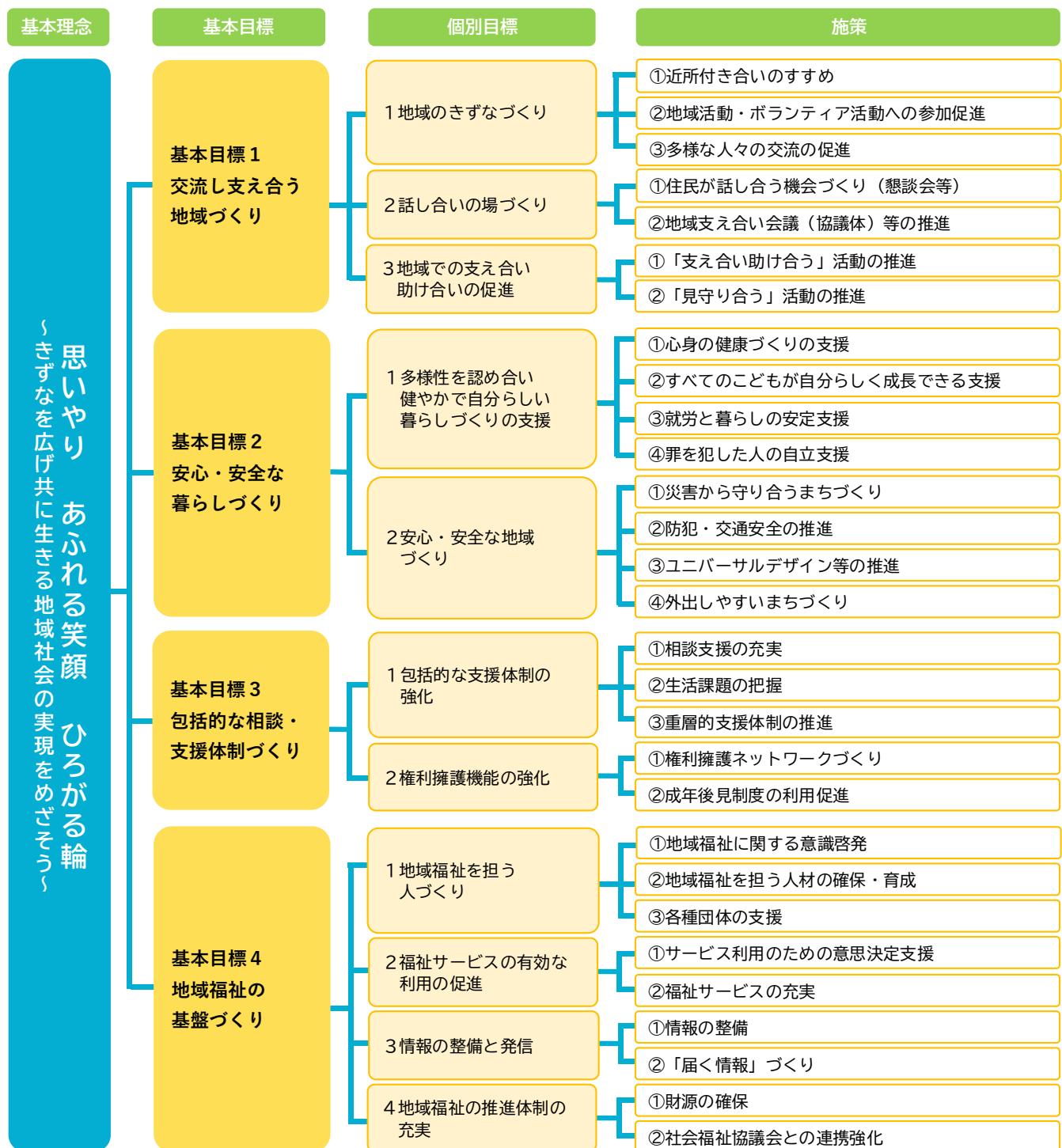
基本目標4 地域福祉の基盤づくり

地域福祉を取り巻く様々な課題に対応する上で、地域福祉を支える専門職をはじめとする担い手不足が全国的な課題となっています。本市においても地域福祉を継続して支える上で、担い手の確保・育成は、取り組むべき喫緊の課題といえます。まずは、多くの人に地域福祉に関する理解を深めていただくための意識啓発に取り組むとともに、地域福祉の担い手の確保・育成に向けた個人・団体への支援を強化していきます。また、必要な人に必要な情報を届けるための環境や、地域福祉の推進体制を充実させていきます。

3 施策体系

将来像の実現に向けた本計画の施策体系は次のとおりです。

各施策は、市と社協の緊密な連携を基本に展開していくこととします。



第4章 施策の展開

基本目標1 交流し支え合う地域づくり

(1) 地域のきずなづくり

【関連するSDGs】



日頃から近隣住民同士の顔の見える関係づくりを進めることは、防犯や災害時の対応など、地域における安全性の向上のためだけでなく、地域活動が活発化することでまちに活気が生まれ、より魅力的な地域づくりにつながります。そのためには、日頃から住民同士のつながりを強化し、お互いが支え手にも受け手にもなり、支え合い・助け合いの意識の醸成につながる地域活動を促進し、互助・共助のつながりを大切にして地域のきずなを深めます。

① 近所付き合いのすすめ

【現状と課題】

○自治会や社協支部は、災害時の助け合いだけでなく、日頃から住民同士の親睦を深めたり、地域の心配事について連絡を取り合ったりする基礎的な組織として重要ですが、近年自治会の加入者に減少がみられたり、若い世代の関心が薄いこと、役員の高齢化等が課題となっています。また、市内の集会所施設について、老朽化に対応するだけでなく高齢者や障がい者が利用する上で段差の解消や手すりの設置など、改修費用が今後の自治会運営の大きな負担となることが予測されます。

○市民アンケートの結果では、新型コロナウイルス感染症に伴う生活の変化で“地域の人との関係・交流”が「悪化した」と回答した人が 22.5%となっています。また、近所付き合いの程度については、『近所付き合いをしている』と回答した人が約半数となっています。

○高齢者からはサロン等の身近な地域活動に参加したくても、移動手段がないことで参加が難しいという声もあがっています。

【今後の方向性】

- 市と社協、自治会、民生児童委員、学校など、地域と関わる様々な人や機関が連携して「近所付き合いのすすめ」を全市的な運動として実施していきます。
- 地域への参加の基礎となる自治会や社協支部の活性化を図るとともに、地域活動への参加意欲が向上するような情報提供やイベント企画等に取り組みます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇日頃のあいさつを大切に、地域に顔見知りを増やします。◇参加しやすい雰囲気づくりにより、自治会への新規加入者を増やします。また、役員の育成や女性役員の確保に努めます。◇無理のない範囲で楽しく、継続的な活動を行います。◇積極的に地域行事に参加します。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇会員の増強に向けて、チラシの全戸配布や防災訓練等の地域イベントに参加するほか、特に若い世代に向けた周知活動に取り組みます。また、会費の振込用紙の活用等により、集めていただく方の負担の軽減を図ります。◇支部組織づくりに向けた人材の発掘・確保に取り組みます。◇定期的な地域交流の場の開催を支援します。◇誰もが参加しやすいサロン活動等の小地域活動を充実させます。
市は	<ul style="list-style-type: none">◇転入者へのパンフレットの配付など、あらゆる機会を通じて社協のPRと会員増強のための取組を支援します。◇地域活動支援交付金及び集会所整備等事業補助金の活用を周知します。◇地域長会役員会及び年2回の地域長会議を継続し、意思疎通を図りながら市内各地域との連携を強めます。◇小地域活動に関する情報提供の充実を図ります。

② 地域活動・ボランティア活動への参加促進

【現状と課題】

- 市民アンケートの結果による参加している地域活動・社会貢献活動では、「特に参加している活動はない」が 61.4%で最も割合が高く、前回調査から 8.9 ポイント増加しています。
- 地域懇談会では、こどもと地域との関わりや世代間の交流が少ないことが、地域活動等の促進に向けた課題としてあげられています。
- ボランティア活動への参加促進については、現在のところ既存ボランティアの啓発が中心となっていますが、活動をさらに促進するためには、若い世代や企業に向けた新たなテーマの啓発が必要です。

【今後の方向性】

- 市と社協が連携して住民同士の支え合い助け合う活動の創出・支援に取り組み、多くの人が参加しやすい仕組みづくりを進めます。
- 地域活動・ボランティア活動の現場からみた地域課題を市民、市、社協が共有し、活動を通した解決に努めます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇子どもの頃から地元地域に关心を持ち、自分のしたいこと・できることで地域活動に参加したり、活動を創造していきます。◇子どもや高齢者等が世代を超えて交流できる場を創出します。◇高齢になっても地域で活躍の場が持てるよう、積極的に地域活動に取り組みます。◇地域の世話役やボランティアリーダーは、様々な人が参加しやすい環境づくりを多くの住民と共に考えていきます。◇活動の現場からみた地域課題などを市や社協と共有し、共に解決策を見出します。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇地域福祉コーディネート*の中核機関として、住民同士の支え合い助け合う活動の創出・支援に取り組みます。◇若い世代や企業などとの新たなつながりづくりを検討するとともに、SNS等を活用した啓発に取り組みます。◇木津西部に新たな拠点を整備し、より身近な拠点を中心に地域活動を推進します。◇募金の強化月間を設定するとともに、使い道や地域への還元方法についても周知を図ります。
市は	<ul style="list-style-type: none">◇行政からみた地域課題などを市民・地域や社協と共有し、共に解決策を見出していくよう、関係機関の連携を強化します。◇社協との連携を強化し、ボランティア活動を促進するPR活動に取り組みます。

③ 多様な人々の交流の促進

【現状と課題】

- 地域コミュニティでの交流は、地域社会の活性化や住民同士の結びつきを深める重要な要素といえますが、世代の違いや障がいの有無など様々な立場により、交流が進んでいないのが現状です。
- 様々な立場の人が参加・交流できる場を拡充するためには、コーディネーターの育成やボランティアの確保も課題となっています。

【今後の方向性】

■障がいの有無、年齢、性別や国籍の違いなど様々な属性に関わらず、同じ地域に暮らし、あるいは通勤・通学する人々が、互いに知り合い、交流する機会を充実させていきます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇障がいの有無、世代や国籍の違いなどによる交流を促進するために、講演会やイベント等を通してお互いを知りあう機会を設けます。◇障がいの有無、世代や国籍の違いなどに関わらず、地域の中で役割を持つよう努めます。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇福祉関係施設との交流を促進し、当事者が積極的に地域と交流できる体制づくりを進めるとともに、地域住民への啓発に取り組みます。◇福祉機器・資材等の貸出などを通じて、地域イベントなどにおいて様々な人々の交流が進むよう支援します。
市は	<ul style="list-style-type: none">◇コーディネーターとボランティアの研修会や交流会を実施し、人材の育成を図ります。また、広報・チラシ・ホームページ等各種媒体でボランティアを募集し、人材の確保に努めます。◇様々な立場の人が参加・交流するイベントの開催及び開催支援を進めるとともに、イベントが様々な立場の人々にとって参加しやすい形となるよう努めます。○子育て応援サイト・市ホームページの見直しや市公式LINE・子育てアプリの活用により、様々な立場の人にとってわかりやすい情報発信を行います。

(2) 話し合いの場づくり

地域における様々な課題に適切に対応していくためには、住民同士がつどい・話し合うことが重要です。より多くの人が話し合いの機会に参加できるよう周知するとともに、拠点づくりを支援していきます。

① 住民が話し合う機会づくり(懇談会等)

【現状と課題】

○社協では4つの日常生活圏域ごとの地域懇談会のほか、各種団体の懇談会も開催し、活動への取組状況や課題の共有を行っていますが、参加者の多くは地域の役員等に限定されており、一般市民の参加が少ないことが課題となっています。

【今後の方向性】

■自治会や区ごとの住民のつどいを支援するとともに、社協支部単位での地域懇談会の実施を進めます。

【主な取組】

市民は	◇日頃から隣近所で地域の問題などについて話し合います。 ◇自治会や区による話し合いのつどいを育み、参加します。 ◇地域懇談会等に積極的に参加します。
社協は	◇各支部は、自治会や区、民生児童委員等と連携して地域懇談会を開催し、地域のニーズ把握と課題の共有、取組の検討と創造を推進します。 ◇生活支援コーディネーターのスキルアップを促すことで、地域の中にある様々な資源がつながり、多くの人の手で必要な活動が生み出せるよう取組を推進します。 ◇地域包括支援センター等で把握された地域課題を分析する技術を獲得し、課題の解決につなげていきます。
市は	◇地域懇談会のPRや開催方法について、社協と検討を行い、参加者の増加を図ります。

② 地域支え合い会議（協議体）等の推進

【現状と課題】

○市や社協では、地域支え合い会議（協議体）や支部長・支所運営委員合同会議等を定期的に開催し、地域ごとの現状や課題について話し合いを行っていますが、会議の内容が地域住民や団体に共有されていないことが課題となっています。

【今後の方向性】

■地域支え合い会議（協議体）等における地域ごとの現状や課題の把握に努めるとともに、地域住民や団体等より多くの人との共有を図ることで、課題解決につなげていきます。

【主な取組】

市民は	◇地域での地域福祉に関する情報共有や地域共生社会等について話し合う場に参加します。
社協は	◇地域における現状や課題について、地域住民や団体等が共有できる場を設けるとともに、若い世代を含めたより多くの人に知ってもらうための周知啓発に取り組みます。 ◇より多くの人が関わりを持てるよう、オンライン等を活用した来所しなくても意見が出せる方法についても検討します。
市は	◇地域支え合い会議（協議体）活動を継続し、さらに検討を重ねることで、適時、市の政策につなげていきます。



(3) 地域での支え合い助け合いの促進

高齢化の進行によるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加、核家族化の進行に伴い、地域では既存の制度や事業では対応できない様々な課題が生じることがあります。

住民同士の「支え合い助け合い」や「見守り」活動の充実により、コミュニティの力を強め、暮らしやすい地域づくりをめざします。

① 「支え合い助け合う」活動の推進

【現状と課題】

○市民アンケートでは、隣近所への手助けでできることとして、“話し相手”や“安否確認・見守り”といった意見が多い一方で、“特にできることはない”と回答した人が約3割となり、前回調査(16.4%)から大きく増加しています。

○地域では、高齢者や障がいのある方のちょっとした困り事への支援を行うボランティア団体「お助け隊」の活動が広がっていますが、メンバーが高齢化していることから、担い手の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

■支え合い助け合うことが当たり前として浸透していくように「支え合い助け合う」活動の周知を行うとともに、誰もが参加しやすい体制づくりに取り組み、活動を推進していきます。

【主な取組】

市民は	◇困った時には「助けてもらう」、困っている人がいれば「助けてあげる」ことを実行します。
社協は	◇市民と共に、「支え合い助け合う」活動を推進していきます。 ◇ボランティアの担い手不足の解決に向けて、“ボランティア”以外の名称の検討や、ICTを積極的に活用し、気軽に参加できるようなシステムをつくります。
市は	◇「支え合い助け合う」活動を支援します。

② 「見守り合う」活動の推進

【現状と課題】

- 本市の地域福祉活動の重要な担い手として、地域住民を中心に、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて個人や企業等が見守りを行う「見守り隊」が活動しています。社協では、「見守り隊研修会」などを通し、見守り活動の共有や活動の推進を図っていますが、新規の参加者が少なく、新たなメンバーの獲得に向けた周知が必要です。
- また、地域の見守り体制をさらに強化するためには、関係機関との連携強化に向けた取組を進める必要があります。

【今後の方向性】

- 住民の支え合いの基礎として、地域における「見守り合う」活動を推進するとともに、担い手の確保に向けた周知活動を推進し、活動の活性化を図ります。
- 「見守り合う」活動に関わる人・活動団体・関係機関との連携を強化し、地域の見守り体制を強化します。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇生活の中で、互いに見守り見守られる関係をつくります。日頃から声をかけ合い、見守られ上手になることが大事です。◇見守り隊活動に積極的に参加します。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇地域住民同士の見守り活動や、見守り隊活動を支援するとともに、新たなメンバーの獲得に向けた周知活動を推進します。◇地域や見守り隊会員からの連絡を受け、適切な対応につなぎます。◇見守り隊や関係機関と連携し、福祉課題や社会的な対応のあり方を共に考える場づくりを推進します。◇ひきこもりや重層的な課題を抱えている家庭など、相談に来られない方、関わりを望まない方へのアウトリーチを行い、福祉課題の実態把握に努めます。◇見守り活動関係者、団体間の交流を促進します。

市は

- ◇社協、警察、消防、学校、医療機関ほか関係機関と連携して、地域住民の見守り活動や見守り隊活動をバックアップするとともに、地域における連携強化に向けた取組を推進します。特に、ヤングケアラーやひきこもりなど、複雑化する問題に対し民生児童委員との連携のあり方について検討します。
- ◇地域住民への見守り・声かけ訓練等を通じて、「認知症高齢者等SOSネットワーク事業」を啓発します。
- ◇地域のつながりにより高齢者の見守り体制の強化を図るため、地域支え合い会議（協議体）を推進します。

地域福祉活動の様子

地域のきづなづくり



兜台支部とんど焼き



南加茂台支部世代間交流



話し合いの場づくり



サロンリーダー懇談会



城山台地域懇談会



地域での支え合い助け合いの促進



認知症高齢者等見守り及び声かけ訓練



配食サービス



基本目標2 安心・安全な暮らしづくり

【関連するSDGs】



(1) 多様性を認め合い健やかで自分らしい暮らしづくりの支援

誰もが生涯にわたりいきいきと自分らしい生活を送ることができるよう、市民のこころと身体の健康づくりを支援するとともに、こどもたちの権利が尊重され、自分らしく健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

また、就労を希望する人がその人に合った仕事に就くための支援や、生活困窮者自立支援体制の強化・充実により、市民の経済的自立を個人のニーズに寄り添いながらサポートします。犯罪や非行のない安心・安全な地域社会の構築のためには、関係機関や地域と連携し、地域防犯体制の充実を図るとともに、再犯防止に関する正しい理解を深め、犯罪をした者等の社会復帰を適切に支援することも重要です。

① 心身の健康づくりの支援

【現状と課題】

○市は、令和3(2021)年度に「第2次すこやか木津川21プラン」を策定し、栄養・食生活、運動・身体活動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康、こころの健康、健康診査・その他の8つの健康分野別にライフステージごとの目標を定めることで、乳幼児から高齢者まで、市民一人ひとりの健やかで心豊かな生活の実現と健康寿命の延伸をめざしています。

○また、本市がこれまで自殺防止に力を入れて取り組んできた成果として、本市の自殺死亡率は国や府の水準より低い10.6(令和元(2019)年～令和4(2022)年の平均値)となっています。今後、若者世代の相談を積極的に受けることができるよう、関係機関との連携強化が必要です。

【今後の方向性】

- 健康づくりに関する事業や情報提供を推進することで、市民一人ひとりの自主的な健康づくりをサポートします。
- 市民のこころの健康を保つため、各世代が抱える重要な課題への対応力を強化します。

【主な取組】

市民は	<p>◇健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にします。家庭・地域・学校・職場などで、取り組むことも効果的です。</p> <p>◇健(検)診を受けるとともに、市の各種健康チェック情報などを活用して自ら健康状態をチェックし、心配事があれば早めに相談・受診します(医療機関や救急車の適正利用を心がけます)。</p>
社協は	<p>◇社協職員や地域のキーパーソンが、高齢者の介護予防や認知症対応、子どもの発達の不安、生きづらさを抱えた若者への対応、自殺防止など、重要な課題に適切に対応できるよう相談力・連携力を高めます。特に子ども、若者世代の課題の対応力を高めるため、関係機関との連携を推進します。</p>
市は	<p>◇すこやか木津川 21 健康プランの目標の達成に向けて、事業内容を充実させ、取組を推進していきます。</p> <p>◇健(検)診、健康相談等の事業を実施し、健康づくりにつながる情報提供を行うとともに、市民の健康課題や子育てニーズを把握し、市民・地域の健康づくりの実践に結びつく取組の支援に努めます。</p> <p>◇保健師・栄養士など専門職の強みを活かし、乳幼児から高齢者までの各ライフステージに応じた健康づくりの支援や健康相談を推進します。</p>

② すべての子どもが自分らしく成長できる支援

【現状と課題】

○市は、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要な教育・保育、地域子育て支援事業を提供しています。また、令和6(2024)年4月に「木津川市こども家庭センター*“宝箱”」を開設し、18歳未満の子どもとその家族、妊産婦を対象に切れ目のない支援を推進しています。今後は、子ども人口の減少や多様化する子育て支援ニーズへの対応等の課題を踏まえて令和7(2025)年度から始まる「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども施策の推進に努めています。

○地域懇談会では、子どもと地域の関わりの場が少ない、子育て支援に関する活動の連携やネットワークが不十分といった声も聞かれ、引き続き、地域全体で子どもを見守り、育んでいく体制づくりが必要です。

【今後の方向性】

- こどもが権利の主体であることを社会全体で共有できるように努めるとともに、こどもを真ん中に据えた子育てに関する相談体制の強化、こどもの貧困対策、地域における世代間交流の促進により、子育て中の負担や不安を軽減し、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の構築をめざします。
- 就学前から就学後、青年期まで切れ目なくこどもと子育てを支えていく体制をつくるため、医療・教育・福祉等の連携、地域における世代間交流の促進、こども・子育て支援活動団体の育成・支援を進めます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇子育て当事者は、子育て支援サービス情報、子育て支援相談窓口等を活用するとともに、つどいのひろば*、子育てサロンやサークル、子育て支援団体によるイベント等に参加します。◇住民参加型の子育て支援活動、学校ボランティアなど、地域でこどもを育み、子育てを支援する活動に参加します。◇地域の祭りやイベント、遊びなどを通じた世代間交流を促進し、地域の人による学びや様々な体験の機会づくり、年齢の異なるこども同士の交流を通じた子育てへの理解促進などを進めます。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇ファミリー・サポート・センター*など、住民参加型サービスにより保育ニーズに応えるだけでなく、世代間交流などを促進します。◇こども・子育てに関する相談対応については、日頃から相談しやすい体制づくりを検討するとともに、子育て支援センター*をはじめ関係機関と連携して、課題の把握と解決策の検討を進めます。また、地域で子育て支援に関わる団体が横につながれる場としての子育てネットワーク連絡会を継続し、ネットワーク会議や勉強会を行います。◇地域全体でこどもと子育て家庭を支えていけるよう、地域の中のつどい、世代間交流の促進、見守り隊をはじめとする活動を支援します。

市は	<p>◇「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要な教育・保育、地域子育て支援事業の提供体制の確保に努めます。</p> <p>◇こども施策全般に関する基本的な方針と重要事項等を一元化することも計画の策定について検討します。</p> <p>◇子どもの貧困対策、障がい児・医療的ケア児等への支援、児童虐待の防止、ヤングケアラーの支援、犯罪からこどもを守る取組など、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに向けて、地域の子育て支援団体等と連携し、ライフステージを通した施策や子育て当事者を支援する施策を推進します。</p> <p>◇木津川市こども家庭センター“宝箱”にて、こども・子育てに関して、ライフステージに応じた総合的な相談支援の充実・強化を図ります。</p>
----	--



③ 就労と暮らしの安定支援

【現状と課題】

- 市民アンケートによる回答者や回答者の家族、隣近所の住民の困り事に該当している状況かについて『該当する』と回答した人は、「働きたいが就労できない」が 9.4%、「経済的に困窮している」が 13.2%となっています。
- 市では、シルバー人材センターの運営支援や、女性の再就職支援講座の実施等により、就労を希望する人が自分に合った仕事に就き、地域で活躍できるようサポートしています。高齢者・障害者いきいきサポート窓口*において実施している就労支援のさらなる推進のためには、市内支援機関等との連携体制を強化する必要があります。
- また、市では、生活困窮に関する支援として、生活保護法に基づく支援、各種手当・費用助成、負担減免措置などを適正に実施するとともに、社協をはじめとする支援機関との連携による相談対応の充実を図っていますが、近年は複雑な課題を抱える被保護者が多く、自立につながりにくい状況がみられます。また、必要な人に支援が届いていない状況もみられ、周知活動の強化が必要です。
- さらに、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で安心してできる限り自立した生活を続けることができるよう、介護・重度化予防や生活支援・在宅支援のほか、必要な介護サービス等の提供を推進する必要があります。

【今後の方向性】

- 年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、就労を希望する人が自分に合った仕事に就き、仕事を通じて社会や地域に貢献しながら経済的自立を果たしていくよう支援します。
- 生活困窮者自立支援体制を構築し、問題の早期発見・早期対応により、生活保護に至る前から効果的な支援を行い、生活困窮状態にある人が経済的な自立を回復・維持するまで寄り添うことができる体制づくりに取り組みます。
- 高齢になっても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム*のさらなる深化・推進に努めます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害福祉事業所による製品を購入します。 ◇市内企業や商工業者は、地元雇用、障がい者雇用等に力を入れます。 ◇生活困窮者自立支援の仕組みを理解し、困った時は早めに相談します。 ◇生活困窮状態に対し、住民同士が目を向け、気付き合うとともに、困った時は早めの相談を促します。そのためにも、地域で孤立しがちな人を、地域住民同士で気付き合える顔の見える関係をつくっていきます。 ◇事業者は、インターンシップ*、トライアル就職*などを前向きに受け入れていきます。 ◇高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、健康づくりに取り組みます。
社協は	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉事業者や地域と共に、福祉サービスや福祉活動を、地域の就労の場として提供できるシステムの構築をめざします。そのためには、福祉事業者と積極的に関わり、就労支援の情報交換の場づくりに努めます。 ◇生活困窮は誰でも陥る可能性のあることとして、あらゆる世代に向けて、相談窓口や福祉サービスの情報を周知します。 ◇フードバンク活動の促進に向けて、ニーズに合わせた提供の仕組みを検討します。 ◇市と連携し、相談者の状況を適切に把握し、その人に必要なサービス提供を通じて、自立まで寄り添うことができるよう、「伴走型支援」のあり方や体制について協議するとともに、地域の中での見守りを強化し、相談者により多くの人が関わることができる体制づくりに努めます。 ◇支部は、自治会・区や民生児童委員と連携して、支援が必要な人に対し、自立支援相談窓口を紹介するか、本人の了承を得て相談員の方から連絡するようつなぎます。 ◇支援体制の拡充に向け、サロンやボランティアグループを含めた支援者・理解者の育成・確保に努めます。また、当事者同士で課題解決に向けて話し合う機会をつくります。 ◇高齢者が、家賃の支払いが滞るなどして退去を迫られる場合は、関係機関と連携して、家主等に対し、本人と共に支払い猶予などの相談を行います。

市は	<ul style="list-style-type: none"> ◇シルバー人材センターの安定した運営の継続に向けた協議を行います。 ◇女性センター*における女性の再就職支援講座について、講座のタイトルや内容などの工夫により、受講意欲や就労意欲の向上に努めます。 ◇高齢者・障害者いきいきサポートにおける就労支援について、市内支援機関等との連携体制を強化するための取組を推進するとともに、窓口の広報の充実を図ります。 ◇市内企業・商工業者による地元雇用や障がい者雇用を促進します。 ◇本庁舎での授産製品販売、官庁受注（障害者優先調達）について、さらなる充実に向けた取組を推進します。また、庁内関係課の就労支援員との連携を継続します。 ◇障がいや傷病等複数の課題を抱える対象者に向けた就労支援について、医療、障がい分野等との連携強化や支援体制の検討を行い、連携の中でより多くの課題に対応できるよう努めます。 ◇必要な人や世帯に対して、生活保護法に基づく支援、各種手当・費用助成、負担減免措置などを有効に実施しながら、個々の状況に応じて粘り強く、就労につながる支援を継続していきます。 ◇被保護者の健康管理の推進に向けて、保健師とケースワーカー*が連携しながら健康管理事業を強化します。 ◇相談者の自立を支援するため、各種支援機関との連携強化を図り、生活困窮者の課題についての役割分担を行い、切れ目のない支援を行います。また、庁内や各種支援機関との連携を強化し、生活困窮者をネットワークで支えるための基盤強化を図ります。 ◇高齢になっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、介護予防、生活支援等の充実や必要な介護サービス等の提供を推進します。 ◇要支援・要介護認定を受けている人に対し、住宅のバリアフリー化への支援を行います。 ◇生活困窮者に対して生活困窮者自立支援機関、公営住宅部局等との連携を図りながら支援を行います。
----	---

③ 罪を犯した人の自立支援

【現状と課題】

- 我が国の刑法犯の認知件数は、平成15(2003)年以降は減少を続け、令和3(2021)年には戦後最小となった一方、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和4(2022)年には刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。
- 本市の犯罪の発生状況をみると、刑法犯罪の認知件数は近年減少傾向がみられ、令和5(2023)年には176件となり、10年前の3割程度まで減少しています。また、人口10万人当たりの認知件数も府に比べて低く、府内でも犯罪は少ない様子がうかがえます。
- 市民アンケートでは、再犯を防止する取組としてすべきこととして、「犯罪をした人に対する支援ネットワークをつくる(病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成)」や「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」などの意見が多い一方、「わからない」と回答した人が約3割となっています。
- 今後は、犯罪被害者等が相談や支援を求めやすい環境の醸成に努めることを第一に、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰し、自分らしい生活を送ることができるよう、保護司*・更生保護女性会*や関係機関等と連携して、犯罪や非行のない安心・安全なまちづくりを推進する必要があります。

【今後の方向性】

- 犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう適切なサービスを提供するよう努めるとともに、保護司・更生保護女性会や関係機関と連携して立ち直りを決意した人を受け入れができる地域社会づくりに取り組みます。
- 犯罪に至る前に相談できる人、場所が身近にある環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇再犯防止に関する取組や活動に関心を持ちましょう。◇地域に「生きづらさ」や心配事を抱えている人がいた時は、早めの相談を促します。
-----	---

社協は	<ul style="list-style-type: none"> ◇再犯防止に関して市民の正しい理解を深め、協力を得られるよう、周知・啓発活動を推進します。 ◇地域での孤立予防に向けて、住民同士の見守り活動を支援します。 ◇更生保護、人権保護などの民間活動を支援します。 ◇困窮による犯罪を防止するため、生活困窮者相談を通して他機関と連携し、自立を支援します。
市は	<ul style="list-style-type: none"> ◇再犯防止に関する市民の正しい理解を深める取組を進めることで、犯罪や非行をした者等が犯罪・非行を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができるコミュニティづくりを進めます。 ◇「社会を明るくする運動」強化月間において、運動を周知する広報・啓発を推進することで、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会の構築をめざします。 ◇犯罪をした者等のうち高齢者や障がい者等の福祉的支援の必要な人に對し、保健医療・福祉施策による支援を推進します。 ◇犯罪をした者等の就労支援や雇用環境の改善に取り組むとともに、就労の定着や生活の安定のための定住先確保等、適切なサービスが提供できるよう関係機関・団体等との連携を強化することで、円滑な立ち直りを支援します。 ◇犯罪をした者等の立ち直りを支える保護司、更生保護女性会や関係機関等との連携を深め、活動に必要な支援を推進します。 ◇京都犯罪被害者支援センターをはじめ関係機関と連携し、犯罪被害者等への各種支援や啓発活動を推進することで、社会全体が犯罪被害者等をサポートできる環境づくりに努めます。

(2) 安心・安全な地域づくり

近年の災害の頻発化・激甚化及び特殊詐欺などの犯罪の巧妙化などの傾向を受け、安心・安全なまちづくりへのニーズは高まりをみせています。地域の防災力・防犯力を強化するためには、日頃の地域のつながりづくりを強化します。

また、障がいの有無に関わらず、高齢になっても、誰もが安心していきいきと生活するためには、多様な人が社会に参加するまでの障壁(バリア)をなくすことも重要です。

① 災害から守り合うまちづくり

【現状と課題】

○近年の災害の頻発化・激甚化を受け、本市においても大規模な自然災害が危惧されています。市民アンケートの結果では、災害時に頼りにする人がいないと回答した人はわずかであったものの、災害発生時に気になる人が地域にいるかでは、「わからない」と回答した人が約4割となっており、防災の視点からも日頃の地域のつながりの強化が重要となっています。

○社協では、災害ボランティアセンターでの災害時に備えた年1回の運営訓練や市民向けの研修を開催しているほか、市では、自主防災組織の連絡会議やリーダー研修会を開催するなど、いつ起こるか予測できない災害に備えた対策を推進しています。

【今後の方向性】

- 市民一人ひとりの防災力を高め、自主防災組織の活性化を推進するとともに、災害ボランティアセンターのより一層の周知に努めます。また、災害ボランティア登録制度の周知啓発と、登録者の拡大に努めます。
- 災害が発生した際に支援が必要な要配慮者及び要配慮者のうち優先度の高い避難行動要支援者について、個別避難計画書の作成に取り組み、災害時要支援者等への支援体制の整備を促進し、地域の中での協力体制を構築します。
- 個別避難計画書に基づく避難訓練の実施等を通して、地域の連携の強化を図ります。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none"> ◇家庭・地域で日頃から災害時の連絡方法や行動を話し合っておきます。また、災害時の連絡先を確認しておきます。 ◇ハザードマップなど防災に必要な情報を把握し、災害情報を確実にキャッチして行動できるようにします。 ◇自主防災組織の活性化に向け、積極的に参加するとともに、日頃からの地域の安全点検などを行います。 ◇ハザードマップを基に、見やすくわかりやすいマイタイムラインをつくります。 ◇避難行動要支援者及び支援者に積極的に登録します。 ◇防災訓練・避難訓練等に積極的に参加します。
社協は	<ul style="list-style-type: none"> ◇常設型の災害ボランティアセンターとして、平常時には研修や訓練を実施し、災害時には被災者への生活支援と被災地の復旧・復興支援に取り組みます。 ◇災害時に備え、企業や団体との連携を強化します。特に建設・土木系企業（技術系）の災害ボランティア登録を増やすため、地域の災害に対する意識の向上を図ります。
市は	<ul style="list-style-type: none"> ◇自主防災組織未設立地域に対する設立に向けた支援及び自主防災組織活動のさらなる活性化に向けた支援を行います。 ◇災害ボランティアセンターの運営を支援するとともに、市民へのPRを強化します。 ◇避難行動要支援者名簿の作成を推進します。 ◇避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画書（避難支援プラン）の作成にあたり、地域の中で支援が必要な人を把握し、顔の見える関係づくりの支援や情報提供をします。策定した個別避難計画書（避難支援プラン）に基づき避難訓練を実施し、共助の強化を図ります。

② 防犯・交通安全の推進

【現状と課題】

- 社協の各支部を中心に小地域での見守り活動を展開しているほか、地域における登下校の見守り等を通じて、防犯活動や交通安全活動を推進しています。
- 交番のない地域や、交通量が多く標識などの整備や安全の確保が必要な場所もみられることから、警察と連携した防犯・交通安全活動のさらなる強化が必要です。
- 犯罪被害者支援については、犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を受けた者への見舞金の支給や、犯罪被害者支援に関する広報・啓発活動を推進することで、社会全体が犯罪被害者等をサポートできる環境づくりに努めることが重要です。

【今後の方向性】

- 一人ひとりが防犯・交通安全意識を高めるとともに、市民の安全を地域全体で守る体制を強化していきます。
- 犯罪被害者等が被害から回復し、平穏な生活を営むことができるよう支援を行います。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇一人ひとりが防犯や交通安全についての意識・知識を高め、犯罪や事故に遭わない・起こさないよう心がけます。◇家族や地域で声をかけ合い、こどもや高齢者等の安全確保に努めます。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇地域における見守り活動の推進や、警察との連携の強化により、防犯活動、交通安全活動を支援します。
市は	<ul style="list-style-type: none">◇消費生活相談窓口、防災・防犯緊急メール配信などの情報提供を強化するとともに、警察や地域と連携して市民の安全確保を進めます。◇犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援に努めます。◇京都犯罪被害者支援センターと連携して、犯罪被害者等のこころのケア等の各種支援や啓発活動に取り組みます。◇相楽犯罪被害者支援連絡協議会への参加を通し、犯罪被害者等の具体的なニーズの把握に努め、よりきめ細やかな支援の充実を図ります。◇犯罪被害に遭われた方へ見舞金を支給するほか、窓口における丁寧な説明・対応を心がけ、必要に応じ関連機関につなぎます。◇ホンデリングプロジェクト*を通し、支援の輪を広げます。

③ ユニバーサルデザイン等の推進

【現状と課題】

○本市では、公共性の高い建築物について、各主体が各種法令に基づき、誰もが利用しやすいようバリアフリー・ユニバーサルデザイン*・インクルーシブ*の視点を大切にした施設整備を推進しています。

○情報提供体制については、イベントや研修会等で手話通訳等による支援を取り入れています。しかし、広報物や情報発信等の障がいのある人への配慮は十分とはいえず、引き続き、障がいの有無に関わらず誰もが情報を入手しやすい環境づくりに努める必要があります。

○また、小学校での出前講座や、認知症高齢者等見守り声かけ訓練等を通じて、心のバリアフリーに関する理解の促進にも努めており、今後もあらゆる人権に対して正しい理解と認識が深まるよう学習機会を提供することが重要です。

【今後の方向性】

■市民のあらゆる人権に関する理解を促進し、ノーマライゼーション、インクルーシブの理念に基づいた心豊かな地域社会をめざします。

【主な取組】

市民は	◇障がい者用駐車場や道路などの歩行空間をふさがないよう心がけ、バリアフリー化が必要な環境の点検と改善に努めます。 ◇あらゆる人権に対する理解を深め、障がいの有無に関わらず、お互いを一個人として認め、尊重し合い、困っていることがあれば手を差しのべます。
社協は	◇主要な情報や資料などの音声化・多言語化などを推進することで、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。 ◇心のバリアフリー化に必要なことについて、多くの方が参加しやすい企画を実施することで、様々な立場から考えていく機会の拡充を図ります。
市は	◇市民・地域・企業・関係機関等と連携して、市民の人権に対する理解の促進に努めます。 ◇公共施設等について、各種法令に基づき、誰もが利用しやすいようバリアフリー・ユニバーサルデザイン・インクルーシブの視点を大切にした施設整備を推進します。また、民間施設等におけるバリアフリー化を促進・指導します。 ◇障がいの有無に関わらず誰もが情報を入手しやすい環境づくりに努めます。

④ 外出しやすいまちづくり

【現状と課題】

○人口減少に伴う公共交通利用者の減少により、近年、既存交通の維持が難しくなっています。

○市や社協では、コミュニティバスの運行や、サロンへの送迎協力（鹿背山）、お買い物ツアーの実施（加茂地域）などにより、高齢者などに対する移動手段の確保に努めていますが、地域懇談会では公共交通の本数が少ない、買い物等の移動手段が少ないといった声が多くあがっており、市民のニーズや地域の実情に応じた支援体制の充実が課題となっています。

【今後の方向性】

■誰もが外出しやすく移動に困らないまちづくりの実現に向け、様々な解決手段を検討していきます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇外出に困っている方に、できる限り手を差しのべます。◇外出の際は公共交通を積極的に利用します。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇サロンへの送迎協力やお買い物ツアー等の移動支援に向けた取組を推進します。◇公共交通では補いきれない移動の穴を補完するため、地域住民や福祉・交通事業者の協力による新たな手段を検討していきます。◇市と協力しながら現状の公共交通の運行の維持・改善に努めます。
市は	<ul style="list-style-type: none">◇コミュニティバスの運行により移動手段を確保することで、交通空白地域の解消に努めます。◇木津川市地域公共交通総合連携協議会を中心に、地域の移動を支える公共交通の維持・充実やモビリティ人材育成事業*の実施などを検討していきます。◇高齢者の外出機会を促すことは、健康増進・介護予防に寄与することから、デマンド型移動サービス*などによる高齢者の日常生活の買い物や診療などの移動支援に努めます。

地域福祉活動の様子

► 多様性を認め合い健やかで自分らしい暮らしづくりの支援



フードドライブの啓発



あつまれきずな食堂



► 安心・安全な暮らしづくり



瓶原地域防災訓練



買い物ツアー



基本目標3 包括的な相談・支援体制づくり

(1) 包括的な支援体制の強化

【関連するSDGs】



悩みや困り事を抱え困っている人に情報・支援が届き、誰でも気軽に相談しやすい相談支援体制の整備を推進します。

また、地域共生社会の実現に向けて、“誰一人取り残さない”より良い地域をつくるため、これまでの制度の狭間にいる複雑化・複合化した課題を抱える人も含めた包括的な相談支援体制の整備を推進します。

① 相談支援の充実

【現状と課題】

○市民アンケート結果をみると、悩みや困り事の主な相談先で「市役所」と回答した人が24.4%となり、前回調査(12.0%)から大きく増加しています。また、相談しない・できない理由として「誰(どこ)に相談すればいいかわからないから」と回答した人が10.9%と、前回調査(23.2%)から減少していることからも、相談体制の充実に向けた様々な取組の成果がうかがえます。

○相談しやすい体制のさらなる充実のために、担当職員のスキルアップを図ることが重要です。

【今後の方向性】

- 複雑化・複合化する相談に対して包括的な支援ができるよう、相談・支援体制の充実を図るとともに、相談窓口に関する情報の周知を行います。
- 職員の専門的知識・スキルアップを図るとともに関係機関との連携を強化し、相談への対応力を向上させます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇不安や問題を自分や家族だけで抱え込み、心配事があれば早めに相談する相談上手になります。◇福祉事業者や福祉団体は、相談機能を強化し、必要に応じて社協や市につなぎます。また、地域に向けた講演活動を行います。◇事業所間の勉強会の実施など横のつながりを強化し、情報共有を行います。
-----	---

社協は	<ul style="list-style-type: none"> ◇「電話何でも相談」など、誰でも気軽に相談できる窓口を充実し、速やかに専門機関につなぐよう図るとともに、相談窓口の周知活動を強化します。 ◇支所ごとに配置している CSW を中心に総合的な相談に対応します。 ◇CSW の存在や役割について周知するとともに、関係機関との連携体制を整備します。 ◇社協職員や地域のキーパーソン（自治会・社協役員、民生児童委員、各種事業者・団体スタッフ、ボランティア等）の相談スキルの向上を図る全体研修などの企画・実施・紹介をします。
市は	<ul style="list-style-type: none"> ◇インターネット等による相談受付の検討等、気軽に相談できる窓口のさらなる拡充を図ります。 ◇相談窓口の場所や相談方法について、インターネット等も活用した効果的な周知方法を検討します。 ◇子育てに関する情報発信については、子育て応援サイトや市ホームページの見直しを検討するとともに、市公式 LINE や子育てアプリの運用等、SNS やオンライン環境を活用した利用しやすい体制の構築を検討します。 ◇多様化・複雑化する相談に対応できる人材を育成するとともに、人事部門と調整を行い、必用に応じて専門職の配置を検討します。 ◇個別の相談情報の機密性を高めるとともに、各分野の相談内容を蓄積・分析して課題の把握と解決に向けた検討・対応につなげます。 ◇各種相談機関・専門機関の連携を強化し、複雑化・複合化した課題にも対応できる包括的な支援体制を構築します。

② 生活課題の把握

【現状と課題】

○社協では、各研修会、訓練、懇談会を通じ、職員や地域のキーパーソンの課題発見力、解決力の向上を図っています。また、団体懇談会や地域支え合い会議（協議体）におけるニーズ調査及び、認知症カフェ*やきずな食堂*、ひきこもり等の居場所づくりを通して、地域の声の把握に努めています。

○市民の生活課題の把握に向けては、市民の抱える課題が多様化・複雑化していることや、潜在化している課題を抱えた方の把握が困難であることが、市民・地域・行政の共通課題となっており、アウトリーチ型活動のさらなる充実を図ることで、必要な人に情報や支援を積極的に届ける仕組みづくりが必要です。

【今後の方向性】

- 身近な相談者との連携の強化や、地域のキーパーソンの増加を図ることで、地域の声を把握しやすい体制を整備します。
- 地域の中の課題発見機能として、アウトリーチ型活動を充実させることで、相談を待つだけでなく、必要な人に必要な支援や情報を積極的に届ける仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域の中で互いに目配りをして、住民同士で相談し合える関係を育んでいきます。◇ 心配事があれば身近な相談役等に連絡します。◇ 住民同士で解決できないことは、市や社協に連絡します。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇ 一人ひとり負担を減らし、みんなで支え合える地域づくりに向けて、地域のキーパーソンを増やすための支援を行います。◇ 社協職員や地域のキーパーソンの課題の発見力・解決力の強化に向けた研修会の実施にあたっては、若者を含めた幅広い世代が参加しやすいよう、広報や開催方法を工夫します。◇ 市と連携して各種支援機関・人材のネットワークを形成し、地域からの相談ごとや様々な課題に速やかに対応できるようにします。なお、連携のさらなる強化に向けて、障害者支援団体の参加を呼び掛けます。◇ 障がい児・者団体懇談会を継続し、各種団体を束ねるつなぎ役を社協が担います。◇ 相談を待つだけではなく、サロンやつどい等の居場所に来られない方や、既存の制度に当てはまらない家庭へのニーズ調査等のアウトリーチ型活動を強化します。そのためには、日頃から地域へ出て地域住民と共に活動することや、各団体との連携の強化とともに、活動に関わる地域住民、団体、職員の確保に取り組みます。

市は	<p>◇相談を待つだけではなく、日頃から地域や障がい者団体との交流とアウトドア型活動を重視します。具体的には、民生児童委員による見守り活動の継続や、地域包括支援センターを中心とした状況把握、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児相談、乳幼児健診等を通した要支援者の早期発見・継続支援、ライフステージに応じた健康相談、健康教育が実施できる体制整備を推進します。</p> <p>◇課題を連絡した人や連絡内容に関する情報の機密性を保持します。</p> <p>◇個人情報の適正な取扱いを確保した上で、分野を横断したデータ連携により、潜在的に支援が必要な子どもの支援について、検討を行います。</p> <p>◇相談支援の強化や、相談窓口の周知を図るとともに、地域から連絡を受けた内容や把握した問題を分析し、速やかな対応につなげます。</p> <p>◇社協と共に、地域における課題把握・解決力の増強を支援します。</p>
----	---

③ 重層的支援体制の推進

【現状と課題】

- 近年、ダブルケアや8050問題をはじめ、社会的孤立、ヤングケアラー、ひきこもり等、表面化しにくく、既存の制度の対象になりづらい様々な課題が社会問題となっています。本市においても、市民アンケートによる回答者や回答者の家族、隣近所の住民の困り事の該当状況をみると、「家族やパートナー等から暴力（肉体的・精神的・経済的）を受けている」、「社会との関わりがなく孤立している」、「自殺を考えたことがある」といった深刻な内容を含めて、各項目で該当する方がいる状況です。
- 国では、令和3（2021）年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を支援する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- 市民アンケートでは、重層的支援体制の整備について特に力を入れるべき取組として、「属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制の構築」、「だれもが社会とのつながりを持つことができるようにするための支援の充実」、「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制の構築」を求める声が多くあがっており、本市においても、市民ニーズに合った包括的支援を進める必要があります。

【今後の方向性】

■複雑化・複合化した生活課題を抱えている個人や世帯への支援など、多様化する支援ニーズに対応し、市・関係機関が連携して支援を行うため、属性を問わない「包括的相談支援」、複数の部署や関係機関で連携する「多機関協働」、社会とのつながりをつくるための支援を行う「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保などを行う「地域づくり」など、重層的支援体制整備事業を活用し、包括的支援体制の整備を推進します。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇ひきこもり、8050 問題など複雑化・複合化した課題がある時は、ひとりで悩まず、市や関係機関などに相談します。◇課題を抱えているけれども、支援につながっていないと思われるご家庭などがあれば、市や関係機関などに相談します。◇課題を抱えた方の社会参加などを助け、地域活動への受け入れなど、地域で支え合いを深めます。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇市と共に、複雑化・複合化、制度の狭間など、様々な課題を抱える家庭などに、伴走的な支援を行います。◇各圏域に CSW を配置し、属性や世代を問わず相談を受け止め、アウトリーチによる相談支援を継続します。◇誰もが社会とのつながりを持つことができるよう、多様な居場所の創出や参加支援の仕組みを構築します。◇地域づくりにおいて、各事業実施者と意見交換し、事業参加者交流など地域課題の抽出や改善等を図ります。
市は	<ul style="list-style-type: none">◇断らない相談支援として、属性を問わない相談支援において浮かび上がってきた課題を受け止め、市や関係機関の適切な連携によって個別支援を行います。◇複雑化・複合化した支援ニーズに対して、多機関で協働して支援を行うため、重層的支援体制整備事業を活用した包括的な支援体制を構築します。◇参加支援や地域づくりなど、地域とのつながりや関係性づくりを行います。

(2) 権利擁護機能の強化

地域共生社会の実現に向け、すべての市民が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、権利擁護の制度の周知と、利用の促進に努めます。

① 権利擁護ネットワークづくり

【現状と課題】3

○社協では、人権について考えたり、様々な立場の人が理解を深め合うきっかけづくりとして、イベントや研修を開催しています。市では、小中学校における人権学習を推進とともに、教職員の人権に関する認識や人権感覚を高めるための研修の場の拡充に取り組んでいます。

○権利擁護に関するさらなる理解の促進に向けて、今後は、障がいの有無等に関わらず参加しやすいイベントの企画や運営体制を検討し、より多くの人が参加できる体制づくりが必要です。また、社会情勢の変化によって顕在化する新たな人権課題にも対応した人権教育の充実を図ることも重要です。

○虐待の防止・早期対応に向けては、地域包括支援センターとの連携により、高齢者への虐待に対する体制づくりに努めていますが、介護だけでなく、障がいやその他の要因が重なる困難なケースへの対応が、今後の課題となっています。

【今後の方向性】

■あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制を市全体でつくっていきます。

【主な取組】

市民は	◇自らの人権、権利について主体的に考え、自らを守っていくとともに、様々な立場の人の身になって差別や権利の侵害から守り合います。 ◇虐待などに気付いたら速やかに市に連絡します。
社協は	◇人権について考えたり、様々な立場の人々が共に理解を深め合っていくことのできる機会づくりを進めるため、より多くの人が参加しやすいイベントの企画や運営体制の検討を行います。 ◇権利擁護支援者の養成研修を継続することで、理解の促進と担い手の確保に努めます。

市は	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校教育、生涯学習などの内容の充実を図るとともに、校種間連携を推進し、系統的・継続的な人権教育の実践を推進します。 ◇各種機関のネットワーク化を図り、市民の立場に立った権利擁護の総合的な対応を強化します。 ◇虐待の防止・早期対応・被害者保護に向けて、福祉総合相談室が中心となり、他部署、関係機関との連携を強化することで、複合化した課題への対応に取り組みます。
----	--

② 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

○高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加や、障がいのある方の親や家族の高齢化に伴ういわゆる「親亡き後」の問題等を背景に、判断能力が不十分な方に向けた支援ニーズの高まりが予測される中、市民アンケートにおける権利擁護に関する事業・制度の認知状況をみると、“日常生活自立支援事業”を知らない人が約半数、成年後見制度を知らない人が約3割となっています。

○市では、令和4(2022)年度に木津川市成年後見支援センターを設置し、一次相談機関として相談対応を実施しているほか、社協では、令和5(2023)年度に法人後見事業を立ち上げ、支援体制の充実を図っています。その一方、市民アンケートにおける木津川市成年後見支援センターの認知状況をみると、「知らない」と回答した人が8割以上となっており、広報等により木津川市成年後見支援センターの周知に努め、成年後見制度について気軽に相談できる体制づくりに努めることが必要です。

○今後も、支援が必要な人が適切に制度を利用できるよう周知活動を推進するとともに、より制度を利用しやすい仕組みづくりが必要です。

【今後の方向性】

- 成年後見制度の啓発・周知に努めます。
- 木津川市成年後見支援センターの周知に努め、気兼ねなく成年後見制度を利用できる取組を促進します。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度の情報の取得に努めます。 ◇地域の中で成年後見を必要とする人を把握した場合は、速やかに相談機関に連絡します。
-----	--

社協は	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度に関する支援やサービスの周知活動を推進し、制度の理解促進に努めます。 ◇成年後見申請にかかる医師の診断書の作成への理解の促進等に向け、医療関係者との連携の仕組みをつくります。 ◇法人後見支援員の育成など受任の体制を整備しながら、法人後見事業を適正に運営します。
市は	<ul style="list-style-type: none"> ◇広報やホームページ、地域住民の会合などを活用し、成年後見に関する積極的な周知啓発を行います。 ◇成年後見支援センターの取組について市民に広く周知し、相談対応の充実を図ります。 ◇成年後見支援センター機能を活かして、社協等が取り組む法人後見事業や関係機関等との連携の強化に取り組みます。 ◇市民が権利擁護について理解を深め、判断力に不安のある方の身近な支援者として活躍できるよう権利擁護支援者養成講座を実施します。

地域福祉活動の様子

包括的な支援体制の強化



お助け隊



小地域ネットワーク研修会



基本目標4 地域福祉の基盤づくり

【関連するSDGs】



(1) 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の活動を支え、高めていく上で根幹をなすのは、地域の“人”です。アンケートや地域懇談会における市民の声では、地域の様々な場面で担い手不足、人材確保が課題としてあがっており、本計画で取り組むべき喫緊の課題であるといえます。

地域福祉を担う人づくりに向けた第一歩として、地域福祉に関心を持つ市民の増加に向けた意識啓発を推進するとともに、地域福祉を担う人材や団体への支援を推進します。

① 地域福祉に関する意識啓発

【現状と課題】

- 市民アンケートにおける回答者の地域福祉活動への関心の変化をみると、地域活動をしている人や近所付き合いをしている人の方が、そうでない人に比べて「どちらか」とより関心を持つようになった」と回答した人が多い傾向がみられます。
- 地域を支える人材の確保・育成が喫緊の課題となる中で、地域に参加する第一歩として、市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、地域福祉の主体としての自覚を促すことが重要です。

【今後の方向性】

■地域を支える人材の確保に向けて、地域福祉に関心を持つ市民を増やすための意識啓発を推進します。

【主な取組】

市民は	◇家庭内での福祉教育に取り組みます。 ◇地域や市が開催する福祉学習の機会に積極的に参加します。
社協は	◇児童・生徒のみならず社会人に対しても、福祉の学習に役立つ幅広い情報提供や学習機会づくりを進めます。
市は	◇学校教育、社会教育と連携して福祉教育を進めます。 ◇学校教育だけでなく、地域との連携も視野に入れ、福祉教育の充実に努めます。

② 地域福祉を担う人材の確保・育成

【現状と課題】

- 社協では、様々な年代の方にボランティアに興味を持ってもらうため、令和5（2023）年度よりボランティア体験会を実施しています。現状、まだ広く周知が行き届いていないことや、平日開催のため参加者が限定されることが課題となっているため、周知方法や運営体制を検討し、より多くの人に参加してもらえるよう工夫が必要です。
- また、若いうちからボランティアに触れる機会が持てるよう、学校での福祉体験学習や職業体験も推進しています。
- 近年の複雑化・複合化した支援ニーズに適切に対応するためには、引き続き、市、社協、事業所等職員のスキルアップにも努める必要があります。

【今後の方向性】

■学校、企業、地域、事業者と共に、地域福祉を担う専門人材やボランティアの確保・育成、スキルアップを進めていきます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇市の生涯学習、社協のボランティア講座・福祉体験プログラムなどに関心を持ち、積極的に参加します。◇福祉事業者は、福祉人材の育成拠点として、良質なサービスを支えるスタッフの育成・確保に努めるとともに、インターンシップ、体験学習、ボランティア養成などを受け入れます。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇ボランティアセンターを中心に、様々な支援ニーズ、活動ニーズに応えるボランティアの育成を進めるとともに、より多くの人に興味を持ってもらえるようボランティア体験の開催及び周知啓発を行います。◇ボランティアの推進に向けて連携できる企業を発掘します。◇ボランティアに関心を持つ児童・生徒を増やすため、年間を通した福祉体験学習の開催や、福祉ジョブチャレンジの受け入れについて検討します。また、教育委員会と連携した学校評価への組み込みや申込のICT化等、参加しやすい環境づくりについても検討します。◇外部研修や、関係者向けの勉強会等を開催することで、市や福祉事業者等との連携した職員のスキルアップを進めるとともに、客観的にスキル向上が測定できる仕組みを整備します。◇介護人材の育成のため、資格取得に対する助成金を創出し、資格取得を推進します。

市は	◇公民館まつりや講座・サークル発表会を開催し、生涯学習での学びを通じた人とのつながりづくりを広めるとともに、サークル活動のリーダーとなる人材育成に努めます。
	◇外部研修や、関係者向けの勉強会等を開催することで、社協や福祉事業者等と連携した職員のスキルアップを進めます。
	◇専門人材の育成について、研修情報の提供、研修受講の支援などを行っていきます。
	◇社会福祉士等の専門人材の積極的な採用に努めます。



【コラム】ボランティアセンターについて

ボランティアセンターとは、社協により、市民が幅広くボランティア活動に参加できるよう、活動に関する相談、情報・資料の提供、講座の開催やボランティア活動に対する啓発や活動のコーディネートを行う拠点として設置されており、現在以下のような取組を推進しています。

- ・ボランティア活動をしたい方とボランティア活動をしてほしい方をつなぐ
- ・ボランティア活動に関する情報提供（活動場所、活動する為の助成金情報等）や活動に関する相談
- ・ボランティアに関する講習会や活動を経験できる講座、活動の内容を知つもらうためのパネル展、ボランティア同士の交流会の開催
- ・ボランティア保険の手続きの代行

③ 各種団体の支援

【現状と課題】

○地域福祉関係団体の意識調査における、団体が地域活動を行う上での課題としては、「活動メンバー（担い手）のなり手がいない」、「メンバーの高齢化により活動の継続が難しい」といった“担い手”“人材”に関する課題の割合が、全般的に高くなっています。

○市と社協は連携して、様々な形で各種団体の活動を支援していますが、高齢化の進行等に伴う担い手・人材不足は避けがたく、各団体のニーズに寄り添った支援の充実が必要です。

【今後の方向性】

■地域福祉の推進を支える各種福祉団体、当事者団体の育成・支援を進めます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none"> ◇老人クラブ、障がい者団体をはじめ、様々な立場の人々の参加と交流の基礎となる団体への参加と活用に取り組みます。 ◇地域の中での支え合いや様々なボランティア・NPO*活動等に关心を持ち、できることで参加してそれらの活動を育む主体となります。 ◇主体的に楽しみながら活動するとともに、活動の様子を積極的に情報発信します。
社協は	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種団体の活動を支援（資金・資材・情報・相談等）するとともに、団体間が交流する機会を拡充し、活動の活性化を支援します。 ◇各団体のPR、活動に有効な助成制度の活用などについて支援します。 ◇Instagram*をはじめとするSNSを活用して、より多くの人の目に留まるよう工夫した情報発信を行います。
市は	<ul style="list-style-type: none"> ◇社協と連携して各種団体の活動を支援します。 ◇各種協働事業を通じて、各種団体の活動の支援と活性化を進めます。 ◇社会福祉法人*の認可、団体活動の支援を通じて、福祉事業の公共性と健全な育成を進めます。



(2) 福祉サービスの有効な利用の促進

必要な人が必要なサービスを主体的な選択によって利用することができるよう、情報提供や様々な支援制度の利用促進を図ります。

また、分野を超えたネットワークの構築により、地域における様々な社会資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）が有効に活用され、地域の中で良好な福祉サービスが健全に育まれる体制づくりを推進します。

① サービス利用のための意思決定支援

【現状と課題】

○市民アンケートにおける健康や福祉に関する情報では、「自分や家族が利用できる「福祉制度」に関する情報（施設・サービス・経済措置等）」が最も多くなっています。

○老老介護*や老障介護*、障がいのある人の親亡き後の人生設計など、自己決定による生活設計やサービス利用を必要とする支援ニーズは増加傾向にあります。必要な人が必要な情報を基に適切なサービスを利用できるよう積極的な情報提供を行うとともに、主体的な選択を支援する様々な制度の利用促進を図る必要があります。

【今後の方向性】

■支援を必要としている当事者及び家族が自分らしい生活を維持できるよう、必要な情報を届けるとともに、その主体性に基づく選択と支援を実現します。

■福祉サービスの利用のみならず、地域の支え合いや交流なども含め、トータルな生活設計支援をめざします。

【主な取組】

市民は	◇市民及び福祉事業者は、サービス利用は自己決定に基づくものであるという意識を育んでいきます。
	◇福祉制度やサービスの情報に关心を持つとともに、相談支援者等と相談しながら、地域で自立して生活していくために必要なことを主体的に考えていきます。
	◇地域は、日頃の付き合いの中で、自己決定を補完・支援していきます。

社協は	<p>◇市民の力による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を推進するとともに、事業の認知度向上に向けた周知活動を行います。</p> <p>◇福祉事業者として、自己決定によるサービス利用の適切なあり方、一人ひとりの主体性を確保するために必要な環境づくり等を研究し、市民や事業者にフィードバックする仕組みを整備します。</p>
市は	<p>◇福祉制度や福祉サービスの適切かつ有効な利用について、市民によりきめ細やかな情報提供を行い、必要な情報が適切に行き渡るよう努めます。</p> <p>◇障がいのある人や高齢者が可能な限り自ら意思決定できるよう支援する体制を整備するため、人材確保や関係機関のネットワークの強化を図ります。</p> <p>◇介護保険制度、障害者総合支援法に基づく、適切なケアマネジメントを推進します。</p>

② 福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 介護保険サービス、障害福祉サービス、保育及び子育て支援事業等は、それぞれ行政計画を策定してサービスの確保と適切な提供を図っています。
- 社協では、京都山城総合医療センターと連携し、「相談ができる認知症カフェ」を運営し、増加する支援ニーズに対応しています。市では、高齢者等配食サービス事業、認知症高齢者等見守り及び声かけ訓練などを実施しながら、サービスの適正利用に向けた取組を推進しています。
- 今後は、関係機関同士が分野を超えて連携を図り、多様化する支援ニーズや複雑化・複合化した課題への対応力を強化する必要があります。

【今後の方向性】

- 制度に基づくサービスの充実と適切な利用（提供）の推進、制度の狭間を埋めるサービスの確保を進めます。これらのサービスは、単なる生活支援にとどまらない複合的な機能を持つものであり、市・社協・事業者のみならず、利用者や地域の参加により育んでいくこととします。
- 高齢、障がい、子育てといった分野を超えた総合的なネットワークにより、地域課題の把握やサービスのあり方の検証等に取り組みます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から福祉制度やサービスについて関心を持ち、情報収集に努めます。 ◇地域の福祉施設・事業者と交流し、協力し合う関係を育みます。 ◇福祉事業者は、情報公開や福祉サービス第三者評価の実施、地域との交流やボランティアの受け入れなどを通じてサービスの充実を図ります。
社協は	<ul style="list-style-type: none"> ◇社協ならではの福祉サービス提供（認知症カフェの支援、お買い物ツアーの実施等）、各種相談対応、人材育成事業などを通じて民間事業者による事業を補完・支援していきます。 ◇高齢、障がい、子育てといった分野を超えた地域課題を検討する場を創出し、市・市民・地域・様々な事業者との協力により、課題の解決に向けた新たなサービスの創出などを共に進めています。
市は	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護認定審査会、障害支援区分認定審査会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、自立支援協議会[*]等の運営などを通じてサービスの適正利用や支援の充実を図るとともに、サービス提供（利用）等を支える分野を超えた総合的なネットワークづくりを進めます。 ◇社協や地域、事業者等と連携して、地域での自立した生活を支える生活支援体制の構築を推進します。

(3) 情報の整備と発信

福祉に関する活動の活性化に向けて、市民ニーズに合わせた福祉関連情報を整備します。また、紙媒体やインターネット、SNS 等、情報発信に向けたツールの選択肢が増える中、必要な情報を必要な人に届けるため、多様なツールを活用した伝わりやすい情報発信に努めます。

① 情報の整備

【現状と課題】

○市民アンケートによる健康や福祉に関する情報では、「自己や家族が利用できる「福祉制度」に関する情報（施設・サービス・経済措置等）」、「困った時「どこに相談したらいいか」わかる情報（相談機関・相談窓口情報）」が特に多くなっています。一方、「特にほしい情報はない」が 18.7%と、前回調査（13.5%）から増加しています。

○今後は、市民のニーズに合わせて必要な情報を整備するとともに、福祉に関する意識啓発を推進することで、積極的な情報収集を促す取組が必要です。

【今後の方向性】

■市民の必要とする情報の把握に努め、ニーズに合わせた情報の整備を推進します。

【主な取組】

市民は	◇福祉に関心を持ち、積極的に情報を入手します。 ◇市民として情報整備に参画していきます。 ◇入手した情報を活用して、地域福祉に貢献していきます。
社協は	◇市民・地域、市の間で、市民が必要とする福祉関連情報の整備をリードします。 ◇市民ニーズに対応した情報整備に向け、市民の声を把握できるツールの活用について検討します。 ◇役職員研修や地域懇談会を活用し、地域課題の共有に努めます。
市は	◇個人情報の保護に留意しながら、地域福祉の推進に必要な情報（福祉をめぐる需給情報や、福祉活動の促進に係る情報）を整備していくとともに、情報入手に努めます。 ◇各種行政計画の策定を情報整備の機会として有効に活用し、計画間の整合を図ることで総合的な福祉情報の整備を進めます。計画策定する際は、各種関係機関・団体などの参画により、必要な情報・意見を偏りなく盛り込みます。

② 「届く情報」づくり

【現状と課題】

○市民アンケートによる健康や福祉に関する情報の入手先では、「市役所（市の広報紙）」が約半数で最も多くなっています。「特に入手していない」と回答した人は全体では5.8%と低い状況ですが、年齢が低いほど割合が高くなる傾向にあり、“18～29歳”では17.5%となっています。

○市民アンケート結果では年代によって情報の入手先にばらつきがみられることや、地域懇談会ではSNS等を活用した情報を望む声もみられることから、今後は多様なツールを活用し、幅広い世代に情報を届けるための工夫が必要とされます。

【今後の方向性】

■福祉関連情報を、誰にでも利用しやすいかたちで提供していきます。

【主な取組】

市民は	◇福祉に关心を持ち、積極的に情報を入手します。【再掲】
社協は	◇広報紙きずなや社協ホームページ、SNSの活用、各種パンフレットや相談窓口、各種講演会等様々な機会を活用し、福祉関連情報を多くの人が入手できるよう図るとともに、適切な利用を支援していきます。 ◇特に若い世代に向けて、SNS（Facebook*、Instagram等）での情報発信を強化します。 ◇市と共に本計画のPRや説明の機会を充実し、計画の周知を進めます。
市は	◇情報のバリアフリー化を進め、福祉関連情報を誰もが支障なく利用できるよう図ります。 ◇市の広報、ホームページ、公式LINE、相談窓口、各種講演会や出前講座など様々な機会を活用し、福祉関連情報を多くの人が入手し、適切に活用できるよう伝わりやすい情報発信に努めるとともに、積極的な情報発信を推進します。 ◇社協と共に本計画のPRや説明の機会を充実し、計画の周知を進めます（福祉フォーラムの開催など）。

(4) 地域福祉の推進体制の充実

地域福祉の推進に向けて、積極的な活動を支える財源確保に努めるとともに、本市における地域福祉活動の中心を担う社協との連携を強化します。

① 財源の確保

【現状と課題】

○国や地方の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、多様化・増加する福祉課題に対応するためには、公的な資金だけでなく、地域で活動を支える民間の財源の確保がより一層重要となっています。

○社協では、会員増強運動、歳末法人募金・街頭募金運動等により、財源の確保に努めていますが、安定的で持続可能な組織・事業運営を推進するためには、新たな財源の確保が必要です。

【今後の方向性】

■市と社協の連動体制による事務局機能を強化し、地域福祉推進のための財源確保と有効な事業運営に努めます。

■クラウドファンディング*など新たな財源確保を検討していきます。

【主な取組】

市民は	<ul style="list-style-type: none">◇コミュニティビジネス*など、地域の福祉課題に対応する自主事業を開発していきます。◇社協会員となります。福祉バザーや共同募金に参加します。◇クラウドファンディングにより賛同する活動を支援します。
社協は	<ul style="list-style-type: none">◇自治会や民生児童委員協議会、各種団体等と連携・支援して運営基盤を強化します。◇福祉バザーを含めたSDGsの催しを継続します。◇社協版ふるさと納税*等新しい取組を検討します。◇社協の理解促進に努め、会員増強、共同募金運動の効果的な展開に取り組みます。◇自主財源の確保、助成金・補助金の獲得等について常に情報収集し、支部への周知に努めます。クラウドファンディングで目的を明確にした支援を募ります。

	<p>◇地域福祉推進のための財源確保に努めるとともに既存事業の見直しも含め効率的で効果的な推進手段を検討します。</p> <p>◇民間の地域福祉ネットワーク*の中核としての社協との連携・支援により、効果的に地域福祉を推進していきます。</p> <p>◇コミュニティビジネスの先進事例研究や啓発活動を行います。</p> <p>◇地域福祉に関する事業に対する財源対策として、ふるさと納税や木津川市地域福祉基金の活用を検討します。</p>
--	--

② 社会福祉協議会との連携強化

【現状と課題】

- 市民アンケートによる木津川市社会福祉協議会の認知状況は、「取組を知っている」と回答した人が 31.1%となり、前回調査(24.2%)から増加しています。また、取組を知っている人のうち、取組を「評価している」と回答した人が約9割となっており、これまでの成果がうかがえます。
- 本市における地域福祉活動の中心を担っている社協について、引き続きその活動を支援するとともに、協働して誰もがつながり、支え合える地域共生社会の実現をめざした取組を推進することが重要です。

【今後の方向性】

■地域共生社会の実現に向けて、社協との連携を強化するとともに、その活動を支援します。

地域福祉活動の様子

▶ 地域福祉を担う人づくり



ボランティア入門講座



ボランティアグループパネル展



夏季ボランティア体験講座



こすもすカフェ



▶ 情報の整備と発信



広報きずな・サロンマップ



福祉バザー



第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、福祉・健康・教育・**人権**・文化・就労・環境・防災・住民自治・建設・情報をはじめ多方面にわたる総合的な取組が必要であり、各課との緊密な連携の上で施策の推進を図るとともに、庁内体制の整備にあたります。

また、関係各課及び担当者がそれぞれの事業において地域福祉の視点に立った取組を進めることができるように日頃の情報交換を重視するとともに、研修や社協との交流を行い、市役所のすべての職員が各地域の実情や地域福祉活動への関心と理解を深め、さらなる取組へつなげていけるよう努めます。

(2) 社協による民間の推進体制の充実

民間事業者等との連携強化の取組・推進体制については、現計画社協部会・委員会を中心に、民生児童委員協議会、子育てネット、各障がい者団体等の各分野の協議体制と連携し、テーマによっては適宜分野横断型の研究会等を運営して専門的・集中的な協議を行います。

地域福祉活動は、地域ごとの実情に即した地域ごとの推進が基本であり、支部・地域ごとの推進体制（地域懇談会）を構築していきます。

(3) 協働の推進体制の設置・運営

本計画の推進は、市と市民の協働が基本であり、市と社協が共同で事務局を担う推進会議を設置・運営して推進母体とします。計画策定時に運営した策定委員会を発展的に継続するとともに、各委員はそれぞれの現場における推進を図り、日頃からの交流とネットワークの充実に努めます。

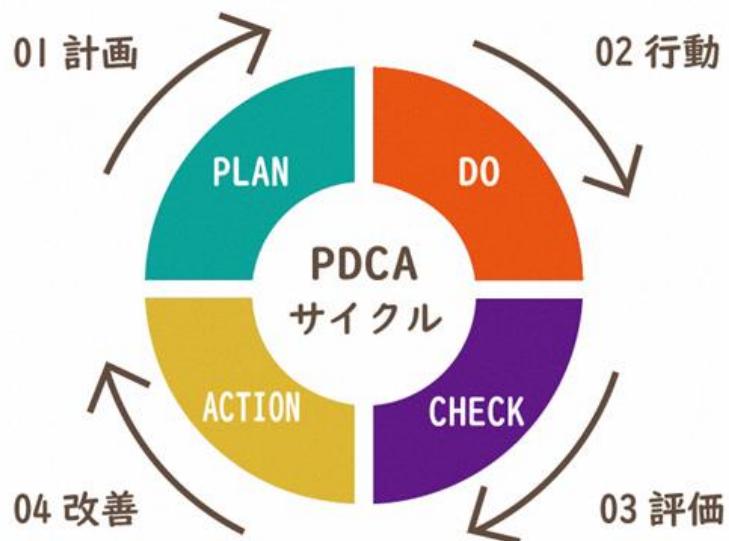
2 進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

計画の推進にあたっては、協働の推進体制づくりを進め、府内各課及び社協事務局職員、関係分野の代表者等で構成する（仮称）地域福祉推進会議を設置し、計画の進捗状況を確認・共有するとともに、協議が必要な事項や新たな課題などについて検討します。

進捗評価にあたっては、各事業・活動の実施状況や実績等の量的な測定にとどまらず、計画推進上の成果や課題を把握し、各現場における日々の事業・活動の改善につなげていきます。

本計画の推進では、協議と実践、公共と民間、分野と分野の間が途切れないようになるとともに、計画（Plan）を実行（Do）し、点検・評価（Check）して見直し（Action）をするというPDCAサイクルを展開し、継続的改善を図っていくこととします。



資料編

1 木津川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定体制

(1) 木津川市地域福祉計画策定委員会条例

平成26年3月28日条例第8号

木津川市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、木津川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 木津川市地域福祉計画の策定及び変更に関する事項。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する必要な事項
- (組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 地域関係者
 - (4) 教育関係者
 - (5) 医療関係者
 - (6) 社会福祉事業者
 - (7) 関係行政機関の代表者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事項が終了するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 令和6年度木津川市地域福祉計画策定委員会委員会員名簿

(敬称略)

区分	委員名	団体名(役職等)
第1号委員 (学識経験者)	◎ 安藤 和彦	京都西山短期大学客員教授
第2号委員 (福祉関係者)	○ 石塚 修二	木津川市民生児童委員協議会会长
	行衛 満	木津川市ボランティアセンター運営委員会委員長
	福井 さなえ	NPO法人 こそだてママnet理事長
	吉田 江里子	木津川市障害児・者親の会会长
	中森 啓之	木津川市老人クラブ連合会会长
	炭本 範子	木津川市更生保護女性会代表
第3号委員 (地域関係者)	植村 浩司	木津川市地域長会会长
	岩井 嘉之	木津川市消防団団長
第4号委員 (教育関係者)	東 将司	木津川市PTA連絡協議会会长
	鶴田 美幸	木津川市青少年育成委員会会长
	大塚 美江	木津川市女性の会会长
	田中 成一	木津川市校園長会会长
第5号委員 (医療関係者)	岡田 有史	相楽医師会副会長
第6号委員 (社会福祉事業者)	須河 浩一	社会福祉法人 いづみ福祉社会相談支援センター施設長
	馬 泰子	社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会会长
	林 知子	社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会副会長
	田中 敬士	社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会副会長
	藤本 進	社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会副会長
	井上 道治	社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会総務部副部長
	坂田 徹	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会福祉部長
第7号委員 (行政機関)	柘植 一二	京都府山城南保健所福祉課長
	山本 昌宏	木津川市健康福祉部長
第8号委員 (市民代表)	北川 康美	公募委員
	中澤 孝之	公募委員

※◎印:委員長、○印:副委員長

（3）第4次木津川市地域福祉活動計画策定作業部会 実施要項

【目的】

第4次木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画の策定に際し、住民を代表する社協役員としての意見を反映させるために作業部会をおく。

【班編成】

総務班、計画・検証班、ニーズ把握班の3班構成とする。

【委員】

正副会長、総務部会部長・副部長、地域福祉部会部長・副部長、民生福祉部会部長・副部長、広報委員会委員長・副委員長、支所会長・ボランティアセンター運営委員長・副委員長、1層・2層協議体委員長

【実施時期】

令和6年4～6月

【業務内容】

①総務班

- ・市との連絡調整
 - ・アンケート内容の検討（令和5年度11月第3週まで）
- *アンケート調査は令和5年度に終了
- ・計画全体に対する意見

②計画・検証班

- ・現行計画の活動計画の検証・事業内容の現状把握、見直し、検討
- ・調査シートの作成
- ・新規事業の計画

③ニーズ把握班

- ・住民懇談会・団体懇談会の実施によるニーズ把握

○懇談会 13回（1回2時間程度 平日昼間開催予定）

- ・地域懇談会 4箇所（木津西、木津東、加茂、山城）各1ヶ所 4回

*令和5年度の地域懇談会の結果も反映させる。

- ・団体懇談会 子育て関係団体、障がい児・者に関わる各種団体、お助け隊、

サロンリーダー、ボランティアリーダー、商店企業見守り隊、

支部長会、介護保険事業所代表者、地域長会 各1回 9回

(4) 第4次木津川市地域福祉活動計画作業部会 委員構成

総務班	馬 泰子	木津川市社会福祉協議会 会長
	林 知子	木津川市社会福祉協議会 副会長
	藤本 進	木津川市社会福祉協議会 副会長
	田中 敬士	木津川市社会福祉協議会 副会長
	原田 亘啓	木津川市社会福祉協議会 総務部会部長
	井上 道治	木津川市社会福祉協議会 総務部会副部長
計画・検証班	馬 泰子	木津川市社会福祉協議会 会長
	林 知子	木津川市社会福祉協議会 副会長
	藤本 進	木津川市社会福祉協議会 副会長
	田中 敬士	木津川市社会福祉協議会 副会長
	原田 亘啓	木津川市社会福祉協議会 総務部会部長
	井上 道治	木津川市社会福祉協議会 総務部会副部長
	三村 俊雄	木津川市社会福祉協議会 地域福祉部会部長
	辰巳 正	木津川市社会福祉協議会 地域福祉部会副部長
	辰巳 潤	木津川市社会福祉協議会 民生福祉部会部長
	三船 美香	木津川市社会福祉協議会 民生福祉部会副部長
	山村 弘	木津川市社会福祉協議会 広報委員会委員長
	尾崎 嘉幸	木津川市社会福祉協議会 広報委員会副委員長
	行衛 満	木津川市社会福祉協議会 ボランティア運営委員長
	松本 憲三郎	木津川市社会福祉協議会 ボランティア運営副委員長
ニーズ把握班	破石 俊夫	木津川市社会福祉協議会 ボランティア運営副委員長
	西本 俊明	木津川市社会福祉協議会 ボランティア運営副委員長
	馬 泰子	木津川市社会福祉協議会 第1層地域支え合い会議委員長
	林 知子	木津川市社会福祉協議会加茂支所会長、加茂地域支え合い会議委員長
	藤本 進	木津川市社会福祉協議会山城支所会長、山城地域支え合い会議委員長
	田中 敬士	木津川市社会福祉協議会木津支所会長、木津東地域支え合い会議委員長
	三村 俊雄	木津川市社会福祉協議会地域福祉部会部長、木津西部地域支え合い会議委員長
	辰巳 正	木津川市社会福祉協議会地域福祉部会副部長
	辰巳 潤	木津川市社会福祉協議会民生福祉部会部長
	三船 美香	木津川市社会福祉協議会民生福祉部会副部長

2 計画の策定過程

時期	実施事項	主な内容
令和5年12月25日	令和5年度第1回地域福祉計画策定委員会	○計画策定の流れについて ○計画策定の概要について ○市民アンケート調査について
令和6年1月～2月	住民意識調査アンケート実施 地域福祉関連団体アンケート実施	○市民意識調査アンケート 対象:市内在住の市民 2,000 人 有効回収票数:684 票 (34.2%) ○地域福祉関連団体アンケート 対象:市内の地域福祉関連団体 444 団体 有効回収票数:238 票 (53.6%)
令和6年4月～6月	地域懇談会・各種団体懇談会 総務・地域福祉・民生福祉部会・広報委員会 計画・検証班会議	○市内4か所で、地域住民との懇談会 ○介護保険事業所、障がい児・者関係団体、地域長等との懇談会(計8回) ○各部会・委員会で事業内容の現状把握と見直し ○計画検証班会議にて現状把握、見直しの共有
令和6年9月2日	令和6年度第1回地域福祉計画策定委員会	○市民実態調査結果について ○現計画の評価結果について ○計画骨子(案)について
令和6年10月29日	令和6年度第2回地域福祉計画策定委員会	○第1回策定委員会の結果について ○計画素案に関する審議
令和6年11月20日	令和6年度第3回地域福祉計画策定委員会	○計画素案に関する審議 ○パブリックコメントの実施について
令和6年12月16日～ 令和7年1月14日	パブリックコメント	○募集方法:計画(案)の市ホームページへの掲載、市内主要施設での閲覧 ○結果:57 件
令和7年2月19日	令和6年度第4回地域福祉計画策定委員会	○パブリックコメントの結果について ○計画最終案について

3 用語集

あ行

アウトリーチ

手を差しのべること。アウトリーチ型活動とは、援助が必要でも自発的に申し出をしない・できない人などに対して、公共機関などが積極的に働きかけて適切な対応をめざす訪問支援などの取組のこと。

Instagram（インスタグラム）

写真や動画を投稿し、ユーザーと共有できるソーシャル・ネットワーキング・サービスの一種。

インクルーシブ

「包括的」や「すべてを包み込む」の意味で、あらゆる人が排除されないこと。

インターンシップ

学生が就業前に企業などで職業体験をすること。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上 の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals（サステナブル・ディベロップメント・ゴーラズ）の略で、平成 27（2015）年9月の国連サミットで決められた令和 12（2030）年までの国際社会共通の開発指針。気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義等を優先課題として盛り込み、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目標とする。

NPO（エヌピーオー）

Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略で、民間非営利組織と訳される。医療・福祉、環境、災害復興、地域振興など様々な分野の市民運動やボランティア活動などを行う団体（組織）のこと。

お助け隊

高齢者や障がいのある方のちょっとした困り事への支援を行うボランティア団体。

親亡き後

生活をサポートしている両親が亡くなった後、障がいのある人の生活等に問題が生じること。

か行

基幹相談支援センター

地域における障がいのある人に対する相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び障がいの種類や程度に関わらず総合的に相談支援を行うことを目的に市町村ごとに設置するもの。

きずな食堂

子どもがひとりでも安心して来ることができ、大人も誰でも参加することができる「地域食堂」のこと。

協働

市民、社協及び市がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること。

クラウドファンディング

群衆(Crowd)と資金調達(Funding)を組み合わせた造語で、インターネットを通して不特定多数の人々に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法。

ケースワーカー

困っている人々に対して、家庭訪問や面接を通じて、本人の生活環境などを調査したり、相談に応じたり、福祉サービスの提供の有無を判断する、福祉事務所の実務を担う職員のこと。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の防止や青少年の育成に協力するボランティア団体のこと。

こども家庭センター

全ての妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。

子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点として、無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う施設。

個別避難計画

自宅近隣の方と避難所まで避難する計画をたてて登録することで、普段からの地域の共助・協力による防災意識を高め、災害による被害の軽減を目的とする計画のこと。

コミュニティビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また、コミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のこと。

さ行

災害ボランティアセンター

被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

CSW（シーエスダブリュー）

Community Social Worker（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の略。地域内で、生活上の支援が必要な人の状況を把握し、行政や地域住民と連携して様々な支援活動を行う専門職。

自主防災組織

災害対策基本法に規定されている、地域住民による任意の防災組織。

社会福祉法人

社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。地域福祉を進めるため、公益性、透明性、地域への貢献性を高めることが求められている。

住民参加型助け合いサービス

困った時はお互いさまの気持ちを持つ人たちが会員となり、有料（実費程度）で、清掃や洗濯、買い物などの家事や送迎などのサポートを行うもの（社協事業）。

障害者いきいきサポート窓口

障がいのある人の就職支援、就労先の相談、福祉サービス事業所の紹介、就労に係わる情報提供・相談支援等を行う市の事業。

女性センター

女性問題の解決、女性の地位向上、女性の社会参画推進のために市が設置している女性のための総合センター。

自立支援協議会

地域の障がい福祉に関して包括的に協議を行う、福祉関係者等で構成し、市町村が設置する協議会。

新型コロナウイルス感染症

令和元（2019）年に発生し、「SARS-CoV-2」というコロナウイルスの一種に感染することで発症する感染症。正式名称は COVID-19（コヴィッドナインティーン）。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役のこと。

成年後見制度

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、家庭裁判所により選任された成年後見人等が行う制度のこと。

た行

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域支え合い会議（協議体）

地域の多様な主体がメンバーとなり、地域にある課題について話し合い必要な活動や仕組みづくりを検討する場。

地域福祉コーディネート

地域の課題やニーズの解決に向けて、地域の資源（情報・人・場所など）をネットワークし、また、必要な資源を開発するなど、住民の地域福祉活動を支援すること。

地域福祉ネットワーク

地域福祉ネットワークとは、地域の様々な団体や個人が連携して互いに支え合い、助け合う網の目のような仕組み。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的を提供できるようにする仕組み。

地域包括支援センター

高齢者が地域で生活していくため、介護だけでなく、医療や虐待防止、介護予防・生活支援活動などの総合的なマネジメントを担い、支援していく中核として介護保険法で定められた機関で、市町村が日常生活圏域を踏まえて設置する。

つどいのひろば

乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流し、育児相談等を行う市の事業。

デマンド型移動サービス

予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する移動サービスのこと。

トライアル就職

就職に不安がある人を、一定期間試しに雇用し、適性や能力を見極めたうえで本採用する制度のこと。

な行

認知症力フェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症予防や症状の改善を目指した活動ができる場所のこと。

認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業

市内に居住し、認知症等により行方不明になるおそれのある方を対象に、事前にご本人の情報を登録していただき、万が一、行方不明になられた場合、関係機関に登録情報を提供し、少しでも早く発見することにつなげるもの。

ネグレクト

子どもの生活にとって最低限のものや環境を与えずに子どもを放置する児童虐待の一種。

ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動できることが社会の本来あるべき姿である、という考え方のこと。

は行

8050 問題

ひきこもりの長期高年齢化により、80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

パブリックコメント

市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画や条例等を立案する過程で、その案の趣旨、内容等を公表して市民等から意見を募集し、これに考慮して意思決定を行う一連の手続きのこと。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが生活や社会参加をする上で支障となる障壁を取り除くための施策、若しくは障壁を取り除いた状態のこと。建物の段差を取り除くなど、物理的な環境づくりを示すほか、心のバリアフリーなど分け隔てのない関係づくりのことも含む。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人が、会員となって、地域の中でお互いに助け合う相互援助活動に関する連絡調整を行う市の事業。

Facebook（フェイスブック）

世界最大のソーシャル・ネットワーキング・サービスの一種で、ユーザーとコミュニケーションや情報発信ができるサービスのこと。

福祉サービス利用援助事業

自分で判断することが難しい人が金銭管理や福祉サービス利用を適切に行えるよう支援する地域権利擁護事業（社協事業）。

フードパントリー

生活困窮者や低所得者等、何かしらの理由で食品を手に入れることができ困難な人へ、直接無料で食品を配布する支援活動のこと。

ふるさと納税

自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のこと（一定の上限あり）。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。

ボランティアセンター

市民が幅広くボランティア活動に参加できるよう、活動に関する相談、情報・資料の提供、講座の開催やボランティア活動に対する啓発や活動のコーディネートを行う拠点。

ホンデリングプロジェクト

寄贈された不要な本について、その売却代金を寄付として、交通事故や犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用される仕組みのこと。

ま行

マイタイムライン

住民一人ひとりのタイムラインであり、災害時に自身がとる標準的な行動を時系列的に整理したもの。

見守り隊

社協が中心となって組織する高齢者等の見守り活動。お元気サポーター（個人）と見守り隊加盟店（商店等）が活躍している。

モビリティ人材育成事業

交通に関する知見、データ活用のノウハウ、多様な関係者とのコーディネートを推進するスキルを活用しながら、地域の交通が目指すべき姿の実現に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業のこと。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

老障介護

高齢の親が障がいのある子どもの介護を行うこと。

老老介護

介護をする側・受ける側の双方が 65 歳以上の高齢者である状況のこと。